

令和3年旭市議会第3回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 令和3年9月2日（木）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
委員長の互選	2
副委員長の互選	3
決算審査の日程及び各議案の審査方法について	3
閉会	5

決算審査特別委員会 令和3年9月9日（木）

付議事件	7
出席委員	7
欠席委員	7
委員外出席者	7
説明のため出席した者	7
事務局職員出席者	8
開会	9
議案の説明、質疑	10
議案の採決	85
散会	85

決算審査特別委員会 令和3年9月10日（金）

付議事件	87
出席委員	87
欠席委員	87
委員外出席者	87
説明のため出席した者	87
事務局職員出席者	88
開会	89
議案の説明、質疑	89
議案の採決	109
閉会	118

建設経済常任委員会 令和3年9月14日（火）

付議事件	121
出席委員	121
欠席委員	121
委員外出席者	121
説明のため出席した者	121
事務局職員出席者	121
開会	123
議案の説明、質疑	124
議案の採決	134
所管事項の報告	135
閉会	137

文教福祉常任委員会 令和3年9月15日（水）

付議事件	1 4 1
出席委員	1 4 1
欠席委員	1 4 1
委員外出席者	1 4 1
説明のため出席した者	1 4 1
事務局職員出席者	1 4 2
開会	1 4 3
議案の説明、質疑	1 4 4
議案の採決	1 5 3
所管事項の報告	1 5 4
閉会	1 6 1

総務常任委員会 令和3年9月16日（木）

付議事件	1 6 5
出席委員	1 6 5
欠席委員	1 6 5
委員外出席者	1 6 5
説明のため出席した者	1 6 5
事務局職員出席者	1 6 6
開会	1 6 7
議案の説明、質疑	1 6 9
議案の採決	1 7 5
所管事項の報告	1 7 5
閉会	1 8 2

決算審査特別委員会

令和3年9月2日（木曜日）

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員（8名）

委員長 飯嶋正利

副委員長 遠藤保明

委員 景山岩三郎

委員 向後悦世

委員 宮澤芳雄

委員 林晴道

委員 平山清海

委員 片桐文夫

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 木内欽市

副議長 宮内保

事務局職員出席者

事務局長 花澤義広

事務局次長 向後哲浩

開会 午後 1時20分

○**議会事務局長（花澤義広）** 本会議でお疲れのところ、ご苦労さまでございます。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たり、委員長が選出されておられませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます景山岩三郎委員に座長を務めていただきたいと思います。

それでは、景山岩三郎委員、よろしく申し上げます。

（座長 景山岩三郎 座長席に着席）

○**座長（景山岩三郎）** 議員の皆様には、議案質疑、大変お疲れさまでございました。

ただいまご指名をいただきました景山でございます。

委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、木内議長、宮内副議長に出席をいただいておりますので、木内議長よりご挨拶をお願いいたします。

○**議長（木内欽市）** 委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいま本会議におきまして、8名の皆様方に決算審査特別委員会委員を選任いたしました。これから正副委員長の互選がございますが、この委員会は予算がどのように使われたか、費用対効果はどうであるか、大事な委員会であります。皆様方の意見を基に新年度の予算が組まれるという大変重要な委員会でございますので、十分なる審査をお願い申し上げます。

それでは、ひとつよろしく願いいたします。

○**座長（景山岩三郎）** どうもありがとうございました。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の正副委員長の互選の件について、初めに、委員長の選出をお願いいたします。

それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

○**委員（宮澤芳雄）** 飯嶋正利委員をお願いします。

○**座長（景山岩三郎）** ただいま宮澤委員より、委員長に飯嶋委員をとのご意見がございました。

飯嶋委員を委員長とすることで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○座長(景山岩三郎) ご異議なしと認めます。

よって、飯嶋委員が委員長に決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。

飯嶋委員、委員長席までお進みください。ご挨拶をお願いいたします。

(委員長 飯嶋正利 委員長席に着席)

○委員長(飯嶋正利) ただいま皆様方よりご推挙いただきました、委員長を務めさせていただくことになりました飯嶋でございます。どうぞご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

引き続き、決算審査特別委員会の副委員長を選出したいと思います。

それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

宮澤委員。

○委員(宮澤芳雄) 遠藤保明委員をお願いしたいと思います。

○委員長(飯嶋正利) ただいま宮澤委員より、副委員長に遠藤委員をとのご意見がございました。遠藤委員を副委員長とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、遠藤委員を副委員長とすることに決定いたしました。

ここで副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○副委員長(遠藤保明) ただいま皆様よりご推挙いただきました遠藤です。よろしくをお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) なお、ただいまの正副委員長の当選結果については、この後の本会議において議長より報告させていただきます。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしくをお願いいたします。

○議会事務局長(花澤義広) それでは、決算審査の日程と各議案の審査方法についてご説明いたします。

お手元に配付いたしました審査の日程及び審査方法(案)をご覧くださいと思います。

決算審査の日程につきましては、9月9日、10日、13日の3日間を予定しております。

審査方法ですが、一般会計の審査方法については、初めに歳入全般についての審査を行い、歳出については一つの款ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。日程につい

ては、日にちで区切らずに順次審査することとしております。

なお、特別会計と企業会計については、従前どおり会計ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。また、執行部の職員の出席ですが、款ごとに入れ替えますと時間もかかりますので、従前の区分どおり、一般会計は四つに区分し、特別会計と企業会計に分けて対応していただく予定でございます。

説明は以上でございます。

決算審査の日程及び各議案の審査方法について、ご協議をお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 事務局の説明は終わりました。

ただいま事務局より決算審査の日程及び各議案の審査方法についての協議がありました。それでは、ご意見がありましたら、お願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 参考までに、事務局案というのがあったら。

○議会事務局長（花澤義広） 事務局案というのが、今お配りしましたその日程案です。

○委員長（飯嶋正利） 特にないでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようでございますので、決算審査の日程及び審査方法については、ただいまの事務局の説明どおりということで決定させていただきます。

なお、一般会計の歳出の審査については、1款から順次審査していくということですが、1款は議会費となりますので、2款の総務費から審査したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、事務局より確認事項がありますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（花澤義広） それでは、確認事項を申し上げます。

ただいま決算審査の日程と各議案の審査方法について決定いたしました。また、執行部の説明者の出席につきましても、従前と同じ区分ということで決定いたしましたので、その旨を執行部へ事前に連絡したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 事務局の確認事項は終わりました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時31分

決算審査特別委員会

令和3年9月9日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 令和2年度旭市一般会計決算の認定について
議案第 2号 令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3号 令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 令和2年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 7号 令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について
議案第 8号 令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について

出席委員（8名）

委員長	飯嶋正利	副委員長	遠藤保明
委員	景山岩三郎	委員	向後悦世
委員	宮澤芳雄	委員	林晴道
委員	平山清海	委員	片桐文夫

欠席委員（なし）

委員外出席者（6名）

議長	木内欽市	副議長	宮内保
議員	島田恒	議員	井田孝
議員	永井孝佳	議員	崎山華英

説明のため出席した者（49名）

副市長 飯島茂 秘書広報課長 椎名実

行政改革推進課長	大八木 利 武	総務課長	宮内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財政課長	山 崎 剛 成
税務課長	伊 藤 義 一	市民生活課長	八 木 幹 夫
環境課長	高 根 浩 司	保険年金課長	穴 澤 昭 和
健康づくり課長	齊 藤 孝 一	社会福祉課長	椎 名 隆
子育て支援課長	多 田 英 子	高齢者福祉課長	赤 谷 浩 巳
商工観光課長	加 瀬 博 久	農水産課長	多 田 一 徳
建設課長	浪 川 正 彦	都市整備課長	栗 田 茂
会計管理者	向 後 稔	消 防 長	伊 東 秀 貴
教育総務課長	杉 本 芳 正	生涯学習課長	伊 藤 弘 行
体育振興課長	柴 栄 男	監査委員局長	高 野 久
農業委員会事務局長	向 後 秀 敬	その他担当員	24名

事務局職員出席者

事務局長	花 澤 義 広	事務局次長	向 後 哲 浩
副 主 幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

本日はお忙しいところ、ご苦労さまでございます。秋雨前線のせいか随分気温が下がったような気がします。委員の皆様、執行部の皆様におかれましては、十分体にご自愛いただきながら頑張っていたきたいなというふうに思います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、崎山華英議員、永井孝佳議員、井田孝議員、島田恒議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

本日、木内議長と宮内副議長に出席いただいておりますので、代表して木内議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本委員会は、令和2年度の決算という大変重要な審査があるわけであります。総予算額は513億4,300万円、この予算がどのように使われたか、費用対効果はどうだったか、大変重要な審査であります。皆様方の意見を参考に、来年度の予算が組まれる重要な決算委員会であります。

なお、4名の新人議員の皆様、傍聴ご苦労さまでございます。皆さん方の熱意が伝わってまいります。この決算審査を十分勉強することで、私も最初議員になったときに言われました。決算審査を十分勉強すれば、議員の1期2期やったぐらいと同じぐらいの実力がつくと言われております。どうかしっかりと勉強してください。

それでは、飯嶋委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案説明のために、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして、飯嶋副市長、ご挨拶をお願いいたします。

○副市長（飯島 茂） 皆様、おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日審査をお願いいたします議案は、令和2年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決

算の可決、認定についての8議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、認定くださいますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ここで、飯嶋副市長は所要のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

再開 午前10時 3分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月2日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について、議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定についての8議案であります。

審査の日程ですが、本日と10日金曜日、13日の月曜日の3日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第1号の一般会計については、初めに歳入全般について審査し、歳出については款ごとに財源である歳入と併せて審査いたします。

議案第2号から議案第8号までの特別会計と企業会計については、議案ごとに歳入歳出を

併せて審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、お手元に配付した資料の区分ごとに担当課の入替えを行いますので、併せてよろしくお願いいたします。

なお、審査における質疑ですが、木内議長、宮内副議長にもご出席をいただいておりますので、正副議長の発言を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員外の議員は、特に発言したいことがある場合は委員長に申し出てください。委員会に諮り可否を決めます。

それでは、議案第1号の審査を行います。

議案第1号、旭市一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

財政課長。

○**財政課長（山崎剛成）** 議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

○**委員長（飯嶋正利）** 着座で結構です。

○**財政課長（山崎剛成）** ありがとうございます。それでは、座らせていただきます。

それでは、財政課からは歳入について説明いたします。

歳入につきましては、本会議において補足説明を申し上げたところですので、それ以外の部分について説明をいたします。

それでは、お手元にお配りしております令和2年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。こちら議案と一緒にお配りさせていただいたこちらの資料になります。

それでは、説明をさせていただきます。

初めに、この資料について1点、ご説明させていただきます。

令和2年度決算におきましては、国の事業や本市独自のものも含めまして、新型コロナウイルス対策事業を多数実施いたしておりますので、この資料の一番後ろに新型コロナウイルス感染症対策事業一覧としてA3の資料を追加してございます。ここに掲載されている事業のうち主なものはこの後、各課から説明がございまして、この一覧につきましては、参考資料として後ほどご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の11ページをお願いいたします。

この表は歳入歳出決算総括表であります。左の歳入の表を用いまして、その内容と性質を説明してまいります。主なものについて説明いたします。

1款市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などで構成されておりまして、歳入全体に占める決算額構成比は12.6%でございます。

ちょっと下にいきまして、6款に移ります。6款法人事業税交付金は、令和2年度から新たに創設されたもので、法人事業税のうち市町村分相当額を従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

続いて、7款地方消費税交付金は、地方消費税のうち市町村分相当額を人口及び従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は3.0%でございます。

続いて、8款環境性能割交付金は、令和元年10月1日の自動車取得税の廃止に伴い創設された自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の100分の95を国道、県道の延長や面積で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

9款地方特例交付金は、税制改正等により地方の減収などが生じた場合に特例的に交付される交付金で、令和2年度は個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分と、消費増税に伴う自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の軽減措置の減収分に対する補填額が交付されておりまして、構成比は0.2%です。

10款地方交付税は、市町村間の財源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、理論的に計算された一定額を国が市町村に交付するものです。

このうち普通交付税は標準的な行政経費に対する財源不足額について国から交付されるものです。一方、特別交付税は災害関係経費など、普通交付税の算定に反映することのできなかった特殊な事情を考慮して交付されるもので、この2つを合わせた構成比は26.1%です。

続いて、1つ飛びまして、12款分担金及び負担金は、市が行う事業による利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、小・中学校の給食費などが該当し、構成比は0.4%です。

13款使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、施設使用料や住民票の写しの交付手数料などが該当し、構成比は1.0%です。

14款国庫支出金は、国が一定の義務、あるいは責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を国が交付するもので、負担金、委託費、財政援助のための補

助金などがありまして、構成比は23.3%です。

15款県支出金は、国庫支出金と同じように県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと国庫支出金と併せて交付するものがあり、構成比は5.4%です。

2つ飛びまして、18款繰入金です。こちらは特別会計または基金からの資金収入で、構成比は4.4%です。

続いて、21款市債は、主に学校や道路などの公共施設の整備のための資金として、国や銀行から長期で借り入れる地方債であり、構成比は11.2%です。

12ページをお願いいたします。

歳入の状況になります。

歳入全体を財源別で見ますと、左側のほうですが、令和2年度の下から4段目、一般財源の決算額というところがございます。そちらをご覧ください。

歳入の合計額は478億1,791万円でございますが、そのうち市税などの市が自由に使える財源であります一般財源については254億402万9,000円で、前年度と比較しますと右側になりますが、差引増減の欄、30億2,424万6,000円、13.5%の増となりました。

増の主な要因は、地方交付税のうち広域ごみ処理施設整備に係る震災復興特別交付税の増や繰越金などの増によるものであります。

その1つ下の段になりますが、あらかじめ使い道が定められている特定財源につきましては224億1,388万1,000円で、前年度と比較すると右側になりますが、126億8,563万7,000円、130.4%の大幅な増となっております。

増の主な要因は、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備など、大型事業に係る市債の増のほか、新型コロナウイルス対策として国から交付された特別定額給付金給付事業に係る補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによるものでございます。

さらに、その下の段になりますけれども、自主財源と依存財源で見えますと、自主財源、これは市税をはじめとして使用料、手数料、分担金、負担金、繰越金など市が自らの権限で調達できる財源であります。繰越金などの増によりまして、また右側になりますけれども、前年度に比べて20億7,228万1,000円、17.1%の増となりました。

一番下の依存財源ですが、これは国県支出金や地方債など、国や県の決定により交付されるものですが、これは右側になりますが、前年度に比べ136億3,760万2,000円、68.3%の増となっております。

増の主な要因は、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備などに係る市債の増のほか、特

別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによるものでございます。

この資料の説明は以上となりまして、続きまして、決算書のほうをご用意いただきたいと思っております。決算書になります。

決算書の354ページをお願いいたします。

こちらは令和2年度旭市一般会計実質収支について説明いたします。

歳入の総額は478億1,791万円、歳出の総額が448億1,385万2,000円で、歳入歳出の差引金額は30億405万8,000円となりました。翌年度に繰り越すべき財源として、6月議会でも報告させていただきましたが、(2)の繰越明許費繰越額が9億1,682万2,000円で、生涯活躍のまち形成事業や震災復興・津波避難道路整備事業など23事業に係るものでございます。

(3)の事故繰越し繰越額は8,802万4,000円で、令和元年の台風被害に係る農業災害対策支援事業など4事業に係るものです。繰り越すべき財源の合計が10億484万6,000円で、これを差し引いた令和2年度の実質収支は19億9,921万2,000円となりました。

続きまして、主な歳入について説明いたします。42ページをお開き願いたいと思っております。

上のほうになります。18款2項の基金繰入金について、順番にご説明いたします。

まず、1目財政調整基金繰入金は右のページの備考欄になりますが、5億2,000万円で、新型コロナ対策事業なども含め一般財源の不足する分に対しまして充当いたしました。

続いて、44ページをお願いいたします。

一番上になります。2目庁舎整備基金繰入金は6億2,913万円で、新庁舎建設事業等に充当いたしました。

続いて、3目災害復興基金繰入金は7,267万3,000円で、津波被災住宅再建支援事業をはじめ、観光資源創出プロモーション事業などに充当いたしました。

続いて、4目東日本大震災復興交付金基金繰入金は2億5,970万3,439円で、主に震災復興・津波避難道路整備事業に充当いたしました。

なお、東日本大震災復興交付金基金は、復興交付金の精算に伴いまして、令和2年度末をもって廃止となっております。

5目地域振興基金繰入金は5億4,760万2,000円で、生涯活躍のまち形成事業のほか、定住促進奨励金交付事業や文化振興事業などに充当いたしました。

続いて、6目ふるさと応援基金繰入金は5,178万9,000円で、学校いきいきプラン事業や商業活性化推進事業などに充当いたしました。

続いて、48ページをお願いいたします。

21款の市債については、こちら収入済額が右のページになりますが、53億7,715万5,000円となっております。このうち合併特例債の対象となった事業は16事業で、金額の合計は47億7,380万円となります。合併特例債の対象事業の主なものにつきましては、1項1目総務債の備考欄1、新庁舎整備事業債29億760万円や3目の衛生債の2節清掃債、備考欄1、広域ごみ処理施設整備事業債11億9,030万円などがございます。

なお、これらの合併特例債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

続いて、50ページをお願いいたします。

8目の臨時財政対策債は、収入済額は2億円となっております。

なお、発行可能額は6億9,332万5,000円ございました。

臨時財政対策債につきましては、発行しなかった額も含めた元利償還金の100%が交付税措置されるものであります。

続いて、10目減収補てん債は収入済額8,075万5,000円で、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地方も大きく減収となることが見込まれたため、国が減収補てん債の対象となる地方税等を追加したことから、本市でも減収分について発行したもので、元利償還金の75%が交付税措置されることになっております。

以上で財源課の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

税務課長、着座で結構です。

○税務課長（伊藤義一） それでは、着座で失礼いたします。

それでは、税務課から令和2年度の決算について補足説明を申し上げます。

資料としてお配りしてあります令和2年度決算補足説明（市税の収納状況等）をご覧ください。資料の右上に「議案第1号 税務課」となっている4枚つづりの資料になります。

それでは、まず1ページをお開きください。

初めに、市税の収納状況についてご説明いたします。

この表は、国民健康保険税を除く市税全体を前年度と比較したものでございます。

区分の欄Aの令和2年度調定額の合計は82億3,259万2,031円で、対前年比1,192万9,581円の減となりました。

Bの収入済合計は77億6,975万6,961円で、対前年8,193万1,076円の増となりました。

Cの不納欠損額合計は5,869万1,621円で、対前年5,256万4,551円の減となりました。

1つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で4億504万8,491円となり、前年度より4,201万7,392円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和2年度の現年分が98.32%で、0.11ポイントの増、滞納繰越分が25.28%で4.78ポイントの増となり、現年・滞納繰越しの合計は94.37%で、前年度より1.14ポイントの増となりました。

続いて、2ページをお願いします。

この表は市税を税目別に前年度と比較したもので、説明は主な税目について、一番右側の収入済額増減のみを申し上げます。

初めに、市民税の個人分については、上から2列目、対前年1,232万2,049円の増となりました。

その3列下の法人分については、対前年1,412万1,300円の減となりました。

次に、3列下、固定資産税ですが、対前年7,187万4,944円の増となりました。

次に、下から6列目になりますが、都市計画税は603万9,229円の増となりました。

固定資産税、都市計画税の増の主な理由は、新築住宅等の家屋の増によるものでございます。

以上、市税合計では下から3列目、対前年8,193万1,076円の増となりました。

続いて、3ページをお願いします。

この表は、税目別に収納率を前年度と比較したものととなります。一番右側の列を見ていただくと分かる通り、ほとんどの税目で前年度を上回っております。

次に、4ページをお願いします。

このページの表は、差押え処分等を前年度と比較したもので、国民健康保険税を含めた市税全体の件数及び金額となっております。

上の表は預貯金や給与等の差押え件数を種別ごとにまとめたもので、令和2年度の合計は560件で、差押えによる充当額は9,670万2,547円となりました。

一番下の表は、預貯金や給与等の財産調査件数で、令和元年度は3,450件の財産調査を行いました。

次に、5ページをお願いします。

上段の表は国民健康保険税を除いた過去5年間の市税全体の収納率となります。令和2年度の市税合計の収納率は94.37%で、平成28年度と比較しますと5.73ポイントの増となって

おり、毎年少しずつ伸びてきております。

下段の表は過去5年間の収入未済額、こちら滞納額になりますが、そちらの推移となります。令和2年度の現年分、滞納繰越分の合計は4億504万8,491円で、平成28年度と比較しますと、4億36万3,124円、滞納額を縮減することができました。

次に、6ページをお願いします。

この表は過去5年間の夜間及び休日納付窓口の状況で、国民健康保険税を含んだ数値になります。

上の表は夜間、休日窓口の合計で、令和2年度は1,584万3,150円の納付がありました。

以上のとおり、令和2年度の市税の収納状況をご説明しましたが、今後も滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

以上で、議案第1号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

2款総務費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 着座にて失礼いたします。

ただいま委員長からは、2款総務費についての説明ということでしたので、それでは、私からは、まず人件費について、これは1款から10款にまたがりますので、人件費の決算全体についてのご説明となります。

お手元に配付してあります令和2年度一般会計人件費決算について、「議案第1号 総務課」というふうに枠でかこってある資料になりますので、お手元のほうにご用意をお願いいたします。

この資料は、一般会計決算書の各款に計上しております2節給料、3節職員手当等、4節共済費のそれぞれを集計したものになります。令和2年度と令和元年度を比較しております。

それでは、初めに2節給料になります。令和2年度は23億4,682万6,199円、令和元年度と

比較して3,082万6,701円の増となりました。

次に、3節職員手当等は、令和2年度が12億6,947万1,506円、令和元年度と比較して4,168万5,020円の減となりました。職員手当のうち、特に増減の大きなものについてご説明いたしますと、まず、エの行、時間外勤務手当になります。約3,650万円の減額の主な要因は、令和2年度は前年と比べて幸いにも大きな災害がなかったことと、コロナ禍により各種イベントが中止となったことから、全体的に職員の時間外勤務が減少したことによるものです。

次に、カの期末手当の約760万円の減となった要因は、人事院勧告等により期末手当の支給月数が2.6月分から2.55月分となり、0.05月分の減となったことによるものでございます。

次に、コの休日勤務手当になります。こちらは支給対象者のほとんどが消防職の職員になります。約720万円の減額の要因は、令和元年度が天皇即位などの関係で祝日の日数が例年に比べ多く、令和2年度は例年の日数となり、休日の勤務が減ったことによるものでございます。

続いて、表の下から3行目の4節共済費になります。令和2年度は7億2,145万9,681円、令和元年度と比較して686万4,779円の増となりました。

合計では、令和2年度が43億3,775万7,386円、令和元年度と比較いたしまして399万3,540円の減となりました。主な要因ですが、職員数については前年度と比較して再任用、短時間勤務職員が12名の増となったことで、給料と共済費は増となりましたが、一方で、人事院勧告等に基づく期末手当の支給率の減や時間外勤務手当、休日勤務手当の減により、合計として減額になったことによるものでございます。

なお、2枚目の資料は、特別会計と企業会計を含めた全ての人件費の決算でございまして、参考に添付をさせていただいております。

以上で人件費の決算についての説明を終わります。

続きまして、総務課の主要事業についてご説明いたします。

恐れ入りますが、決算に関する説明資料をご準備いただきたいと思います。

それでは、決算に関する説明資料28ページをお願いいたします。

新庁舎建設事業になりまして、決算書では91ページになります。

事業の概要につきましては、建築工事のほか、什器、備品等の購入や議場マイクシステム、セキュリティシステム構築などの関連業務を行い、新庁舎建設工事を完了させました。また、開庁に向けての準備を進め、移転作業のスケジュールをまとめたものになります。

決算額については34億9,016万5,000円です。財源内訳になりますが、上の表のほうになりますが、地方債、これは合併特例債でございます、29億760万円、そのほかは庁舎整備基金繰入金で5億8,000万円、ふるさと応援基金繰入金が38万9,000円です。一般財源は217万6,000円となります。

事業内容については、委託料の議場マイクシステム、情報表示システム、番号発券機システム、セキュリティシステムの整備として6,909万6,500円、設計業務のうち施工管理分として5,589万3,004円、工事請負費は建設工事の前払い金を除いた工事費及び道路上の市役所案内看板の修正工事等として30億2,511万1,200円、備品購入費は事務室や議場の机、椅子、棚などの購入費として3億3,703万3,721円、そのほか事務費等は竣工式の消耗品等の需用費や新庁舎案内パンフレットの印刷製本費として303万224円となっております。

次に、決算に関する資料の29ページをお願いいたします。

特別定額給付金給付事業になります。決算書では97ページになります。

事業の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、令和2年4月27日の緊急事態宣言発出後、迅速に市民の精神的・経済的な負担を軽減するため、1人当たり10万円の特別定額給付金を給付いたしました。支給対象者は6万4,992人に対し6万4,897人に支給し、支給率は99.9%でした。決算額は65億1,038万円で、財源内訳は全額、国県支出金です。

事業内容は事務費として、郵送費や電算業務委託など2,068万128円、給付金が6万4,897人分で64億8,970万円となっております。

次に、決算に関する説明資料の30ページをお願いいたします。

事業の概要ですが、元気回復特別給付金給付事業で決算書は97ページになります。事業の概要ですが、新型コロナウイルス感染症による経済的影響への対策で国から給付された特別定額給付金と併せ、地方創生臨時交付金を活用した市独自の緊急経済対策の一環として、市内全世帯へ元気回復特別給付金を支給いたしました。こちらは1世帯当たり2万円、2万6,322世帯に支給しております。決算額は5億2,650万8,000円で、財源内訳は国県支出金、これは地方創生臨時交付金ですが、2億4,090万7,000円、一般財源は2億8,560万1,000円です。

事業内容は事務費として需用費が6万8,167円、負担金補助及び交付金が5億2,644万円となっております。

以上で総務課所管事業の説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、企画政策課から決算に関する説明資料、同じ資料になりますが、こちらによりご説明させていただきます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

ふるさと応援寄附推進事業です。決算書は79ページになります。

決算額は3,319万1,000円、財源は全額、一般財源となっております。

事業内容の主なものは、委託料となります。

委託料の内容は、専用ホームページの作成から寄附の受付と受納、返礼品の発送など、業務を一括で委託しております。

寄附受納額は個人と団体を合わせて7,336万3,434円で、このうち市外の個人寄附2,842件に対し返礼品を送付しました。また、寄附金全額をふるさと応援基金に積み立てております。

事業効果といたしましては、新たな財源を確保するとともに、市特産品などの返礼品を送ることにより、旭市の一層のPRが図られたと考えております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

生涯活躍のまち形成事業です。決算書のほうでは81ページになります。

決算額は3,740万9,000円で、財源は全額、一般財源となっております。

事業内容の委託料は、都内での移住セミナーやPR資料の作成、事業実現のための助言などの支援、専用ホームページの運営など、本事業を推進していくためのコンサル委託料です。

負担金補助及び交付金は、主にイオンタウン株式会社が実施する多世代交流施設「おひさまテラス」の整備に係る基本設計費のための負担金です。事業効果につきましては、表の一番下に記載のとおりでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

定住促進奨励金交付事業です。決算書では89ページになります。

決算額は3,293万円で、財源は地域振興基金を充てております。

事業内容ですけれども、新たに旭市へ転入し、新築住宅の建設、購入または中古住宅を購入した人に対しまして、取得費用の一部として奨励金を交付するものです。奨励金交付件数は47件、内訳に関しましては、新築住宅が37件、中古住宅が10件となっております。この事業に伴う転入者は47世帯、126人となりました。

続きまして、26ページをお願いいたします。

デマンド交通運行事業です。決算書では89ページになります。

決算額は1,858万8,000円で、財源は全額、一般財源を充てております。市の区域を3区域に分けて運行を市内タクシー業者3社に委託しており、運行実績については上の表に記載のとおりですけれども、年間で4,091人の方にご利用をいただきました。

表の2段目ですけれども、事業概要の主なものとしまして、1項目めから3項目めまでが予約配車センターの会計年度職員関連経費で、合計546万4,136円、その下、委託料はタクシー事業者に支払う運行委託料となっております。

続きまして、27ページをお願いします。

公共交通応援事業です。決算書では91ページになります。

決算額は1,910万円で、財源は全額、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動自粛等により影響を受けた、市内を経由する高速バス会社2社及び市内タクシー会社4社に対しまして、事業継続支援及び感染症対策費として補助金を交付しました。各事業者への給付実績につきましては、表のとおりでございます。

企画政策課からは以上です。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

それでは、2款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、総務費について2点お尋ねをいたします。

決算書の81ページ、生涯活躍のまち形成事業、中段のそれから説明欄18、一番下のほうです。ね、ふるさと回帰支援センター会費、この中に旭市オンライン移住セミナーというのが開催されていると思うんですけれども、回数と参加者について教えていただきたいと思います。

続いて、95ページ、説明欄3、防犯対策事務費の12節の防犯パトロール委託料、これについて内容と、それから人数と年間の回数、分かりましたらお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、81ページのふるさと回帰支援センターの関連の費用につきまして説明いたします。

ふるさと回帰フェアというものが行われまして、こちら例年東京国際フォーラムを会場に
対面式の開催で行われております。

○委員長（飯嶋正利） 着座で結構です。

○企画政策課長（小倉直志） 失礼いたします。

例年は対面式の開催なんですけれども、昨年度はコロナ禍により10月10日、それと11日の
2日間の日程でオンラインによる開催となりました。10日には226団体、11日は264団体が出
展しております。こちら行ったところ、コロナ禍による周知不足や初めての大規模なオンラ
インによる開催ということもありまして、相談件数が全体に極端に少ない状況でございまし
た。ちなみに本市におきましては、2日間にわたり出展しましたが、参加者数は1組のご夫
婦のみでした。

その他12節の委託料、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料の中でも移住セミナーを3回
開催しております。こちらは参加者数は3回の開催で31人でございました。

コロナ禍ではありますけれども、引き続き移住者誘致のため実施可能なPR活動を効果的
に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、95ページの防犯パトロールの委託料に関しまして、ご説
明申し上げます。

まず、こちらは内容でございますけれども、俗に言う青パト、青色の回転灯をつけた車の
公用車によりまして、市内全域を主に通学路を中心に3ルートありまして、そちらを年間を
通じてお願いしております。回数につきましては189回、人数につきましては2人1組で189
回回りますので、延べ378人となっております。

あとは、これはシルバー人材センターのほうにお願いをして実施をしております。日数的
には2日に一度程度というようなことで実施しているものでございます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 自分もよく東京の方から尋ねられるんですけれども、一戸建ての戸建て
の民家で畑のあるうちを買いたいというんですけれども、希望者は意外とあるんですけれど
も、この個人的に旭市に知人がいれば話は進むんですけれども、なかなか知り合いがない
と、やはりこういうイベントとかセミナーとか、非常に大事だと思うんです。これ生涯活躍

のまちが進んでいって、建物の形ができて、なかなかこれが目に見えるものになってくると、また参加者が増えると思いますので、引き続き頑張ってくださいと思います。

防犯パトロールについて再質問します。

これ非常にいつでしたか、総理大臣が年末の予算が余ったということで、警察OBとガードマンですかね、の方に依頼して市町村単位で夕方の時間帯の下校時だと思うんですけども、併せて防犯パトロールを実施したんですね。小泉総理大臣のときでしたか、そうしたら犯罪が急激に減少したという実績があるんですけども、やはり防犯パトロールという効果というのは非常に大きいと思うので、そういう意味で質問したんで、できれば規模を拡大するつもりで大々的に継続していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） そうですね、規模の拡大というようなもの、今現在はちょっと考えておりませんが、令和2年度からはシルバー人材センターのほうではなく、今度会計年度という形で新たにパトロールを行う方をお願いしましてやるような形になりましたので、あとは実施回数とそういったものをまた内部で調整しまして、規模を拡大といいますか、そういった回数が増やせるようであれば、また増やすようなことをしたいなというふうに考えております。

また、併せて防犯指導員の方々による自主的な街頭パトロールといいますか、そういった指導もしていただいているのが現状であります。それとあと、学警連のほうの補導委員会であつたりとか、あとは委員も役に就かれています警察関係のほうの補導関係といいますか、そういったもののほうも大変協力いただいておりますので、かなり内容的には数多くのパトロールが実施できているのかなということではありますが、市独自としましては、もう少し増やせるようであれば、今後検討していきたいと思いますので、よろしくご支援のほうお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。防犯指導員というのは、たしか青パトに年間2回乗るといって、これ講習受けないと青パト乗れないですから、せっかく講習受けて青パトに乗らないのでは、ちょっと残念だと思うんですけども、今継続してそれは行われていますよね。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 青パトに乗るためには防犯指導員の方に講習会を毎年実施しています、そこで新たに指導員になられた方には講習を受けていただいて、青色灯の回転できるようなものの車を運転できるような形というものは毎年行っているわけでありまして、残念ながら、コロナウイルスの関係がありまして、なかなか開催できないのが現状ではありますけれども、極力またそういったものを周知並びにそういった研修を実施していきたいと考えております。

○委員（宮澤芳雄） よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

木内議長。

○議長（木内欽市） 今の宮澤委員とちょっと関連なんです、移住セミナーやっていたらっしゃると言いましたが、これ年何回ぐらいやったんですか。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 昨年度は3回行っております。それでその3回の中で先ほど申し上げましたが、参加者が31人ということでした。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） 一宮町が都心からの移住者が非常に増えているというのは、皆さんもご存じでしょうけれども、やっぱり都心から1時間半ぐらいだそうですね。それで私もいつか行ったことがあるんですが、都会の方々が来るのに、近過ぎても駄目だそうなんです。

ある程度ドライブがてら来て、ですから、よく週末だけこちらに、土日だけこちらにいて家庭菜園をやって非常にいいとかという、よくテレビでやりますが、そうすると、条件同じなんです、旭市の場合も。都会から約1時間半、ちょうどいい位置にあるんです。

それで気候的にもいいし、たまたま台風が昨年来ましたが、銚子市とこの辺はちょうど台風が一番被害が少ないところなんです。ですから、そういった面でも非常に恵まれているので、ぜひもう少し来年度はそういうセミナーとかを予算をつけてもらって、移住者を増やそうような方策をしていただきたいと、このように私は思うんですね。

それとあと、ご存じのように空き家が増え続けています。そうするとね、空き家がどこでも困っているんですよ、皆さん方も困るでしょうが。そうすると、その農家の空き家とかを

こういう人たちに住んでもらえば、両方の効果出ますんで、ぜひお願いをしたいと思いますが、いつも課長が言っていた、前にも言っていたピンチをチャンスなんですよ。

今このコロナの影響で、本来はピンチなんですが、しかしそれを逆手に取って、旭市にとってはピンチをチャンスに変える絶好の機会だと思いますので、課長がおっしゃっていたとおり、ピンチをチャンスにする絶好の機会ですので、こういうコロナを機会なんて言っちゃ不謹慎かも知れませんが、そういうピンチをチャンスに変えていただきたいと、このように思います。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 私も議長おっしゃるとおりだと思っております。それで移住セミナー等については、今年度も予定しておりますし、来年度もかなりやっていきたいと思っています。

今年度予算でお試し移住ということで、予算を取りまして用意をしておったんですが、できれば夏の間にお試し居住していただくというようなことを予算取りをしてあったんですが、やはりこのコロナ禍の関係で来年に先送りということにしております。来年の夏であれば、おひさまテラスを中心とした生涯活躍のまちの姿が見えてきているところで、タイミング的にもよろしいかなということを考えております。

それと、空き家の関係ですけれども、空き家につきましては、今般、条例改正案が都市整備課のほうから示されております。条例の改正案がございます。あれが通りましたら、空き家バンクについても着手していくような形になるかと思っております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） それで、やっぱり若者は一旦は出てしまいますね。というのは、大学はほとんどが東京にあるわけですから、一旦ほとんどの若者は東京に行くんですよ。そうすると、東京に行ってそのまま東京で就職してしまって、東京に住まいを持つちゃう。過疎化はしょうがないんですが、あとは、出ていった人たちが帰ってくるまちですね。ですから、そういう意味でも若者が出ていくまちから帰ってくるまちです。

一旦は出ていくの、これはやむを得ないですよ。大学はほとんど東京なんですから、日本の大学は、千葉県内、大学幾つもないわけですから。ところが、行った人たちがいる程度向こうにいて、今度やがて帰ってくる。それにはやっぱり環境も整えておかなければいけない

し、今言ったように行政のほうでも、もっと積極的にアピールをしていただいて、定年後だっていいですよ、帰ってきてくれれば。60歳になって帰ってきてくれても、十分今言ったように、生涯活躍のまち元気なお年寄りを呼び込むんでしょ。

ですから、そういった意味でも一歩進んで、そこも念頭に入れて来年度以降も予算編成をお願いできたらなど、このように思います。答弁は結構です、よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） すみません、先ほど宮澤委員のご質問に対する答弁で発言の誤りがありましたので、訂正ということで申し訳ございません。

パトロールの関係で会計年度職員、令和2年と私言ってしまったようですが、正確には今年度、令和3年度からでございますので、訂正のほうよろしく願いいたします。失礼しました。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、2款総務費についての質疑を終わります。

それでは、2款の総務費の担当者は退席してください。

議案の審査は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時15分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、社会福祉課に関連する主な事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の31ページをお願いいたします。

特別障害者等支援給付金給付事業となります。決算書は121ページとなります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う旭市独自の支援策として、日常生活

に常時の介護が必要な在宅かつ重度の障害者（児）を介護する世帯に対し、受給している各手当の2か月分の額を支給したものです。決算額は686万6,000円、特定財源の国県支出金は同額の686万6,000円で、一般財源はございません。

事業内容ですが、負担金補助及び交付金の特別障害者等支援給付金686万5,700円は、特別障害者手当、障害児福祉手当、ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当を受給している198人の方に給付した費用となります。

事業効果につきましては、特別障害者等支援給付金を給付することで、障害者（児）のための感染症予防対策として、衛生資材等の購入費に充てるなど、重症の障害者（児）を介護する家庭に対する経済的支援にもつながったと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料32ページをお願いいたします。

福祉事業所支援金給付事業です。決算書は123ページとなります。

この事業は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う旭市独自の支援策として、障害者（児）へ福祉サービスを実施している市内の障害福祉事業所に対し、1事業所当たり20万円を支給したものです。決算額は1,140万円、特定財源の国県支出金は同額の1,140万円で、一般財源はございません。

事業内容ですが、負担金補助及び交付金の福祉事業所支援金1,140万円は、57事業所に給付した費用となります。

事業効果につきましては、福祉事業所支援金を給付することで、新型コロナウイルス感染症予防対策として、事業所における感染症対策経費や衛生資材等の購入費に充てるなど、障害福祉事業所の安定したサービス供給体制の維持につながったと考えております。

続きまして、決算書に関する説明資料33ページをお願いいたします。

自立支援給付事業です。決算書は125ページとなります。

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、個別に介護の支援を受ける介護給付や訓練等の支援を受ける訓練等給付、医療費の自己負担の一部を助成する自立支援医療給付などを行っております。決算額は12億5,484万4,000円で、前年度と比較しますと2.98%の増、特定財源の国県支出金は9億2,779万5,000円、一般財源は3億2,704万9,000円となっております。

各給付の利用人数、事業費につきましては、事業内容の表に記載のとおりでございます。

事業効果につきましては、障害者（児）の日常生活を支援することで、その生活の安定を図ることができたと考えております。

以上で、社会福祉課に関連する事業の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、高齢者福祉課に関連する主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の34ページをお願いいたします。

介護事業所支援金給付事業です。決算書は129ページとなります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う旭市独自の支援策として、市内の介護サービス事業所を支援するため、令和2年4月から5月までの間に介護サービスを提供している事業所に対し、1事業所当たり20万円を支給したものです。

決算額は1,940万円で、特定財源の国県支出金は同額の1,940万円であり、一般財源はございません。

事業内容ですが、負担金補助及び交付金の介護事業所支援金1,940万円は、市内介護事業所97事業所に給付した費用となります。

事業効果につきましては、新型コロナウイルス感染リスクが高い市内の介護事業所に対し支援金を給付することで、経済的支援を図ることができ、介護サービスの安定的な提供につながったと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料の35ページをお願いします。

家族介護支援給付金給付事業です。決算書は133ページとなります。

この事業は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う旭市独自の支援策として、精神的・経済的な負担の増えた要介護4または5の高齢者等を介護している家庭を支援するため、令和2年4月から5月までの間、在宅介護していた方に対し、高齢者1人当たり家族介護支援金の2か月分の2万4,000円を支給したものです。

決算額は403万2,000円、特定財源の国県支出金は同額の403万2,000円で、一般財源はございません。

事業内容ですが、負担金補助及び交付金の家族介護支援給付金403万2,000円は、高齢者等168人分の給付金額となります。

事業効果としましては、要介護4または5の高齢者等を介護する介護者への給付金の支給により、重度の要介護者を介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を図ることができたと考えております。

以上で、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 着座にて失礼いたします。

子育て支援課所管の主要事業の補足説明を申し上げます。

初めに、説明資料の36ページをお願いいたします。決算書では137ページになります。

子ども医療費助成事業は、ゼロ歳児から高校3年生等までの医療費を負担する保護者に対して、経済的負担軽減を図るため、保険診療分の費用の全部または一部を助成するものです。

主な歳出として、子ども医療扶助費として、入院、通院、調剤、柔道整復、合わせて延べ7万4,330件に対して、1億8,561万763円を助成いたしました。内訳については、説明資料の事業内容のとおりでございます。

財源内訳の国県支出金5,557万8,000円ですが、入院については中学生まで、通院及び調剤については小学3年生までが県費補助金の対象となっております。その他財源といたしまして、国保会計負担分の高額療養費収入等が137万円ございます。

次に、説明資料37ページをお願いいたします。決算書は、そのままの137ページになります。

出産祝金支給事業は、市独自の人口減少対策の一環として、1年以上、旭市に住民登録を有し、第2子以降を出産して養育している父母194名に対して、祝い金として2,550万円を支給いたしました。財源は全額、一般財源でございます。

次に、説明資料38ページをお願いいたします。決算書ではそのままの137ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、2歳未満の乳幼児を養育する保護者を対象に月額3,000円の紙おむつ購入券を給付することで、子育て家庭の経済的負担を軽減するものでございます。

平成30年度からは利便性を考慮し、1,000円券と500円券を合わせて給付をしております。対象乳幼児延べ826人へ3万8,412枚の購入券を交付し、うち3万7,686枚の実利用がございました。財源は全額、一般財源でございます。

次に、説明資料39ページをお願いいたします。決算書では139ページになります。

保育施設等給食費助成事業は、令和元年度から施行された幼児教育・保育無料化に伴い、実費徴収となった給食費について、市独自の子育て支援施策として一部を無料化して、子育て世帯の負担軽減を図るものです。主食費は3歳以上の児童の保護者に対して、月額上限500円を延べ8,831人、441万5,500円を助成いたしました。副食費は市の基準による第3子以降の3歳以上の児童の保護者に対して、月額上限4,500円を延べ903人、400万360円を助成い

たしました。

財源内訳のその他特定財源といたしまして、ふるさと応援基金繰入金が475万円でございます。

次に、説明資料41ページをお願いいたします。決算書では145ページになります。

就学前児童臨時給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、在宅等での育児及び見守りを余儀なくされた子育て世帯の経済的影響を緩和するため、ゼロ歳児から小学校就学前の子どもを養育している保護者に対して、臨時給付金を支給したものです。給付金額は対象児童1人につき3万円です。2,673人、8,019万円を支給いたしました。財源は全額、一般財源でございます。

次に、説明資料42ページをお願いいたします。決算書では147ページになります。

新生児特別定額給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で不安を抱えながら妊娠期を過ごし出産を迎え、子どもを養育する母親に対して、安心して出産、育児ができる環境整備の一助となるよう、地方創生臨時交付金を活用した給付金を給付したものです。

給付対象者は児童を養育する母で、対象児童は令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた子で、最初の住民登録が旭市であることが条件です。児童1人につき10万円を315人、3,150万円を給付いたしました。

次に、説明資料43ページをお願いいたします。決算書では151ページになります。

海上保育所改築事業は、平成30年度から2か年事業で改築整備を行い、保育環境の充実を図ってまいりました。令和2年度の改築事業費決算額は1億7,170万7,000円で、括弧内は繰越明許分の額になります。

事業内容といたしまして、令和2年度は389万8,785円を支出し、園庭における植栽工事の実施と設置遊具等の保育用備品を購入いたしました。

また、令和元年度繰越明許分といたしまして、1億6,780万8,600円を支出し、新園舎建築工事に加えまして、駐車場の整備や門扉、フェンス設置などの外構工事及び旧園舎の解体、撤去工事を実施いたしました。新園舎そのものは令和2年3月に完成いたしましたので、卒園式や入園式などを行うことができました。その後、園舎外側の工事等も済み、令和2年5月をもって改築事業の全てが完了し、保育環境の向上は図られました。

主な財源は地方債の1億5,350万円でございます。

以上で、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、教育総務課より所管の事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の40ページをお願いいたします。決算書では143ページとなります。放課後児童クラブ運営事業でございます。

本事業は、小学校低学年を中心に下校後、家庭において保護を受けられない児童に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものでございます。本事業の決算額は1億2,712万3,000円で、財源内訳は特定財源の国庫支出金及びその他として、放課後児童クラブ受託料と一般財源で金額は記載のとおりとなっております。

事業内容については、全小学校15校、22児童クラブに支援員等を81名を配置し、クラブの運営を行ったもので、延べ利用児童数は7,468人でした。

また、令和2年度は緊急事態宣言で臨時休校となった4月、5月についても、家庭において保護を受けられない児童のため、夏休みなどと同様に朝8時半から夕方6時までクラブを開設いたしました。

事業費は表に記載のとおりでございます。主なものは支援員等報酬等の人件費、全体事業費の93%となっております。

事業効果としては、新型コロナウイルス感染症の予防対策に努めながら、児童の健全育成及び事故防止を図ることにより、共働きなどの子育て世帯への支援ができました。

以上で、教育総務課所管事業の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 説明資料の34ページの民生費で、介護事業所支援金、これ97事業所に20万円と、これ国県支出金でぴったり収まっているようなんですが、この国県の支出金は97事業所があると計算して1,940万円、これを給付しているという形になるのかな。

それとあと、この97事業所のちょっと確認のために、規模を、一番大きい事業所と一番小さい事業所の規模だけで構いませんので、ちょっとお示しいただけたらありがたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、向後委員のご質問にお答えいたします。

介護事業所の支援金の給付事業でございます。当初は事業所を104事業所を見込んでおったところですが、結果的には市内の介護事業所97事業所に対しての給付となっております。これは全額、国の地方創生臨時交付金を活用したものとなっております。

それで97事業所の内訳という意味でよろしいですか、金額の高いところと低いところというところで。

○委員（向後悦世） 事業所の規模というか、事業所で介護者を何名受け入れているかとか、そういう規模をちょっと、一番大きいところと小さいところで構いませんので、お示しいただけたらありがたいと思います。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 1事業所につき20万円なんですが、規模と申しますか、一番大きいところが市内の介護施設でございます。こちらの介護施設につきましては、介護施設の法人でございますが、こちらの法人では事業所が12事業所ございまして、240万円を給付してございます。

一番低いところでございますと、各デイサービスですとか、介護事業所ということで金額が20万円でございます。規模と申しましても、その一番大きいところでは市内の介護事業所で施設等やっている事業所から個人でやっているデイサービスの事業所、様々でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） 事業所は介護を受けている介護者が一番大きいところで何名いるのか、一番小さい事業所は何名受け入れているのか、そういう形を示していただければというようなことで確認させていただいています。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○委員長（飯嶋正利） 議事に入ります。

高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（赤谷浩巳）** すみません、一番規模の大きいところでございますが、市内の特別養護老人ホームで定員は108名です。一番規模の小さいところというところでは、市内のデイサービス等で規模は定員が9人という、そういった施設の内容となります。

以上でございます。

○**委員長（飯嶋正利）** 向後委員。

○**委員（向後悦世）** 規模はよく分かりました。そして最初の説明で104事業所を予定していたとかいうような答弁だったと思うんですが、97事業所に縮減してぴったり20万円で割れるような国県支出金というのは、そういう事業所の数、給付する事業所の数が決まってから、国県支出金が決まってきたのか、その辺はちょっとお尋ねしたいと思います。

○**委員長（飯嶋正利）** 向後悦世委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（赤谷浩巳）** 当初では104件を見込んでおりましたが、結果的には97事業所でございます。こちらのほうは財源のほうは地方創生臨時交付金を活用しております。全額、国の補助金となっております。

以上です。

○**委員長（飯嶋正利）** 向後委員。

○**委員（向後悦世）** ありがとうございます。今後もこういう介護を必要な方には十分サービスが行き届くように、よろしく願いいたします。

○**委員長（飯嶋正利）** ほかに質疑はございませんか。

片桐委員。

○**委員（片桐文夫）** 今の向後委員と関連してなんですけれども、34ページの介護事業所支援金20万円と32ページの福祉事業所支援金20万円と、57団体と97団体とあるんですけれども、これ同一の事業所というのはあるんですか。

○**委員長（飯嶋正利）** 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○**社会福祉課長（椎名 隆）** 今、質問がありました福祉事業所給付金の57事業所と、あと介護福祉事業所の給付金が同一事業所があるかどうかということのご質問でしょうか。

介護給付と社会福祉課が所管しております障害給付はサービス内容が別となりますので、それぞれの事業所にそれぞれという形で給付をさせていただいております。事業所によって

は同じ事業所のところもあるかと思えます。そこにはそれぞれ福祉事業所給付と介護事業所給付で給付の支援をさせていただいているという状況でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、3款民生費について質疑を終わります。

続いて、4款衛生費について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは4款の衛生費のうち、企画政策課で所管いたします事業について、決算に関する説明資料によりご説明させていただきます。

説明資料の44ページをお願いいたします。決算書では169ページになります。

看護学生入学支度金貸付事業です。

決算額は520万円で、財源は全額、一般財源としております。

この事業は、市内の医療機関の看護師確保対策として、将来、看護師として市内の医療機関に従事しようとする4年制大学の学生に対し、入学支度金ということで貸し付けるものがございます。貸付額は1件当たり40万円、令和2年度は13件を貸付けしております。

なお、貸付けを受けた看護学生は卒業後、2年以上、市内の医療機関に従事すれば、貸付金の返済が免除されるという制度となっております。

続きまして、同じ資料の47ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業になります。決算書では175ページになります。

事業内容は市内の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関に対して、一般病床については1床当たり1万円、ICU、救急病床については1床当たり6万円を支援金として支給するものです、事業の実績といたしましては、旭中央病院に対して8,120万円を支給いたしました。財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。本事業により空床の確保とともに、感染症患者の受入れを積極的に実施した医療機関の負担軽減が図れたものと考えております。

企画政策課からは以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、4款衛生費のうち、健康づくり課所管の事業につきまして補足説明させていただきます。

決算説明資料の45ページをお願いいたします。決算書では169ページから171ページになります。

初めに、医療機関支援金給付事業でございます。

本事業では、新型コロナウイルス感染症が発生、拡大する中、市民の命や健康を守るために懸命に取り組んでいる医療機関に対し支援金を給付いたしました。1団体につき20万円を66医療機関に給付しております。決算額は1,320万円で、財源としましては全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

続きまして、46ページをお願いいたします。決算書では173ページから175ページになります。感染症予防対策事業についてです。

本事業は、感染のおそれがある疾病の発生と、その蔓延を防ぐことを目的として、感染症に関する啓発及び各種予防接種を実施するものです。令和2年10月からロタウイルスワクチンが子どもの定期予防接種に追加されました。また、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐために、例年行っている高齢者へのインフルエンザ接種費用の助成を、6か月未満を除く小学校2年生以下の子どもや妊婦に拡充し行いました。

下段、その他消耗品、備品購入費といたしましては、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずるための消耗品や備品等の購入費です。各予防接種の対象と実績人数については記載のとおりでございます。

決算額は1億6,499万5,415円で、特定財源の国県支出金2,127万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と風疹予防対策事業及びPCR検査に対する補助金です。

では、決算書の175ページ、備考欄の6、新型コロナウイルスワクチン接種事業をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種を開始するために行った準備費用で、決算額は1,031万2,313円です。

主な内容といたしましては、接種券を送付するための印刷製本費や申込みを受けるためのコールセンターの委託料となっております。

続きまして、決算資料の48ページをお願いいたします。決算書は177ページから179ページになります。

子育て世代包括支援事業です。

令和2年4月に旭市子育て世代包括支援センターを開設いたしまして、関係機関との連携

により、妊娠期から乳幼児期にわたり切れ目のない支援を実施いたしました。決算額は435万1,302円で、特定財源の292万円は子ども・子育て支援交付金を、その他特定財源として、ふるさと応援基金繰入金100万円を充当しております。

以上で、健康づくり課所管の事業説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、着座にて説明させていただきます。

4款衛生費、環境課所管の事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の49ページをお開きください。

環境衛生事務費でございます。決算書では181ページから183ページになります。

この事業は、所管する環境衛生施設の維持管理及び環境衛生に関する団体への負担金の交付等でございます。この事業により住みよい住環境の確保を図るものであります。決算額につきましては51億328万2,000円でございます。特定財源の11億9,030万円は地方債、これは合併特例債となります。

事業内容としましては、項目の欄、協議会等負担金及び一部事務組合負担金に係る費用になりますが、それぞれの負担金の計は50億9,862万円でございます。また、その他事務費等、これは消耗品費、光熱水費、修繕料、備品購入費などがございますが、これらは466万2,412万円となっており、協議会等負担金及び一部事務組合負担金の50億9,862万円と合わせて51億328万2,000円でございます。

内訳として主な支出を占めるのは、東総衛生組合や東総地区広域市町村圏事務組合への負担金でございます。

事業効果ですが、東総地区広域市町村圏事務組合で進めてまいりました広域ごみ焼却処理施設及び最終処分場の建設工事が完了し、銚子市、旭市、匝瑳市のごみ処理施設が集約化され、3市の焼却施設からの排ガス等による環境負荷の低減、及び限られた資源やエネルギーの有効活用に向けた施設整備が図られました。

以上で環境課の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

平山委員。

○委員（平山清海） 44ページ、看護学生入学支度金貸付事業ですが、前にも誰かが聞いたよ

うな記憶があるんですが、もう一度説明してもらいたいと思います。これ40万円の支度金を貸付けて、それで卒業してから1年もというか、1回も市の病院関係に就職していないという人もいると思うんですけれども、どうなんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○委員長（飯嶋正利） 平山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

卒業後、市内の医療機関に勤めないで返還になったという方は、今のところございません。お一方だけ卒業した後、さらに保健師の免許を取るべく学校に残った方がおありまして、その方は返還になっております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） よろしいですか。

平山委員。

○委員（平山清海） ということは、ちゃんと免除されているということですね、それでよろしいですね。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 平山委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） こちら大学へ4年間、それから医療機関に2年間ということで、制度が始まってからちょうど6年目で、今年から免除される方が出てきております。これから毎年度、毎年度免除の申請があるものと考えております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

木内議長。

○議長（木内欽市） じゃ、私のほうから1つ、46ページのPCR検査とおっしゃいましたが、これは今だいぶ安くなっているんですが、1回お幾らぐらいかかるんですか。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の質疑に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） PCRの検査の金額なんですけれども、医療機関によって金額がばらついて……

○議長（木内欽市） ざっくりでいいよ。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ざっくりですか、検査のみでしたら、市のほうでは1万4,850円ぐらいと思います。

以上になります。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） よく私、担当の課長から毎日のように園児とか児童・生徒ね、要するに子どもたちが感染しているのがだいたい報告があるんですけども、私は親がうつしちゃっているのかと思ったら、逆に子どもが親にうつしている場合もあるそうなんですよ。

ですから、これ国県の支出金が少なくて一般財源が多いんですが、例えばこういうやつはもっと国県から支出金が出ないんでしょうか。47ページはこれコロナウイルス対策で全額、国県の支出金でしょう。

これ何が言いたいかという、私はもしも出た場合には、今度は小学生とか、その保育園で出た場合に、子どもたち全員にPCR検査を実施ができないかということを知りたいんですよ。その点どうでしょうか。これ結構1人1万4,000円というと幾らぐらいかかるのかわかりませんが、もう少し国県の支出金を頂いて、ぜひそういう形でというのをお願いしたいんですが、今のところわかりませんか。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の再質疑に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 現在、濃厚接触者を外れた方で近くに接していたという方については、市費のほうでPCR検査をしております。その他の拡充につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） これから当然新学期も始まるわけですから、あと部活内の感染もありますのでね。ぜひそういった場合には、そういった方向で来年度の予算編成を参考にさせていただければと、このように思います。どうかよろしく願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、4款衛生費について質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当者は退席してください。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5款労働費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、着座で説明をさせていただきます。

それでは、令和2年度旭市一般会計決算のうち商工観光課所管でございます5款労働費につきましても、本会議での補足説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5款労働費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、5款労働費についての質疑を終わります。

続いて、6款農林水産費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません、着座で失礼いたします。

6款の農林水産費につきまして、農水産課より決算に関する説明資料によりご説明申し上げます。

それでは、説明資料の50ページをお願いいたします。決算書は203ページになります。

新規就農総合支援事業になります。

決算額は549万6,000円で、財源内訳の国県支出金443万5,000円は、国の新規就農総合支援事業です。その他の90万円は、ふるさと応援基金繰入金で一般財源は16万1,000円です。

この事業は農業後継者不足が深刻な問題となっている中、就農意欲の喚起、就農者の増加及び就農後の定着を目的に各支援をしたものです。

事業内容につきましては、親元就農チャレンジ支援金は市の単独事業で、国の新規就農総合支援事業の対象にならない、親元での就農者に対して、年間20万円を最大で5年間支援するものです。

新規就農総合支援事業は国の補助事業で、独立・自営する新規就農者に対して、最大150万円を5年間支給するものです。

また、新規農業者支援事業は市単独の補助事業で、独立・自営する新規就農者に対して農業機械や施設の取得等を支援するものです。

なお、それぞれの件数と金額は記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により就農意欲の喚起につなげ、就農者の増加や就農後の定着を図りました。

続きまして、51ページをお願いいたします。決算書は203ページになります。

水田農業構造改革推進事業になります。

決算額は8,462万7,000円で、財源内訳は国県支出金1,851万2,000円は県の補助金で、一般財源は6,611万5,000円です。

この事業は、米価の下落や米の消費量が減少する中、水田農業を保持するために、飼料用米や転作作物の栽培などの取組に対し支援したものです。

事業内容は、水田自給力向上対策事業が県の補助事業で、固定団地型、定着支援型、拡大支援型の計3事業で、10アール当たりの作付面積に応じて交付されます。

転作作物推進事業は、市の単独事業が各種ありまして、飼料用米への転作は耕種取組農家へキログラム当たり20円と、受け入れる畜産農家へキログラム当たり2円の補助をしております。

その他に、米粉、麦、景観形成、ホールクロップサイレージがあります。

転作団地推進事業も市の単独事業で、麦と景観形成作物を3ヘクタール以上の団地化した場合に加算するものです。

申し上げました、それぞれの取組面積と金額は記載のとおりであります。

事業効果につきましては、本事業の実施により、国や千葉県が推進する、需要に応じた米生産の促進につながり、水田農業経営の安定を支援しました。

続きまして、52ページをお願いいたします。決算書205ページになります。

園芸生産強化支援事業になります。

決算額は1億3,713万円で、うち繰越分が5,855万2,000円です。財源内訳の国県支出金1億2,118万7,000円のうち、繰越分が「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業と担い手確保・経営強化支援事業で5,379万4,000円です。一般財源は1,594万3,000円で、繰越分が475万8,000円です。

事業内容ですが、園芸生産利用拡大支援事業は県単独の補助事業で、耕作放棄地解消の取組に対し機械等を支援するもので、取組面積により、補助率は3分の1から3分の2以内となり、2件で1,144万7,000円です。

「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業は、園芸作物の生産力や品質の向上に必要な機械等の導入、生産施設の整備・改修を支援するもので、補助率は県が4分の1以内、市が20分の1以内となります。17件で6,713万1,000円です。

下の表、繰越明許分については、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業が2件で2,855万2,000円です。

担い手確保・経営強化支援事業は、国の補助事業で、先進的な農業経営の確立に必要な機械・施設の導入を支援するもので、補助率は2分の1以内で、1件で3,000万円です。

事業効果につきましては、本事業の実施により、施設園芸をはじめとした産地の生産力の強化拡大、生産コストの削減、耕作放棄地の解消などを図りました。

続きまして、53ページをお願いいたします。決算書は205ページになります。

農業災害対策支援事業になります。

決算額は10億9,772万6,000円で、財源内訳の国県支出金8億4,924万2,000円は、国県の補助金となります。

本事業は、令和元年8月から10月までの一連の災害により農業用施設等に被害を受けた農業者に対し、施設等の修繕や再建に係る経費を支援したもので、補助率は事業費の10分の9以内で、内訳は国が10分の3以内、県が10分の4以内、市が10分の2以内です。

事業内容は、393経営体に対する補助金です。

事業効果につきましては、被害を受けた農業用施設及び機械の復旧に要する経費を補助することにより、被災農業者が生産を再開することにより経営の回復及び維持安定を図ることができました。

続きまして、54ページをお願いいたします。決算書は209ページになります。

農水産業経営継続支援金給付事業になります。

決算額は4,993万6,000円で、財源は全て国の地方創生臨時交付金です。

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経営に深刻な影響を受けている農水産業者に対し、事業の維持・継続を図るため、市独自の施策により支援金を給付したものです。

支援金の額は、前年同月と比較して売上げ減少率50%以上が20万円、30%以上50%未満が10万円です。

事業内容につきましては、売上げ減少率50%以上が215件で4,300万円、30%以上50%未満が61件で610万円、合計4,910万円です。

なお、こちらは本年3月末までに申請を受付しました分の決算額となりまして、以降、5月末まで受付した分については、次年度の決算となります。

事業効果につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の延長等により、経営に深刻な影響を受けた農水産業者の経営安定を図りました。

続きまして、55ページをお願いいたします。決算書211ページになります。

家畜防疫対策事業になります。

決算額は5,781万1,000円で、全て一般財源です。

本事業は、家畜伝染病の発生、蔓延を未然に防止し、畜産経営の安定を図るため、牛・豚・鶏の予防接種等の実施に対し、それぞれの予防接種の種類に応じて、補助金を交付したものです。

事業内容ですが、家畜伝染病の予防接種で、牛がアカバネ病とウイルス性下痢・粘膜病、豚がオーエスキー病と豚熱、鶏がニューカッスル病を対象としており、補助金としまして、合わせて5,781万1,148円を補助しております。実施した頭数、補助額につきましては、記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、家畜防疫を促進することができ、畜産経営の安定化につなげることができました。

続きまして、56ページをお願いいたします。決算書211ページになります。

畜産環境フレッシュ事業になります。

決算額は332万6,000円で、全て一般財源です。

この事業は、畜産の臭気対策として、家畜排せつ物に対して消臭効果のある飼料添加剤や臭気分散資材の導入について助成し、臭気軽減効果の実証実験を行ったものです。

事業内容は、飼料添加剤の導入が4件、臭気分散資材の導入が2件で、その導入費用の3分の2以内で補助しております。臭気分散資材を導入した2件は、農場の原尿槽に蓋をして臭いを抑える対策を実施しました。

事業効果につきましては、実証実験の2年目ということで、これまでの飼料添加剤に加え、新たに臭気分散資材の導入を支援した結果、さらに苦情が減ったという生産者もあり、自主的な取組の促進につなげることができました。

続きまして、57ページをお願いいたします。決算書は213ページになります。

農業基盤整備事業になります。

決算額は5,936万2,000円で、財源内訳の地方債5,270万円は、農業農村補助事業に対して借り入れることができる公共事業等債で、充当率90%です。一般財源は666万2,000円です。

事業内容は、農地の利用集積などにより担い手の育成を図るため、ほ場整備と併せ、農業用排水路や農道の整備を行っている市内3地区の県営土地改良事業に対し負担金を支出したものです。上段の経営体育成基盤整備事業は、飯岡西部地区の用水路や機場等の工事で、2,965万5,000円です。

下段の広域農業基盤緊急整備促進事業は、用水路の工事等で、豊和地区が2,914万8,000円、春海地区が55万8,569円です。

事業効果につきましては、本事業の実施により、効率的・安定的な農業経営の育成を目的とした農業基盤の整備を促進することができました。

以上で、議案1号、農水産課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、6款農林水産費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1点お尋ねします。

決算書211ページの畜産環境フレッシュ事業について、今詳しい説明がありましたけれども、この飼料添加剤についてももう少し詳しく分かればお願いしたいと思います。2年目だということですので、それについて分かる範囲で結構ですので、説明をお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○委員（宮澤芳雄） じゃ、質問を変えます。

この事業の全体でももう少し詳しく説明できることがあれば、農水産課から説明を求めます。

○委員長（飯嶋正利） 含めて答弁をお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） この環境フレッシュ事業につきましては、実証実験としまして令和元年度から実施しております。実施している養豚農家4件を取組農家としておりまして、旭駅の北側周辺の4件ということで選定をさせていただいております。

添加剤につきましては、餌と一緒に食べさせる飼料添加剤ということで、それによりまして臭気の軽減効果がどれくらいあるかということで実験といいますか、経過のほうを観察し

ているような状況でございます。

それから、臭気を外に出しにくくさせる資材の導入についても追加して、現在実施しているところです。

また、そのほかに市内の臭気の状態を確認するために、市の職員にお願いしまして、市内50地点で畜産の臭いを感じた際に記録をして報告をいただいているほか、取組農家を定期的に巡回して、臭気があるかの記録、モニタリングを併せて実施しております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） これ改めて質問したのは、国県はだいぶ以前から臭気に対する対策にお金を投資してくれているんですけども、市としての対策は具体的な援助という面でこれまでなかった——なかったと言ったら失礼ですけども、やっぱり畜産に関しては永遠のテーマで、旭市の経済に非常に貢献している一方で、この臭気に対する苦情というのは残念ながら、非常に多いんですけども、環境問題がだいぶ取り沙汰されている中で、随分畜産農家自身が努力しているんですね。

随分臭気に関しては解決されてきたんですけども、やはり豚舎内のことじゃなくて、やはり堆肥に対する臭気というのは、これはもうなかなか収まらない。そこで旭市でこの332万6,000円のお金をかけて実験しているということで、素晴らしいことだと思います。ぜひ継続していただきたいと思います。

この地域は今分かりました。この畜産、豚だけなんですか、今検査しているところは。

それと、この実証結果、まだ2年目ですから、今聞くのはちょっと早いと思うんですけども、だいたい何年くらい、5年とか10年とか漠然としたスパンでいいですので、そのくらいになればちょっと結論が出るかなという数字、年数が分かれば、分かればいいですよ、分からなければ、ちょっと聞くほうの質問がいじわるな質問なんですけれども、分かればお願いします、合わせて2点。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 現在実証実験をしておりますのは、養豚農家、豚だけでございます。

それで実証実験につきましては、一応令和3年度、今年度の中で一度内容について結果について取りまとめをしたいと考えております。取りまとめができましたら、また来年度にな

るかもしれませんが、ご報告をしたいと考えております。

○委員長（飯嶋正利） 宮内副議長。

○副議長（宮内 保） それでは、私のほうから1点だけお伺いします。

説明資料の50ページの新規就農総合支援事業ということで、私、先日農業新聞を見ていましたら、この支援制度が変わってくるということで、ちょっとそれを詳しく私その記事読まなかったんで、よくちょっと理解できなかつたんですけども、課長のほうでそれ分かっていれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（飯嶋正利） 宮内副議長の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 新規就農総合支援事業の中の新規就農総合支援事業補助金というものがありまして、こちら国のほうの事業になりますが、こちらの事業のほうちょっと内容がいろいろ変わってきておりまして、今までは新規就農者に対して150万円、5年間ということでございましたが、まず所得が100万円以上ある場合には、その所得に応じて補助金の150万円が減額されるようになってきております。

それから、もう1点、令和2年度かと思うんですが、補助金の額が2年目以降につき150万円から今度120万円に減額されるというように内容のほうも改正されているものでございます。

それから、補助金の上限が5年間で1,000万円となってございます。こちらは国県で半分ずつという、国と市で支出するような形に変わってきております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 宮内副議長。

○副議長（宮内 保） 変わったというところは、市の負担が増えるんじゃないかというようなことをちょっと私、気になったんですよ。ですから、その辺やはりどの程度、その市の負担が増えるものなのか、ちょっと分かりますか。

○委員長（飯嶋正利） 宮内副議長の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 補助額に対しまして、市の負担が2分の1ということになりますので、その2分の1と、上限1,000万円とすれば500万円というようなことで、その部分については市のほうでの負担が増えていくと思います。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） 同じページの質問です。

これね、全部合わせて非常にいいあれだと思うんです、7件しかないんですよ。それで同じような新規就農総合、新規農業者支援補助金、ちょっと分かりにくいんですが、この新規就農総合支援って、これいいですよ、150万円。ですから、これはいろいろ制約があって、幾ら就農しても親と同じ作物では駄目なんでしょう。そうすると、親が水稻やっていて、水稻をやっても駄目で、ほかのやるといっても、ちょっとこれは該当する人は少ないと思うんですが。

それと、親元就農チャレンジ支援金、これ年間20万円で青年と書いてありますが、年齢の制限があるのか。あるいは、例えば5年前に親元に一緒に就農して、その人は対象にならないのか、新規でない駄目なんですか、その2点ちょっとお尋ねします。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません、初めに、こちらの新規就農総合支援事業補助金につきましては、新規就農者ということで、親元では対象になりませんが、今年度、国のほうで新しく国の事業として経営継承発展支援事業というものを事業化しております。こちらは親元といいますか、先代の経営を継承した方が対象になる補助事業として100万円が上限として、今度新しく補助されたものがございますので、新規就農者との親元への就農といいますか、継承していく方への補助ということも、これから事業化されていくことになっております。

それから、親元就農チャレンジ事業ですが、こちらは対象年齢は18歳以上50歳未満で、親元就農した方が対象となっております。

○議長（木内欽市） 5年以内に親元に就農しちゃった人は対象にならないんですか。今からあれでしょう。

○農水産課長（多田一徳） 要綱としまして、就農日が平成31年1月以降ということで対象とさせていただきます。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） 分かりました。いつもそうなんです、この次のページだとか、すごい大きい何千万円という補助事業がありますよね。これみんな大きな農業が主体なんです。私がいつも言っているように、小規模農家の育成も大事だと思うんですよ。国の方針はどうしても大規模、大規模とやっていますがね。

何を言いたいのか、そうするとね、干潟耕地の450町歩か何かで1人50町歩ずつ耕作したら50人で足りちゃうんですよ、農家が。昔は500人ぐらいそれで食べられたんですけども、ですから、1町歩や2町歩ぐらいのそういう農家も育成も大事じゃないかなと、そういう意味で、このたとえ20万円でも5年間だと100万円、非常に励みになると思うんですよ。

ですから、これ市単独でも多少とも千葉県で一番の農業圏ですので、国のやつはいろんな制約がありますよ、たしか。ありますけれども、旭市独自でもう少しこれをつけていただければなど、そういったような質問なんですよ。またよろしくご配慮ください。答弁は結構です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 同じく農業就農者総合支援事業のところで、対象者はこの新規就農者というのは旭市内で何名くらいいるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

そして、この農地の借り物の件ですが、これ新たに20万円とあるけれども、20万円超えない部分は対象にならないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません、質問の旭市の農業者の人数……。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員、もう一度お願いいたします。

○委員（向後悦世） 旭市内で令和2年度に新規就農された方の人数をお尋ねしました。

○委員長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 失礼しました。

2年度の中では各関係機関の確認をさせてもらった中では、15名ということで伺っております。

補助金につきましては定額ですので、一律20万円ということになります。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） もうちょっと、農地の借り物の件で、今よく聞こえなかったんで、もう1回お願いします。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 補助金の金額につきましては、こちら定額になっておりますので、

一律20万円が支給されるようになります。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） 一律20万円と、そうすると10アール借りても、20アール借りても20万円支給するということよろしいですか。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 親元への就農をされた方ということであれば、その面積については要件にはなってございません。

以上です。

○委員（向後悦世） 分かりました、ありがとうございます。

○委員長（飯嶋正利） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 私は52ページの園芸生産強化支援事業の中の、先ほど木内議長がちらっと触れたんですけれども、令和元年度繰越明許分ですか、中の「輝け！ちばの園芸」で2,855万2,000円と、担い手確保・経営強化支援事業補助金で3,000万円ということで、1件ですか、事業主体が「輝け！ちば園芸」のほうが2件、担い手のほうの事業主体が1件なんですけれども、こういった施設なのか、それとこういった機械装置を入れたのか、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

○委員長（飯嶋正利） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず、「輝け！ちばの園芸」補助事業の整備支援補助金ですが、2件は個人の方2名で、これは低コスト耐久性ハウスの設置をしております。

それから、担い手確保・経営強化支援事業ですけれども、こちらは法人の方で1件で、同じく低コストの耐久性ハウス1棟を設置しております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） その法人の方の担い手確保の1件と、その「輝け！ちば園芸」ですか、低コストハウスを建てたということなんですけれども、同じ方ということではないんですね。

○委員長（飯嶋正利） 片桐委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） これは別々な方、3件ということです。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

木内議長。

○議長（木内欽市） すみません、続いて53ページの台風の被害のやつで、これ15億円ですか、出ていますけれども、これ畜産農家の方から2件、3件くらいあったんですけれども、豚舎がこれで被害を受けても出ないと。言い方は何か建築確認を取ってあるとか、取っていないとか、それで例えば海上地区なんかの場合、都市計画引かれていないんで、豚小屋建てるのに建築確認取らないよと、ただ、固定資産税だけはちゃんと納めているんだと。しかし、台風の被害を受けた場合には、その建築確認はよく分からないんですけれども、それ取っていないから該当しないと、こういう方はあったんですか。この15億円には入っていない。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） ただいまありましたように、建築確認の必要な畜舎につきましては、建築確認を取っていない場合には事業の対象にはなってございません。これも国の事業ですので、そこの枠組みのほうの指導の中で実施しております。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） はい、じゃやっぱりそういうことがあったのね。ただ、しょうがないよね、国の決まりだからね。ただ、でもこれはたしか経営者に見てみたら、国の法律と言われれば、それまでですけれども、何かそこをもう少し粘るとかやって、次もまた台風シーズンがありますでしょうから、あった場合に、国のほうからそうじゃなくて、田舎のところは豚舎とか建てるのに建築確認なくても建つんですよ、うちのほうはと。

いちいち建築確認やると、結構お金かかるんでしょう、あれ。設計事務所の社長もいますかね。豚小屋やるのにいちいち建築確認やったことないと言うんですよ。

ですから、それもちよっと頭に入れておいてください。今、建築確認やっていない豚舎はいっぱいありますから。旧旭市内よりもやっぱり畜産の迷惑ということで、旧海上とか干潟町は多いんですよ。そういうところはもともと都市計画引かれていないんで、建築確認取っていないと思うんですよ、ほとんど。そういうこともありますので、よくこれから検討してください。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何か。

(発言する人なし)

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、6款農林水産費についての質疑を終わります。

続いて、7款商工費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） それでは、商工観光課所管の7款商工費について、お手元の決算に関する説明資料によりご説明いたします。

58ページをお願いいたします。

商業活性化推進事業です。決算書は223ページ、備考欄4になります。

決算額は5,006万7,000円で、財源の内訳は、国からの交付金が3,025万円、その他はふるさと応援基金からの繰入金で720万円、一般財源が1,261万7,000円となっております。

本事業は、地域商業の活性化のために商業組織等が行う各種事業に対し、助成を行うものです。

主な事業といたしましては、まず、空き店舗活用事業補助金につきましては、市内の空き店舗を活用して事業を行う際の改装費や賃借料を補助するものでございます。

次の旭市商店街振興事業補助金につきましては、市内の商店会等の運営費補助及び旭市商業振興連合会が実施しますプレミアム付旭市共通商品券発行事業の助成でございます。

このうち商品券発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして停滞する地域経済活動への影響に鑑み、例年10%のプレミアム率を30%に増額するとともに、商店が負担する換金手数料3%分についても市が助成することで店舗の負担軽減を図り、事業への参加を促しました。

次の旭市商店街等活性化事業補助金は、市内の商店会が実施します売出しイベント等に対する助成でございます。

次の旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金については、商店街の駐車場借り上げ料及び商店会等が実施する街路灯などの整備に対して助成するものでございます。これらの事業の実施件数及び事業費等につきましては、表に記載のとおりでございます。

本事業の効果といたしましては、商店街が実施するイベントへの助成やプレミアム率を増額した商品券発行事業を行うことにより、市内商店街の活性化はもとより、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済全体の回復につながったものと考えております。

続きまして、説明資料の59ページをお願いいたします。

飲食店等緊急支援給付金給付事業でございます。決算書では227ページ、備考欄9になり

ます。

決算額は3,113万1,000円で、全額、一般財源でございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている飲食店及び観光関連事業者等に対し、市同時の給付金による支援を行ったもので、売上げが前年の同月と比較して50%以上減少した事業者に対して、一律10万円を給付いたしました。件数及び事業費は表に記載のとおりでございます。

本事業の効果といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に深刻な影響を受けていた飲食店や観光事業者等に対し、事業の維持、継続のための一助となったものと考えております。

続きまして、説明資料の60ページをお開きください。

中小企業者等事業継続支援金給付事業です。決算書は227ページ、備考欄10になります。

決算額は2億1,863万4,000円で、全額、国からの交付金でございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症による事業者への影響が飲食店等だけでなく、幅広い業種に及んでいたことから、ほぼ全ての業種に対象を拡大するとともに、給付金の額を増額し、市独自の支援として実施したものでございます。

対象は売上げが前年同月と比較して50%以上減少している事業者に20万円、30%以上50%未満減少している事業者に10万円を給付いたしました。

事業の内容といたしましては、表に記載のとおりでありまして、給付件数の合計は1,336件、給付額は2億1,790万円でございます。

事業の効果といたしましては、新型コロナウイルス感染症により経営難に苦しむ全ての中小企業者を支援の対象として拡大したことにより、市内事業者に対し、事業継続や廃業防止に資することができたものと考えております。

続きまして、資料の61ページをお願いいたします。

観光資源創出プロモーション事業についてです。決算書は229ページ、備考欄2になります。

決算額は535万円で、財源の内訳といたしまして、その他は災害復興基金で532万4,000円、一般財源が2万6,000円であります。

本事業は、市の豊富な観光資源を生かし、観光PRや各種イベントを行うとともに、新たな観光資源の創出を図り、観光の振興を図るものでございます。

主なものといたしまして、役務費は市内の観光スポットを描いたラッピングバスの運行や

とちぎテレビが製作した旭市の観光PR番組の放映料で、事業費は267万5,460円となっております。

委託料は、「恋する灯台」として積極的にPRしている飯岡灯台のライトアップイベントの業務委託料等で、事業費は130万200円となっております。

本事業の効果でございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、市の観光イベントのほとんどが中止となり、海水浴場や市営プールも開設することができませんでした。このような状況の中ではありましたが、各種観光プロモーション事業の実施によりまして、コロナ禍で停滞する旭市の観光産業の振興に資することができたものと考えております。

以上で、議案第1号、商工観光課所管の7款商工費について補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、7款商工費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 59ページの飲食店等緊急支援給付金給付事業の欄の50%以上の事業者に10万円を支給するという事なんですけれども、これで307件、次のページで中小企業者等事業継続支援金給付事業ですか、その中で旭市飲食店等緊急支援給付金の対象事業者、追加給付として10万円となっておりますが、その下の事業内容を見ますと、追加給付273件で34件ほど減になっているんですけれども、それは何で減っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 実はこちら事業が59ページですと、飲食店等緊急支援給付金給付事業ということで、当初、休業、あるいは時短等の営業の飲食店だけの給付金でございました。

それで60ページ、そちらの事業につきましても、国の緊急事態宣言等が延びた等の理由によりまして、今度は中小企業という名前で宣言が延長した等のことによりまして、まだまだ苦しんでいる飲食店等もあるということで、これらを含めまして一つのくくりの事業にしたわけなんです、こちらの減の理由ということですが、実際には減はこちら売上げが20%の

方を当初拾いました。

続きまして、中小企業の場合ですと、月の売上げが50%を超えていた場合に10万円の追加となったということで、20%と50%、当初は50%で10万円、中小企業のほうですと、売上げが30%以上50%未満のものを拾ったということで、当初1回目に支給を受けた方々は……中小企業のほうの事業でありますと、50%以上の売上げ等を拾ってしまうと、こちらで決めました給付金の額がダブルで多めに入ってしまうということで、全ての事業者は拾っていない状況ですね。

○委員長（飯嶋正利） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） ちょっと内容がいまいち分からないんですけども、すごくこれいい、中小企業と飲食店ですか、ほとんどの業種が網羅されているかと思うんですけども、同じ名目で旭市飲食店等緊急支援給付金の対象事業者で10万円、追加給付として10万円、その前に50%以上の事業者として、同じ名目で10万円出ているわけなんですけれども、本当だったら、これは最初に飲食店等緊急支援給付金給付事業の中でもらった307件に対して、これは10万円が追加給付されなかったらいけないのかなと私は安易な考えをするんですけども、何で34件減ったのかというところなんですよ。

○委員長（飯嶋正利） 質疑の途中ですが、ここで2時5分まで休憩とします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時 5分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） どうも申し訳ございませんでした。

委員のご質問でございますが、飲食店等緊急支援給付金事業、こちらで307件給付をしてございます。それで、次に中小企業の関係で給付事業を設けたときに、表の中の中段あたりで給付額という大括弧がついているところで、まず補助額という欄でございます。こちら売上げ減少率が50%以上の事業者に対しましては、20万円差し上げますという要綱になってお

ります。

それで、ただし、そのうち1か月の平均売上げが20万円未満の事業者につきましては10万円ですよということで、もう既に飲食店の場合ですと、10万円が給付されている。そこで幾ら50%以上の事業者が20万円としても、うち1か月の売上げ平均が20万円未満の事業者ですと、プラスの10万円しかもらえないよというただし書でございます。これが34件分あったということで、ご了解をしていただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました、すみません、重箱の隅をつつくような細かい質問をしちゃいまして、休憩時間中に詳しく教えていただきましたんで、分かりました。

○委員長（飯嶋正利） 答弁はよろしいですか。

ほかに何か質疑はありませんか。

木内議長。

○議長（木内欽市） あまり質問するなと言われましたが、ちょっと一般質問やっていないものでストレスがたまっているもので、じゃ、1点だけすみません。

飯岡の灯台の件なんですけど、このPRとかというのは多分飯岡灯台のことだと思うんですよ、主なものは。飯岡灯台は旭市で一番観光客が入るところでいいんですが、こういうのを、PRなんていうのは、県とかに飯岡の灯台のパンフレットをやってもらったらどうかなと思うのと、それと今ここに向後悦世議員いらっしゃいますが、当時は飯岡町はすごいなと、飯岡の町長、さすがだなとみんなで感心していたんですよ。というのは、これを県にしちゃったと。だから飯岡町はお金を出さないで済んでいたんですよ、ずっと。

これが今度は旭市に来ちゃうということは、今度今までの県がかかっていた費用、これ全部当然旭市が持つようになりますよね。ですから、もうこれは来るのが決まっちゃったんでしょうけれども、今から断ることはできないんですか。これとは直接関係はありませんが、県が例えば今まで管理費幾らぐらいかかっていたか分かりますか、金額。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、木内議長からのご質問でございます、飯岡灯台の予算等でございます。

まずは、既にもう移譲がされるという前提で、県と協議をしている段階です。

（発言する人あり）

○商工観光課長（加瀬博久） ちょっとご相談してみないと分からないんですけども、すみません、申し訳ございません。

それで、あと経費の関係です。一般質問でもお答えしましたが、5年の指定管理で3,600万円でしたでしょうか、そこら辺の金額がかかっております。年間にしますと760万円とかということだったと思います。それで、その中には人件費、あるいは修繕ですか、それらがかかっております。突発的な維持補修、そんなのは中に入っていない状況なので、恐らく年間、市に移譲された後に、それらを含めると800万円から1,000万円ぐらいかかるんじゃないかという今試算をしている状況です。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） ですから、この後もあると思うんですよ。崎山議員のフェイスブックでも私見ましたけれども、飯岡にはまた公園ありますよね。飯岡何公園でしたっけ、あれ。海浜公園とか何とかあるでしょう。

○委員長（飯嶋正利） みなと公園でしょう。

○議長（木内欽市） うん。ああいうのも今まで県のやつで、見たら、ペンキを塗ってくれと言ったら、市じゃない、県だからということで、ペンキも塗っていないようですが、そういう施設もやがてはもらってくれと必ず来ると思うんですよ。

例えばこの後にも出ている海上のキャンプ場、あれも旧町のときにもらってくれと来て、喜んでもらっちゃったんですが、年間あれ3,000万円ぐらいかかっちゃうんですよ。それと今度、住宅もそうでしょう。もらってくれと言ったからもらったでしょう。もらったはいいけれども、入居率もう50%切っているでしょう。それで図書館ももらってくれというから、あれももらっちゃったでしょう。

やっぱり、何でももらったからいいじゃなくて、もらうには今度逆に条件もつけて、いいですけども、今までこういうところまでは県、公園だって県の大きな財産ですから、飯岡灯台。旭市だけじゃなくて。ですから、そういった例えばこの分だけは持ってくださいよと、あとの管理と指定管理はこちらでやりますから、そのぐらいのこれで臨んでいかないと、やがて今度、東部図書館、これももらってくれなんて来ちゃった場合に、全部県がもらってくれ、そういう意味での質問ですので、ちょっと申し訳ありませんが、そういう質問させていただきました。よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 木内議長、すみません、いろいろご心配おかけしましてありがとうございます。ありがとうございます。

それで、今後、移譲ということになるかと思いますが、今、県のほうで一時休館しまして、うちのほうからこれがおかしい、これがおかしいという、お互いで確認し合いながら、今補修の作業をしていただいています。おかしなところは直してくださいということで、それをやって、うちのほうで移譲をしていただくという段取りにもなるかと思いますが、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、7款商工費についての質疑を終わります。

続いて、8款土木費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、8款土木費のうち建設課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料により説明させていただきます。

なお、補足資料といたしまして、表紙に「令和2年度決算資料（業務委託・工事）」とございますものを配付させていただいております。こちらの内容は予算科目・事業別工事等一覧表となります。説明の中では工事等一覧表として掲載ページをお示しさせていただきますので、参考としていただきますようお願いいたします。

それでは、説明資料の62ページをお開きください。

道路新設改良事業です。決算書では241、243ページになります。備考欄は2番、3番、4番です。

それでは、説明資料上段になります。決算額は1億4,069万4,000円です。財源内訳は一般財源で1億4,069万4,000円です。こちら括弧書きのうち、上段は繰越明許分の金額で、下段は事故繰越分の金額となっております。

事業の内容は、市道の拡幅改良や側溝整備、舗装新設です。上段が現年分の事業内容です。

主なものは工事請負費で道路改良工事3件、道路排水工事18件、道路舗装工事1件、事業費は7,229万4,600円です。

現年分の事業費合計は9,192万8,869円です。

続きまして、中段の表になります。令和元年度繰越明許分です。

主なものは工事請負費で道路改良工事 1 件、道路排水工事 3 件事業費は2,984万5,700円です。

繰越明許分の事業費合計は4,362万1,510円です。

続いて、下段の表になります。令和元年度事故繰越分です。

工事請負費で道路舗装工事 1 件で、事業費は514万3,500円です。これらの事業につきましては、工事等一覧表では10ページ中段から14ページまでの表となりますので、ご参考としていただきたいと思えます。

次に、説明資料の63ページをご覧ください。

蛇園南地区流末排水整備事業です。決算書は243ページになります。備考欄 5 番です。

こちらは令和元年度の繰越明許分で決算額2,427万7,000円です。財源内訳は一般財源で2,427万7,000円です。

事業内容の主なものは工事請負費で、道路排水工事 2 件で事業費は2,198万3,100円です。

次に、説明資料の64ページをお願いいたします。

旭中央病院アクセス道整備事業です。決算書では243、245ページになります。備考欄は 6 番、7 番、8 番です。

決算額は、2 億3,569万円です。財源内訳は、国からの交付金8,818万7,000円、合併特例債 1 億3,780万円、一般財源は970万3,000円です。

括弧書きのうち上段は繰越明許分の金額で、下段は事故繰越分の本額となっております。

現年分の事業内容ですが、主なものは工事請負費で道路改良工事 8 件、事業費は 1 億1,629万5,300円です。

現年分の事業費合計は、1 億1,815万3,200円です。

続きまして、説明資料中段の表になります。令和元年度繰越明許分です。

工事請負費で道路改良工事 4 件、事業費は 1 億1,706万6,000円です。

続いて、説明資料下段の表になります。平成30年度事故繰越分です。

工事請負費で道路改良工事 1 件、事業費は47万920円です。

工事等一覧表では16ページから17ページとなります。

続きまして、説明資料の65ページをご覧ください。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。決算書は245ページになります。備考欄 9 番、10番です。

決算額は3億6,780万3,000円です。

財源内訳は、国からの交付金1億1,159万5,000円、合併特例債2億4,000万円、一般財源は1,620万8,000円です。

事業内容ですが、主なものは委託料、JR東日本とのトンネル部の鉄道横断工事委託2億5,000万円です。

道路改良工事は3件、事業費は2,451万9,000円です。

以上、現年分の事業費は2億7,801万2,302円です。

続きまして、説明資料の下段、令和元年度繰越明許分です。

主なものは委託料、JR東日本とのトンネル部の鉄道横断工事委託7,000万円です。

工事請負費は、道路改良工事1件で1,979万1,100円です。

繰越分の事業費は8,979万1,100円です。

工事等一覧表では、18ページから19ページ中段の表となります。

次に、説明資料の66ページをお開きください。

南堀之内バイパス整備事業です。決算書は245ページになります。備考欄は11番、12番、13番です。

決算額は7,479万4,000円です。

財源内訳は、国からの交付金1,890万9,000円、合併特例債5,290万円、一般財源は298万5,000円です。

括弧書きの上段は繰越明許分の金額で、下段は事故繰越分の金額となっております。

事業内容は工事請負費で、道路改良工事3件、事業費は5,311万5,500円です。

続きまして、令和元年度繰越明許分です。

道路改良工事1件、事業費は1,092万4,500円です。

続いて、下段の表になります。令和元年度事故繰越分です。

委託料で調査・設計委託3件、1,075万2,500円は、道路詳細修正設計業務1件、地質調査1件、道路構造物設計1件です。

工事等一覧表では19ページ下段の表から20ページとなります。

次に、説明資料の67ページをご覧ください。

震災復興・津波避難道路整備事業です。決算書では245、247ページになります。備考欄14番、15番です。

決算額は2億3,554万7,000円です。

財源内訳は、国からの交付金5,366万6,000円、その他1,003万7,000円は、東日本大震災復興交付金基金繰入金です。一般財源は1億7,184万4,000円です。

括弧書きは、繰越明許分の金額となっております。

現年分の事業内容のうち主なものは工事請負費で、道路改良工事11件、事業費は9,605万5,900円、内訳は、椎名内西足洗線の工事7件、横根三川線の工事4件を実施いたしました。

現年分の事業費は、合計で1億2,163万4,660円です。

続きまして、下の表になります。令和元年度繰越明許分です。

主なものは工事請負費で、椎名内西足洗線の道路改良工事5件、事業費は9,865万2,900円です。

繰越明許分の事業費は、合計で1億1,391万2,436円です。

工事等一覧表では21ページから23ページとなります。

次に、説明資料68ページをお開きください。

冠水対策排水整備事業です。決算書は247ページになります。備考欄は16番、17番です。

決算額は8,897万円です。

財源内訳は合併特例債5,540万円、一般財源は3,357万円です。

括弧書きは、事故繰越分の金額となっております。

現年分事業内容の主なものは、調査・委託料2件、3,039万1,900円で、旭地域の二、八地区と、海上地域の後草地先で測量及び排水路の基本設計業務委託を、それぞれ実施したものであります。

現年分の事業費は、合計で3,362万7,705円です。

続きまして、下段の表になります。平成30年度事故繰越分です。

工事請負費として、地域排水工事1件で、事業費は5,534万2,000円です。

工事等一覧表につきましては、24ページの表をご覧ください。

以上、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定についてのうち、都市整備課所管の事業についてご説明いたします。

一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の69ページをご覧ください。

事業名、住宅・建築物耐震化推進事業です。決算書は261ページになります。

この事業は、地震発生時のコンクリートブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、

危険なコンクリートブロック塀の除却費用の一部を補助するものです。

決算額は101万1,000円、財源内訳の特定財源、国県支出金は72万5,000円です。その内訳としましては、社会資本整備総合交付金が50万円、千葉県住宅・建築物耐震関連事業費補助金22万6,000円です。

具体的な事業内容は、危険コンクリートブロック塀を除却した場合に工事費用の2分の1以内を補助するもので、限度額は10万円となっております。令和2年度は14件の申請に対し、補助を行いました。

続きまして、住宅リフォーム補助事業です。70ページをご覧ください。決算書は261ページになります。

この事業は、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、リフォーム工事費用の一部を補助するものです。

決算額は2,142万5,000円、財源内訳の特定財源、国県支出金は、社会資本整備総合交付金964万1,000円です。

具体的な事業内容は、個人の住宅を市内業者によりリフォームした場合に工事費用の10分の1以内を補助するもので、限度額は20万円となっております。

令和2年度は、148件の申請者に対し補助を行いました。

リフォーム工事の内訳といたしましては、外壁・屋根等が84件、浴室、トイレ、キッチン等の水回りが36件、内装・建具等が26件、玄関・基礎等が2件となっております。

説明資料の71ページをご覧ください。

事業名、被災住宅修繕支援事業です。決算書は261ページになります。

この事業は、令和元年度台風15号等一連の災害により被害を受けた住宅の修繕費用について、対象工事費の20%を補助したものです。

決算額は5,929万7,000円。括弧書き繰越分が2,252万円でございます。

財源内訳の特定財源、国県支出金は4,733万9,000円でございます。繰越分が2,129万2,000円。

その内訳としましては、社会資本整備総合交付金が1,806万4,000円、千葉県の被災住宅修繕緊急支援事業補助金2,927万5,000円です。

その他特定財源としまして、災害見舞金32万8,000円を充当しております。

令和2年度は255件の申請者に対し補助を行いましたが、この事業につきましては、現在もまだ修繕が完了していない住宅もあり、本年度も継続して実施しているところでござい

す。

表の中の現年分の部分については67件、その表の下の繰越分につきましては188件の実施件数となっております。

以上で、都市整備課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、8款土木費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは、僕からは冠水対策排水整備事業がございます。8,897万円の決算額となっておりますが、この中で伺いたいのは、特に後草地区の基本設計についてであります。

長年にわたって、この地域の冠水はひどくて、もう何十年も問題となっております。これまでずっと、旭市、それからこの議会もそうなんですけれども、県に責任を転嫁して、全く市のほうの事業には組み込まれなかったわけなんです。本当に県会議員や、ときには国会議員、多くの議員を使って問題解決しようと取り組んでまいりました。そのことで多少改善しているということは本当にいいことだと思いますが、抜本的な解決にはつながらないと常々僕は思っておりました。

この地区の、旭市の排水路を強化しないと、この問題は抜本的に解決しませんよと言って、やっと数十年、皆さん困っていたけれども、予算化されたものであります。特にこの後草地区の基本設計にかかった金額と、その詳細をもうちょっと詳しく教えていただきたい、そのように思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、建設課からお答えいたします。

初めに、調査の内容でございますが、後草地区ということで、約175ヘクタール対象に現在ある排水路の排水能力を検証いたしました。これにはある程度の雨の強さを降雨強度と申しますが、7年確率ということで時間55ミリ程度で現在、検証しているわけですが、175ヘクタール、主に線路から北側と申しますか、後草地区ですが、検証しております。

その結果としては当然なんです、概略申し上げますと、宅地化が進行している中で、今後も雨水排水量が予想される中で、現在でも雨水の流下能力が不足しているという結果でござ

ざいます。これは区域内の排水設備の総延長が約3,000メートルということで調査になっておりまして、そのうち9割を超える2,750メートルの区間で流下能力が不足しているということでございます。

これが大まかな調査の基本のところございまして、基本設計でございますので、あくまで、じゃどのようにしたらいいかというところは、詳細な設計ではございませんので、じゃ、どうするかということで、例えば既設排水路の改修の案、それから一部の区域にバイパス管を併用する案、また調整池を併用する案、いろんな案がこの調査、設計の中では提案されております。

このような調査内容で昨年度実施いたしまして、今年度今度はこの内容を精査いたしまして、どのような設計をして対応していくかと、今、委員おっしゃられましたように、大規模な排水路をやっていくのか、既存の排水路をやっていくのか、それでどのぐらいできるのかというところを今精査中ございまして、今後、方針をある程度、もちろんそこには財源の問題も出てまいりますので、その辺も全て協議した中で進めていこうという今段階でございます。

これとは別に部分部分ですぐ対処できるところにつきましては、その都度対応しながらということ考えております。

それと、発注の金額ですね、お待ちください。これは配付させていただきました補足資料の24ページ、一番上の表にございますが、後草地区のほうが1,449万5,800円でございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） 今年も既に2回、3回くらいかな、この道と、それから嚶鳴小学校の真ん前の旭市道、20センチを超える大変ひどい冠水被害が確認されています。そのことを県土木のほうにも僕も行ってきました。八日市場の所長としっかりと協議をして、問題は県の道路に関しては明確であります。しっかりとした対応ができると、そのように話をさせていただきました。

その中で一つあったのは、やはりそこにすぐ2メートルのところにある民間企業所有の排水路、これが非常に有効であるということも県土木の職員数名、皆さん、異口同音にこれはいいですよということを言ってもらいました。ぜひこの後、市長に報告されるでしょうから、再度その辺のところも、こういう話があったんだと、調査したほうがいいんじゃないかということを詰めてもらいたいなというように思うんですよ。

ぜひやはり県に責任転嫁するんじゃないくて、しっかりとここまで予算つけてきた、1,900万円を今後どのようにこれを解決するために使っていくのか、それが問題なんです。そのためにここで1,000万円以上の貴重な税金を使ったんだから、それをしっかりとした形で早期に小学校の目の前の道路が20センチも水没しちゃっているんじゃないですか。ほかの事業より特に最優先にやるべきだと思いますので、この事業をしっかりと今後につなげていくための、そういうような考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、お答え申し上げます。

ただいままず1点目、民間企業の排水路、こちらにつきましては、私の記憶ではたしか以前もそういったお話出ていたように記憶しています。ただ、またそのあたりが今注目されているというお話でございますので、これは再度、私のほうからもそういった提案がされているということで、今後の設計の中でのその利用の、何分、民間企業のものでありますから、その辺の権利とか管理とか、いろんな問題も含めまして検討課題とさせていただきたいと思います。

今後の対応ということでございます。嚶鳴小学校の正門付近、集中豪雨時の冠水については、私も集中豪雨時に現場確認しております。確かに学校の入り口付近でございますので、そちらのほう最優先で冠水が解消するような方法を、まずは方法論でも大がかりなもの、これは年数が非常にかかりますので、大がかりなもの、その場でできるものと、両方並行して検討、やれるものはやっていくというスタンスでおりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） ぜひ問題の意識を皆さんに共有してもらいたいんで確認したいんですが、今、皆さんが承知の飯岡停車場線ですか、国道から飯岡駅までの、あそこの排水が減ってきたとき、あそこの排水の大半は嚶鳴小学校のほうに流れるんですよね。それで嚶鳴小学校の前が大冠水するんですよ。それはこの基本設計のときにそういうことがちゃんと出ていて分かって承知しているのかどうなのか。

それから、ぜひ嚶鳴小学校のほう、要は惣堀のほうに落としてくる前に分岐をさせて、そちらの駅のほうの周辺の水は違う形で排水路を計画してもらいたいと思うんですよ。その辺のところ、基本設計にしっかりと出ていてどうか、把握されているのであれば、そのよ

うな形で計画してもらいたいと思っているんですが、確認します。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、県道のほう側の排水ということでございまして、これは何年か前からたしか私、県道のほうの排水、多少改修して県のほうで当時、多少改善されたはずだといったお話があった折に、県のあの周辺の排水ルート、図面で確認しておりまして、その流域の何%ということまでは今ちょっと把握できておりませんが、北の海上公園、中央公園ですかね、公園内を通過して北へ排水されていく部分がだいぶあるということは従前から認識しておりますので、その雨水もそちらのほうへ回っているということも当然認識しておりますので、これは今後の検討課題の一つとして、別ルートができるのかどうかも含めて、当然でございますが、検討してまいりつもりでございますので、よろしく願いいたします。この中で分岐という今ご提案もありました、それも含めて検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） では、1点お尋ねします。

説明資料の70ページ、住宅リフォーム補助金事業についてお尋ねします。

直近3か年の申込者数と利用者数についてお尋ねします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） それでは、リフォーム補助金のほうの直近3か年の申込者数と利用者数を申し上げます。

まず、直近3か年、今回の決算、令和2年度分でございます。申込み157件で利用者数が148件、令和元年度が申込者数87件で利用者数が84件、平成30年度が申込者数67件で利用者数は64件でございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） これは私が聞いたところで、申込みしたんだけど、もう締め切られてしまったという、たしかこれ平成30年だったですかね。この67の申込みに対して64ということは、申し込んでも間に合わなかったんでしょうかね。もうその満額に達してしまったの

で打ち切ったのか、それとも何かほかの理由があって受け付けられなかったのか、その辺分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） この平成30年の67件、これ申込件数ということで67件、これ受け付けております。それで受け付けたものに対して、何らかの理由で申請、最終的に補助金の利用がなかったということで、64件ということになっております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 分かりました。

当初は早いもの勝ちだったと記憶しているんですけども、今は抽せんになっていると思うんですけども、やはり抽せんのほうが非常にみんな納得できると思うんですけども、例えばこれ知らないでいたんで、1年待ってリフォームを1年先延ばししようという人が来年申し込んで、抽せんであれば外れれば諦めがつくんですけども、実は申し込んだら、もう今年も締め切られていたといった事実が現にあったんですね。

そういうこともあったんで、今抽せんだということで、これは非常に皆さん納得するんだと思いますけれども、抽せんになったのは何年くらい前からなんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 旭市住宅リフォーム補助事業につきましては、平成28年4月より開始いたしまして、当初は申込順に受け付けを行いまして、予算額を限度として補助を行っておりました。このため補助申請を行えなかった方も多数あったことから、令和2年度より受付方法を見直し、あらかじめ受付期間を設け事前申込みを行い、期間終了後、抽せんを行いまして、正式に申請申込みをいただく方式に変更したものでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） これ今直近3か年見ても、だいぶ平成30年から2年後にはもう倍以上の申込みがある。恐らくもっと増えると思うんですね。これは非常にいい制度ですので、また努力をされて対応していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑は。

向後委員。

○委員（向後悦世） 同じ関連の質問なのですが、リフォーム事業補助金、これ平成28年から始まったそうですが、28年、これ始まったときに、朝何時から受付を開始したのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） ちょっと正式に何時からというのは今手元に資料ございません。28年のことですので、ただ、通常はその業務開始で受付を開始しますので、8時半というふうに認識をしております。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） そして8時半から受付で、1時間に何人くらい受け付けられるのか、これ当時10時半に持ち込んだら、もう予約いっぱいになりましたんで、次年度にしてくださいと、そういう回答でした。平成28年はこれ今数字示していただけませんでした。何人の申込者があったのかお尋ねします。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

暫時休憩します。委員の方は自席でお待ちください。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

○委員長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） すみません、28年の資料ございました。28年度は36件ございまして、補助件数につきましても36件でございます。受付につきましては、通常みんな8時半ということで業務開始しておりますので、ただ、最初に並んでしまっている方は玄関先に並んでいたのかなというふうにちょっと考えられますけれども、ちょっと以前のことで今ちょっと明確に時間的なものは、回答は難しいです。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） 10時半に連絡したら、2時間も待たないうちに36人の受付が終了したということですね。

○委員長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 受付といいましても、一番最初は事前申込みというような形で、住所、氏名等、簡単な書類をお預かりして受付を終わりにしているような状況でございます。その後で細かい審査のほう入りますので、その審査の中で受付に来ることができなかったような方は何人か受付をすることができないというところになってしまうこともございます。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） やっぱこれね、市民の皆さんも朝あまり早くても職員の皆さんに失礼かなと思って、けなげにタイミング見てうかがっている方もあろうかと思います。やっぱりそのときに、ああ、もういっぱいなんだと、わざわざ行っても断られるようでは、市民の皆さんも感じよく思いませんので、そのときの対応の在り方をよく検討して今後、取り組んでいただきたいと思います。

以上です。答弁ありません。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、8款土木費について質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課は退席してください。

委員の皆さんはしばらく休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時54分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

消防長、着座で結構です。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部です。よろしくお願いたします。

消防本部からは9款消防費のうち、消防本部所管について補足説明を申し上げます。

説明資料72ページをお開きください。決算書では265ページ下段、備考欄の4、消防車両整備事業でございます。

こちらの事業につきましては、高規格救急自動車1台の更新整備を行いました。

決算額は3,667万9,000円でございます。

財源内訳といたしまして、地方債は消防施設整備事業債1,210万円、一般財源は2,457万9,000円でございます。

事業の内容につきましては、海上分署配備の高規格救急自動車1台3,663万円の更新整備を行いました。そのほか事務費等は保険料、自動車重量税で事業費合計は3,667万8,618円でございます。

本事業の効果といたしましては、老朽化により機能、性能の低下した高規格救急車両を最新の医療機器を導入した車両に更新したことにより、救急業務体制の強化が図られたものでございます。

以上で、消防本部所管事業の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 着座にて失礼いたします。

続きまして、総務課所管事業につきまして、ご説明いたします。

説明資料の73ページをお願いいたします。

防災体制強化事業になります。決算書では268ページの中段から271ページにかけてとなります。

この事業は、東日本大震災の津波による被害を踏まえ、防災体制の強化・充実を図るとともに、市民の防災意識を高め、安全で災害に強いまちづくりを推進するものでございます。

決算額は986万5,000円で、財源の内訳は国庫支出金9万円です。こちらは千葉県地域防災力向上総合支援補助金、その他は災害復興基金繰入金として220万3,000円を充当し、一般財源は757万2,000円となりました。

事業内容のうち主なものは工事請負費になりまして、慰霊碑建設工事429万円は、東日本大震災で亡くなられた方の慰霊碑として、また震災の記憶を風化させず、後世に伝える石碑として、いいおかユートピアセンター敷地内に建立したものでございます。

続きまして、説明資料の74ページをお願いいたします。

防災対策整備事業になります。決算書では271ページから273ページにかけてとなります。

この事業も東日本大震災の被害を踏まえ、防災施設や資機材等の整備を行い、安全で災害

に強いまちづくりを推進するものになります。

決算額は3,362万9,000円で、財源の内訳は、国県支出金1,788万4,000円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になります。そのほかはふるさと応援基金繰入金として582万6,000円を充当し、一般財源は991万9,000円となりました。

事業内容のうち主なものは需用費と工事請負費になります。需用費の消耗品費898万6,313円は、保存食等の備蓄品、避難所での新型コロナウイルスの感染症対策物品として、マスクや消毒液、非接触型体温計等を購入したものになります。

工事請負費の電気設備工事593万8,900円は、避難所として使用する総合体育館の上下水道用の非常用発電機を設置したのになります。

また、防災備蓄倉庫設置工事641万6,300円は、増える備品等を保管するため、総合体育館に備蓄倉庫を増築したのになります。

トイレ改修工事費302万5,000円は、避難所として使用する海上公民館のトイレの洋式化を行ったものになります。

以上で、総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、9款消防費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、9款消防費についての質疑を終わります。

続いて、10款教育費に入ります。

議案の審査は途中ですが、ここで3時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、10款教育費について補足説明がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、教育総務課より所管の事業につきまして、決算に関する説明資料を中心に補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の75ページをお願いいたします。決算書では23ページと277ページになります。

学校給食費の無償化関係です。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策として、小・中学校児童・生徒の学校給食費を6月から11月までの6か月間無償化するとともに、市外の小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に、給食費相当額の6か月分を市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金として支給したものでございます。

本事業の決算額は299万7,000円で、全て一般財源です。

事業費は上の表に記載のとおりで、事業内容は対象の児童・生徒延べ678人の保護者に、合計299万6,640円を支給しました。

また、学校給食費無償化に伴う影響額については下の表に記載のとおり、無償化人数は児童・生徒延べ2万6,627人で、金額は1億390万3,440円でした。

事業効果としては、小・中学生がいる子育て世帯の経済的負担の軽減が図られました。

続きまして、決算に関する説明資料の76ページをお願いいたします。決算書では279ページとなります。

教育の情報化推進事業です。

本事業は、児童・生徒の学力向上を図ることを目的に、小・中学校におけるICTを活用した学習環境の整備を進めるものでございます。

本事業の決算額は5億283万4,000円で、財源内訳は特定財源の国庫支出金及びその他として新庁舎整備基金繰入金と一般財源で、金額は記載のとおりとなっております。

事業内容は、国のGIGAスクール構想に基づき、全校の児童・生徒に1人1台のタブレット端末を導入し、併せて校内の無線LAN通信機器の更新と光回線の整備を行ったものです。

事業費は表に記載のとおりで、主なものは備品購入費のタブレット端末4,700台、全体事業費の中の72%となっております。

事業効果としては、児童・生徒一人ひとりがICT機器を効果的に活用できるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、学力向上を推進するための環境整備が図られました。

続きまして、決算に関する説明資料の77ページをお願いいたします。決算書では287ページとなります。

小学校施設改修事業です。

本事業は、学校施設の経年劣化に伴う修繕工事と、新型コロナウイルス感染症対策として、洗面台と網戸を設置したものでございます。

本事業の決算額は1億1,157万6,000円で、財源内訳は特定財源の国庫支出金及び地方債と一般財源で、金額は記載のとおりとなっております。

事業費は表に記載のとおりで、新型コロナウイルス感染症対策として実施したものは、中央小学校ほか2校への洗面台設置と、全校への網戸設置工事です。

事業効果としましては、教育環境の向上及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られました。

続きまして、説明資料の78ページをお願いいたします。決算書では293ページとなります。

中学校施設改修事業です。

本事業は、小学校施設改修事業と同様、学校施設の経年劣化に伴う修繕工事と、新型コロナウイルス感染症対策として、洗面台と網戸を設置したものでございます。

本事業の決算額は2,760万9,000円で、財源内訳は特定財源の国庫支出金及び地方債、一般財源で、金額は記載のとおりです。

事業費は表に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対策として実施したものは、海上中学校への洗面台設置と、その他各改修のうち網戸工事を行ったものです。

事業効果としましては、教育環境の向上及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られました。

続きまして、決算に関する説明資料の79ページをお願いいたします。決算書では295ページとなります。

中学校大規模改造事業（繰越明許費）です。

本事業は、経年による学校施設の損耗・機能低下に対し改修し、防災機能の強化を図るため、武道場及び技術棟の大規模改造工事を実施したものでございます。

本事業の決算額は1億1,494万5,000円で、財源内訳は、特定財源の国庫支出金及び地方債と一般財源で、金額は記載のとおりとなっております。

事業費は表に記載のとおりで、第一中学校ほか3校の武道場や技術教室棟の防災機能強化工事に係る設計監理委託料と工事請負費でございます。

事業効果としては、各施設の防災機能の強化が図られたところでございます。

以上で、教育総務課所管事業の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、生涯学習課所管の主要事業について、補足説明を申し上げます。

初めに、文化振興事業についてご説明をいたします。

決算に関する説明資料の80ページをお願いいたします。決算書は307ページになります。

文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため各種文化事業を開催したもので、新型コロナウイルス感染症の影響により市主催事業は、予定していました7事業のうち3事業のみの実施となりました。

決算額は837万5,000円になります。

財源の内訳は、特定財源のその他の379万5,000円は、地域振興基金繰入金が286万6,000円、入場料収入が92万8,750円になります。一般財源は458万円でございます。

事業内容の市主催の3事業の公演費については、ケロポンズファミリーコンサートが169万8,233円、あさひ寄席が287万2,468円、スプリングコンサートが84万9,436円で、公演費の合計は542万137円になります。

続きまして、海上キャンプ場運営事業についてご説明いたします。

説明資料の81ページをお願いいたします。決算書は333ページになります。

海上キャンプ場運営事業については、令和2年度から海上キャンプ場のほかに滝のさと自然公園を含めた指定管理者による管理運営を行っております。

決算額は4,351万6,000円になります。

財源の内訳は、特定財源の地方債が1,990万円、その他224万3,000円はふるさと応援基金繰入金になります。一般財源は2,137万3,000円でございます。

施設の利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンプ場は対前年度54.1%の減、体育館は対前年度22.1%の減となりました。

事業内容の主なものについて説明いたします。

委託料の海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理料は、指定管理をお願いしている株式会社塚原緑地研究所への指定管理料になります。

その下の不法投棄産業廃棄物業務委託料は、昨年4月に滝のさと自然公園内に不法投棄されたトラック1台分の廃プラスチックの処理費用になります。

工事請負費はキャンプ場利用者の利便性、安全性の確保、施設の長寿命化を図るため、食事棟の建て替え工事のほか、体育館の屋上防水改修工事等を実施いたしました。事業費については記載のとおりでございます。

続きまして、社会教育施設再編事業についてご説明をいたします。

説明資料は82ページをお願いいたします。決算資料は333ページから335ページになります。

決算額は1億3,766万5,000円になります。

財源の内訳は、特定財源の地方債が1億420万円、一般財源が3,346万5,000円になります。

事業内容の主なものについてご説明をいたします。

旭第二市民会館の改修工事实施設設計業務委託料は、個別施設計画に基づく施設の長寿命化と、市民会館、青年の家の機能を集約するための施設設計業務になります。

工事請負費の内訳は、施設利用者の利便性の向上を図るため、旧干潟公民館及び飯岡歴史民俗資料館を解体・撤去し、跡地を駐車場として整備したものでございます。

今後も生涯学習施設の利用者が安全で快適に利用していただけるよう、維持管理に努めてまいりたいと思います。

生涯学習課からは以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、体育振興課から補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の83ページになります。

社会体育施設改修事業です。決算書は343ページになります。

決算額ですが、2,660万円で、財源内訳の国県支出金1,574万4,000円は、こちらは地方創生臨時交付金になります。

事業内容、工事請負費のうち総合体育館に関する主なものとしましては、トレーニングルームの空調改修とメインアリーナ排風機の改修を、コロナウイルス感染症対策として実施いたしました。

飯岡体育館に関するものとしましては、照明設備のLED化と老朽化したバスケットゴールの撤去を実施いたしました。

続いて、決算に関する説明資料の84ページをお願いいたします。

サッカー場整備事業になります。決算書は345ページになります。

決算額は775万円で、財源、その他は全てふるさと応援基金からの繰入金となります。基本設計に基づいて施設設計業務を委託したものでございます。

以上で、体育振興課からの補足説明は終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、10款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは、伺います。

説明資料の81ページですか、海上キャンプ場運営事業ですね。これが利用状況で増減マイナスになっているんですが、この主な理由ですか、それを伺いたいと、そのように思います。

それから、決算書の334、335で、5項1目保健体育総務費なんですけれども、この当初予算5,491万3,000円に対して、支出済額が760万4,000円ですか、不用額で4,730万円余りも出しちゃっているんですけれども、この主な理由を伺いたいと、そのように思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 海上キャンプ場の利用が少なくなった理由ということでお答えさせていただきます。

海上キャンプ場、体育館も含めて、新型コロナウイルス感染症の影響で度々閉める機会が多くなったこと、それとキャンプ場は利用者が市内より市外の方のほうが多く利用されておりまして、緊急事態宣言の影響でそちらのほうも利用をストップしたと、そういった関係上、利用客が主に減っております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、1目の保健体育総務費の不用額が4,700万円ほどあるんで、その理由はということでした。

これは目ですので、備考欄の事業ベースでいきますと、335ページの備考欄の2番、スポーツ振興事業というのがございます。18節で負担金補助及び交付金がございますが、これ各種イベント等の開催に対しての補助金の支出になるんですが、令和2年度は大会等できなかったため、こちらで不用額が1,800万円ほど出ております。

それと、337ページになります。備考欄の3番、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業ですけれども、こちらオリンピックが令和2年度、1年延期になりました。そのため事前キャンプを予定していました選手団の宿泊費、これは8の旅費になるんですけれども、そ

こで1,360万円ほどの不用額が出ております。大きなものとしては以上になります。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） 海上キャンプ場なんですけれども、僕の知る範囲ではキャンプが大人気で、ほかではこういう施設、コロナ以前よりも人気集中するんですね。しかし、旭市のこの海上キャンプ場は残念ながら、そういうようなニーズを捉え切れなかったと、そういうことが要因なんだろうかなと思います。分かる範囲でお答えいただきたいのと、実は今そういう中でグランピングだとか、各自治体がこういう施設いち押しなんです。すごい盛り上がっていると、ここだけがマイナスでもったいないなと感じました。

これ条例のベースで構いませんけれども、飲酒、飲食だとか、そういう決まりがあるかと思うんですね。ぜひ盛り上げるためには、その辺のところも検討課題なんじゃないのかなと思うので、飲酒関係に対する、その決まり事、条例なのか何なのか、ちょっと細かく教えてもらいたい、そのように思います。

次に、スポーツ振興事業でありますけれども、具体的に開催をしなかった、取りやめた事業を教えてください、そのように思います。

それから、先ほどお話があった東京オリンピックの事前キャンプ地誘致事業であります、これに対する財源内訳と事業効果について具体的に伺いたい、このように思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 海上キャンプ場の利用率の減の主な要因、減っている状況なんですけれども、海上キャンプ場、実は青少年の健全育成を図る研修の場という、そういったものでありまして、青少年の方々が利用する施設でございます。実際問題、緊急事態宣言ですとか、そういった関係上、遠くから来る方々、また昨年2か月間の緊急事態宣言で施設を閉めてしまったこと、それとあと、その後の緊急事態宣言とかまん防とかかかっていると、その地域の方々をちょっと利用制限したということで、ちょっと利用率が下がっているものと思われま。そんな形の関係であります。

あと、飲酒の関係なんです。条例上はうたっていませんが、青少年の健全育成を図るための施設ということで、飲酒のほうは控えていただいているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、スポーツ振興事務費のほう、実施しなかった大会と

ということで、これは主なものでよろしいでしょうか、大きなもので。

それでは、まず大きなものとして、飯岡しおさいマラソン大会が実施できませんでした。

あと市民駅伝大会、市民体育祭、大きなものとしては以上ですかね。

事前キャンプのほうです。財源ですけれども、令和2年度は実際、事前キャンプが中止となっておりますため、財源としては全額、一般財源になりますかね。

効果ですけれども、実際、事前キャンプを予定しておりましたけれども、相手国、オリンピックが延期になったということもあって、2年度来られませんでした。その間、じゃ何ができたかといいますと、オリンピック推進校であります旭第二中学校の生徒では、相手国であるザンビア共和国の応援ビデオであったり、そういったものを作りました。国際交流に一役は買ってくれたのかな、外国に興味を持ってもらったのかなというのは実感しております。以上です。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） 海上キャンプ場ね、目的が決まっているということでありましてけれども、やはりこの各自治体で力を入れていて、観光にもやっぱり地域の振興にも一役買っている、そういう制度ありますんで、この減を鑑みて研究に値するのじゃないのかなと思いますよ。

僕も実際行けていないけれども、市原市のグランピングだとか、軽井沢のグランピング誘われていて、行ってみたいなという気持ちにもなりますね。やっぱり旭市にそういう施設があってもいいじゃないかと、ここうってつけじゃないかと、そのように感じたんですよ。やはりこれから目的ということを変更できるのであれば、検討に入れていただきたいと、そのように思うのと。

あとは青少年というフレーズが多くあったんですけども、僕も文教福祉の常任委員会で委員の皆さんね、可能であればそこでキャンプ1回やってもいいかなと、そういう提案したことあったんです。コロナなんで控えましたけれども、文教福祉のメンバーとか、僕は青少年には当たらないのでありまじょうか、その辺を伺いたいと、そのように思います。

次に、スポーツ振興事業の中で市民体育祭、それが計画されていたようであります、中止になったということですね。非常事態があつて、明けた後の、その予算編成の今回のこの当該年度の決算ですよ。よく市民体育祭を予算計上したんだと、そのように、僕も審議しましたけれども、思っているところです。市民体育祭の補助金の金額と、その詳細について伺いたいと、そのように思います。

あとは、東京オリンピックの事前誘致で、相手国との国際交流がうまくできたんだと、ザ

ンビアとはしっかりと交流ができているよということなんで、参考までにザンビア共和国、僕もちょっとよく分かりません、交流もできませんでしたので教えていただきたいんですが、公用語だとか首都、面積、通貨、人口なんかが分かれば教えていただきたいと、そのように思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、林委員のご質問にお答えいたします。

まず、グランピングですか、そういった関係でということで、飲酒の関係がございました。そちらの関係については今後、ちょっと状況を見ながら考えていきたいというふうに思います。

それと、文教福祉常任委員会のメンバーは青少年ではないのかということでございますが、実際には青少年健全育成施設ではございますが、一般の方も利用していただいております。ですので、その辺もちょっとご理解をいただきたいと思います。年齢に限らず利用していただいておりますので、よろしく願いいたします。ぜひ文教福祉のメンバーで宿泊でもお願いしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） では最初に、スポーツ振興事業、体育祭の補助金の金額からですけれども、補助金としましては645万円になります。これ令和2年度の予算ですので、考えた令和元年度中に2年度予算はつくりましますので、そのときは多少コロナは出ておりましたけれども、それほどひどくなるというのは想定しておりませんでしたので、予算のほうは計上しておりました。

事前キャンプ、ザンビアになりますけれども……

（発言する人あり）

○体育振興課長（柴 栄男） じゃ、実行委員会の内訳ですかね。市としては645万円、実行委員会に出しますので、じゃ、その645万円がどのような形で使われているかということでよろしいでしょうか。それはすみません、今資料を入れますので、お待ちください。

最初に、ザンビアのほうになります。ザンビアですけれども、南アフリカにございまして、公用語は英語になります。首都はルサカといいます。産業としましては、銅の産出が大きなところになっています。南アフリカでは比較的政治も安定している国になります。

すみません、取りあえず以上です。体育祭の詳細はすみません、資料が届いてから回答い

たします。

○委員長（飯嶋正利） 暫時休憩します。

自席でお待ちください。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時42分

○委員長（飯嶋正利） 再開いたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） すみません、失礼しました。お待たせしました。

では、令和2年の旭市民体育祭の予算の内訳になります。645万円の大きなものとしましては、地区参加の助成金、これは参加地区に助成するものです。これが225万円、あと会場設営委託料、こちらが135万円、送迎バスの委託料が114万円、あと消耗品としまして、入賞の商品ですとか、競技用の消耗品、その他の消耗品含めまして57万1,000円、あと手数料、これは振込手数料ですとか、イベント中止の保険料、クリーニング代になりますが、こちらが45万5,000円、全部言ったほうがよろしいですか。主なものでよろしいですか。

では、主なものとしては以上になります。

すみません、1点修正なんですけれども、すみません、オリンピック事前キャンプ誘致事業、財源ですけれども、特定、これは国県からではないんですけれども、一応内部の基金を一部充てておりました。90万円ほど基金を充てておりました。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） ありがとうございます。

オリンピックの誘致事業ですか、ザンビア共和国、国際交流ができてよかったなど、そういうふうに思います。財源内訳の中でいろいろありますけれども、いずれにしても貴重な税金が入っておりますので、今後しっかりとこの交流を長く続けられることがいいんじゃないのかなと、そのように思いますので、子どもたちもしっかりと海外とのふれあい、今後は大切になってくるので、そのところをしっかりと考えながら、また進めてもらいたいと、そのように思います。

海上キャンプ場はよく分かりました。しっかりと今後、やっぱり時代とともに変わっていきますので、取り残されないようにお願いしたいと、そのように思うんですよ。結構です。

すみません、市民体育祭ですね、開かれなかったんでよかったんですけども、コロナが収束したといっても、今この現状なんですよ。地区参加者の補助金二百数十万円ですか、これ区長、丸投げなんですよ。毎回開催に反対する意見が根強いですよ。市民懇談会の席だとか、区長会でやめてもらいたいと、僕のところにも多くの区長からそういう依頼が多い事業だったんです。コロナ禍ですよ、区長に補助金を渡してやるというなら、区会を開いたり、1軒ずつ参加者を募ったり、安易に想像つきますよね。ちょっとおかしな予算づけになっていますから、これしっかりと検討するべきものだと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（飯嶋正利） 林晴道委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 今、市民体育祭のことで林委員からいろいろご意見伺いました。実際うちのほうにもいろいろな話は耳にしております。そのような話を聞きますと、やっぱり市民体育祭というのは、そのやり方もそうですし、在り方もそうですし、今後協議をしていかなきゃいけないんだろうなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） 先日の本会議場で市長に対して、僕も要望いたしました。そのところをこう見渡したら、体育振興課長いらっしゃらなかったんで、あえて申し上げましたけれども、しっかりとこの後報告行くのであれば、また言われたよと言ってくださいよ。

僕は市民体育祭、やめろじゃないんです、やり方を変えたほうがいいと、オープン種目を増やすとか、区長にそういう負担をかけない、やっぱりそういうやり方にしないと、このコロナも乗り切れないし、この時代ちょっと合わないですよ。だから、しっかりとした次年度予算につなげてもらいたいと思って確認をさせてもらいました。よろしく申し上げます。答弁結構であります。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑ありますか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 林晴道委員と同じく海上キャンプ場の運営状況についてお尋ねいたします。

利用状況、これ令和元年から令和2年度にかけて激減しています。その理由はコロナで稼

働できない部分もありましたとのことでございますが、これ青少年向けの施設だということで、青少年も年々減少しています。そういった中で、今、林晴道委員が言われたように、時代も変わってきますので、やっぱりただ青少年が利用する場だというようなことの捉え方では、将来なんか段々先細りのような気もしますし、いろいろ対応を考えていただきたいと思います。

それとあと、海上キャンプ場の食事棟の建て替え工事、これ1,150万円ほどかかっています。だけれども食事棟建て替え工事で1,150万円というと、意外と私を感じるのはいのきな、それとも小さな規模の建物なのかなというような感じがします。それを具体的に説明していただければありがたいと思います。

そして、海上キャンプ場の体育館の改修工事、この内容をお尋ねします。

それと、海上キャンプ場の自転車置場撤去工事、これ撤去したら、また新たに自転車置場を新設するののかも伺いたします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、向後委員のご質問にお答えいたします。

海上キャンプ場なんですけど、利用状況がコロナでだいぶ下がっているということで、令和元年から比べますと下がっていますが、実は海上キャンプ場はずっと整備を続けてきておりまして、その影響で年々伸びておりました。30年度ですと6,786人、令和元年度ですと7,613人ということで、年々伸びている状況の施設でございます。

それで、青少年健全育成施設ですけれども、先ほどもご答弁申し上げましたが、一般の利用者もご利用いただいているということと、あと、また今はキャンプブームということもございまして、お試しキャンプ的な形ご利用されている方も多くございます。そんな関係上、ちょっと伸びていたんですが、コロナでちょっと抑えてしまった影響で下がっているというのが現状でございます。

あと、食事棟と体育館等の改修工事、それとキャンプ場の自転車置場の撤去工事、それちょっとお待ちください。すみません、内容は資料を用意しますんで、ちょっとお待ちください。

食事棟と体育館の改修工事、ちょっと資料を用意しますんで、キャンプ場の自転車置場の撤去工事を、また造るのかということでございますが、今まで自転車置場なんですけれども、

利用していない状況にあった施設でございます。そちらのほう古くなりましたので撤去したということで、今のところの設置は考えておりません。

それから、海上キャンプ場の食事棟の建て替え工事の概要ですけれども、木造で90.45平米でございます。既存は単管パイプで造っていたものを、その木造の建物に建て替えたというような状況でございます。

申し訳ありません、今書類そろいましたので、海上キャンプ場の体育館の改修工事なんですけれども、まず屋上の防水工事、それから体育館入り口のエントランスホールの上にあるトプライトというガラス張りのところがあるんですが、そちらのほうの改修工事、それから網戸の改修、それと自動ドアの改修というようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） じゃ、キャンプ場の利用状況なんですけど、キャンプ場の利用状況のほうはコロナが収まれば、青少年ばかりじゃなくて一般も利用できるようなことを考えながら改善すると、そういう見込みでいいですね。よろしくお願いします。

それと食事棟の建て替え工事なんですけど、木造の90平米ということですが、これ1回に何名ぐらいの食事が可能でしょうか。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後3時53分

再開 午後3時55分

○委員長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 申し訳ありません。

食事棟なんですけど、現在使っているのが木で移動できるテーブルというのを置いています。そちらのテーブルが8から10置けるということ、6人座りのテーブルで8から10置けるということで、50人から規模は食事ができるというような形です。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） じゃ、分かりました。

海上キャンプ場も今、ゴルフ場なんかでもすごい人気で、なかなかお客さんがゴルフ場なんかいっぱいな状態で、ゴルフやりに行くのもなかなか難しいくらいで、会員権も相場が出ていると、そういうような状況で私も伺っていますんで、また取り組み方によっては、海上キャンプ場も、もっともっと効率のいい稼働ができると思いますので、ぜひ有効に利用できるように、よろしく取り組んでいただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ちょっと1点ほど、老婆心ながら、生涯学習課長に聞いておいてもらいたいんですけども、たしか私の記憶が正しいかどうかは確かでないんですけども、海上キャンプ場のお酒を取りやめたというのは、青少年の飲酒が原因だったような記憶があるんですけども、あるんです、本当に。

決定するに当たって、こちらの青少年は大丈夫ですけども、こちらはもう大量に飲んでもらってもいいんですけども、未成年の飲酒が、たしかこれも原因の一つであったかと思えます。決定するに当たっては、改めてその解禁する方向で検討するのであれば、その辺のところをちょっと遡って調べていただいて、参考資料の一つにしていただければと思います。答弁は結構ですよ。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 海上キャンプ場は県のもともと施設でございました。4,000万円をかけて県が改修してから旭市に移管されました。その条件として、青少年の健全育成施設で使うようにという条件が付けてありましたので、それで飲酒は禁止となったということでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、10款教育費についての質疑は終わります。

続いて、11款災害復旧費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（山崎剛成）** それでは、11款災害復旧費につきまして、財政課より補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の348ページのほうをお開きいただきたいと思います。

11款災害復旧費の支出済額は1,810万3,800円で、令和元年の台風15号などによりまして被害を受けた公共施設等の復旧に要する費用で、令和元年度からの繰越し事業でございます。

内容について、主なものを申し上げます。350ページをお願いいたします。中段です。

3項1目道路橋梁災害復旧費は、支出済額974万3,800円で、令和元年の台風で被害を受けた飯岡地区、埴地先の道路復旧工事に係るものです。

その下になります。4項2目社会教育施設災害復旧費は支出済額836万円で、こちらも令和元年の台風で被害を受けた、大原幽学遺跡史跡公園の宝蔵庫の復旧工事に係るものでございます。

以上で11款の災害復旧費についての補足説明を終わります。

○**委員長（飯嶋正利）** 担当課の説明は終わりました。

それでは、11款災害復旧費について質疑に入ります。

質問がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○**委員長（飯嶋正利）** 特にないようですので、11款災害復旧費についての質疑を終わります。

続いて、12款公債費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（山崎剛成）** それでは、12款公債費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の同じく350ページをお願いしたいと思います。下のほうになります。

12款公債費の支出済額は30億4,990万7,216円で、前年度比5,450万3,149円、1.8%の増となっております。

内訳としまして、1項1目元金の備考欄1、借入金償還費が29億3,713万924円で、352ページをお願いいたします。2目のほう利子になります。2目利子の備考欄1、借入金利子支払額が1億1,277万6,292円となっております。

なお、一般会計の令和2年度末の市債現在高は308億4,833万円で、これに対する交付税算入見込額は265億2,269万円、交付税の算入見込額の割合は約86.0%となっております。差し引きまして、市の実質負担額は43億2,564万円、約14%となっております。

以上で12款公債費についての補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、12款公債費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、12款公債費についての質疑を終わります。

続いて、13款諸支出金について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、13款諸支出金について補足説明を申し上げます。

決算書の352ページをお願いいたします。

13款諸支出金の支出済額は8,788万6,000円で、前年度比594万8,000円、6.3%の減となっております。

減の主な要因は、2項1目水道事業公営企業費のうち、備考欄2、水道事業会計出資金が、配水管布設工事の減によりまして、前年度と比較して511万円の減となったことによるものでございます。

以上で13款諸支出金についての説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、13款諸支出金について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、13款諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、14款予備費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、14款予備費について補足説明を申し上げます。

同じく決算書の352ページをお願いいたします。

14款予備費の充当状況について、ご説明いたします。

予備費支出及び流用増減の欄になりますが、令和2年度の予備費の充当額は3,032万5,000円で、各款への合計件数としては70件でございました。

予備費につきましては以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

それでは、14款予備費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、14款予備費についての質疑を終わります。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長(飯嶋正利) これより討論を省略して、第1号議案の採決をいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決定しました。

以上で第1号議案の審査は終了いたしました。

これにて本日の審査を終了いたします。

なお、本委員会は、10日午前10時より議会委員会室にて開催いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 5分

決算審査特別委員会

令和3年9月10日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2号 令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3号 令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 令和2年度旭市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について
議案第 7号 令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について
議案第 8号 令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について

出席委員（8名）

委員長	飯嶋正利	副委員長	遠藤保明
委員	景山岩三郎	委員	向後悦世
委員	宮澤芳雄	委員	林晴道
委員	平山清海	委員	片桐文夫

欠席委員（なし）

委員外出席者（6名）

議長	木内欽市	副議長	宮内保
議員	島田恒	議員	井田孝
議員	永井孝佳	議員	崎山華英

説明のため出席した者（16名）

企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成
税務課長	伊藤義一	保険年金課長	穴澤昭和

高福社 齡課者長	赤谷浩巳	上下水道課長	宮負亨
会計管理者	向後稔	監査委員局長	高野久
その他担当員	8名		

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
副主幹	菅晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

決算審査特別委員会も2日目となり、昨日は大変ご苦労さまでございました。

大変お疲れのところ恐縮でございますが、明快な決算審査のほうを心がけていただき、今日一日頑張っていたいただきたいと思います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、崎山華英議員、永井孝佳議員、井田孝議員、島田恒議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

昨日に引き続きまして、木内議長と宮内副議長に出席をお願いしていますので、代表して木内議長にご挨拶をお願いいたします。

木内議長。

○議長（木内欽市） 皆様、おはようございます。

委員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

昨日は、いいご意見がたくさん出て大変よかったですと思います。本日も引き続きよろしくお願いいたします。

なお4名の傍聴の議員さん、連日ご苦労さまでございます。皆さんの熱意が感じられます。

それでは本日、委員長よろしくお願い申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） それでは、議案第2号から議案第8番まで一括して審査を行います。

初めに、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑は着座で結構です。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、議案第2号について補足説明申し上げます。

議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、これにつきましては本会議で説明申し上げましたとおりでございますけれども、追加の資料としまして病院事業債明細書を添付してございます。明細書の右のほうには議案第2号企画政策課と書かれたものでございます。お手元をお願いしたいと思います。

明細書の4ページ、1番最後のページですけれども、お開き願いたいと思います。

この表の1番下の合計欄、合計欄の数字が入っている1番右側ですけれども、未償還残高の額となります。令和2年度末の未償還残高は207億9,516万5,971円となっております。

4ページの表の、個票の36番と37番、こちらにつきましては、令和2年度の新規借入れ分でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） それでは着座にて、議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料、こちらの資料によりまして、ご説明をいたします。

説明資料の1ページをご覧ください。上段の表は、国保世帯数と被保険者数の推移です。

令和2年度の平均世帯数は上段のほうですが、1万881世帯、前年度比1.6%の減となりまして、また被保険者数は1万9,380人、前年度比で3%の減となりました。

下段の表ですけれども、こちらが国保加入率の推移ということで、住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保世帯数と被保険者数の割合になります。

令和2年度末の国保加入率ですけれども、これは世帯割合で40.6%、人口割合で29.7%となり、減少傾向が続いております。

次の2ページと3ページですけれども、こちらは療養費や出産育児の一時金などの保険給付の状況になります。

3ページの下段の表をご覧くださいいたしたいんですが、6の合計欄です。こちらの令和2年度

の保険給付費の総額は52億9,522万1,000円。前年度比1.4%の減となりました。減の要因は、被保険者数の減少によるものと考えられます。

続いて4ページをご覧ください。国民健康保険税の推移ということで、国保税の収納状況になります。

上段、令和2年度の現年度課税分の欄をご覧ください。収入済額は18億2,568万8,000円となり、不納欠損額は475万3,000円、収納率は94.1%となりました。

右側に移りまして滞納繰越し分ですが、収入済額は1億472万2,000円、不納欠損額は、6,289万8,000円、収納率は32.3%となりました。

次の5ページですけれども、5ページについては、保険税の賦課状況となっております。

次に6ページをご覧ください。滝郷診療所の状況になります。

令和2年度の欄をご覧ください。診療日数は187日、患者数は5,573人で、前年度比16.1%の減となりました。診療収入においても5,985万6,000円で、前年度比11.7%の減となりました。

減の要因については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和2年8月から予約制にして診療の人数制限したことによるものです。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは税務課から、令和2年度の決算について補足説明を申し上げます。資料としてお配りしてございます令和2年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）をご覧ください。資料の右上に議案第3号、税務課となっているものです。

それでは1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。資料の表は、前年度と比較したものでございます。

区分欄Aの令和2年度の調定額合計は、22億6,301万7,255円で、対前年2億5,840万3,962円の減となりました。減の主な理由は、被保険者数の減などによるものです。

Bの収入済額合計は19億3,040万9,964円で、対前年1億3,930万896円の減となりました。

Cの不納欠損額合計は6,765万621円で、対前年5,587万3,081円の減となりました。

一つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で2億6,637万3,343円となり、前年度より6,318万3,212円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和2年度の現年分が94.08%で0.13ポイントの減、滞納繰越分

が32.33%で7.56ポイントの増となり、現年滞納繰越しの合計は85.24%で、前年度より3.21ポイントの増となりました。

続いて2ページをお願いします。

この表は、国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は一番右側の欄、収入済額増減を申し上げます。

初めに一般被保険者数についてですが、医療分、後期高齢者分、介護分とも減となりまして、小計では前年度より1億3,663万6,135円の減となりました。

次に、被保険者数については小計の欄、266万4,761円の減となりました。

減の主な理由ですが、一般被保険者は被保険者数が減少したことによるもの、退職被保険者は退職者医療制度廃止に伴う経過措置期間の満了によるものでございます。

以上、国民健康保険税の合計では、前年度より1億3,930万896円の減となりました。

次に3ページをお願いいたします。

この表は、国民健康保険税を含めた市税全体の差押え処分等で、市税で説明したものと同じでございますので、説明は省略させていただきます。

次に4ページをお願いします。

上段の表は、過去5年間の収納率の推移です。令和2年度の国民健康保険税の収納率は85.24%で、平成28年度と比較しますと12.91ポイントの増となっており、毎年順調に伸びてきております。

下段の表は、過去5年間の収入未済額の推移です。令和2年度の現年分、滞納繰越し分の収入未済額の合計は2億6,637万3,343円で、平成28年度と比較しますと5億4,821万1,243円滞納額を縮減することができました。

次に5ページをお願いします。この表は、過去5年間の夜間及び休日窓口の状況です。

この表も、国民健康保険税を含めた市税全体のもので、内容は市税で説明したものと同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上のとおり、令和2年度の国民健康保険税の収納状況をご説明しましたが、今後も滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

以上で議案第3号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 説明が終わりました。

第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは、令和2年度の国民健康保険事業の特別会計決算について、本会議においては施設勘定、主に滝郷診療所のことを伺いましたんで、それ以外の部分について、何点かに分けて伺いたいと、そのように思います。

まず、この被保険者数の減少というのは、国保運営に影響を与えると思うのですが、その対策はしているのかを伺いたいと思います。

また、令和2年度は、前年までと比べて、被保険者数が減少傾向であります。国保の被保険者数というのは、少子化等に伴う人口減少という部分が多いと思うのですが、その他に何か要因があるのであればその詳細を教えてくださいと思います。

それから、保険給付費の総額で52億9,522万1,000円と、これは前年度比で1.4%の減ということですが、特に療養給付費が、前年、令和元年度と比較しまして、件数で2万2,632件の減ということで、支出済額で1億420万7,000円と大きく減っている。その要因は何なのか伺いたいと。

参考までに、昨年度、令和元年度の状況も併せて伺えたらありがたいなと思います。

また、国民健康保険税の納付が困難な場合には減免制度というのがございますね。当該年度、当年度の減免制度の世帯数と、その減免の理由についても併せて伺いたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） ちょっと何点かご質問をいただきましてちょっとあれですけれども、まず最初に、被保険者数の減少に伴って国保運営に大きな影響を与える、これはおっしゃるとおりでございまして、被保険者数の減少によって、その財源が当然不足、保険料が減っていきますんで不足した場合には、これ一応毎年、剰余金が生じた場合には、それを積み立てております。財政調整基金から、そういった形で繰入れをして対応していきたいというふうには思っております。

また、どうしてもお金、財政調整基金だけで頼っていくのはやはりちょっと厳しい部分もありますんで、やはりその医療費の抑制という部分も踏まえていかなければいけないかなと。そういった意味では、予防を図る観点から、やはり特定健診等の受診率を上げていく、そういった形を対策としては打っていかなくちゃいけないかなと思っています。

それと令和2年度部分で、被保険者数が減少をしていると。その要因というのは、確かに少子高齢化ということの人口減少という部分あります。そのほかの要因にしては、まず、一つ挙げられるのが、社会保険加入の適用拡大という部分が平成28年頃でしたか、そこからあ

って、これからだんだんとそういった形で拡大してきますんで、その部分がやはり影響してくるのかなと。それと、やはりこれは高齢化という話になっちゃいますけれども、後期高齢者医療制度に移行する方、これはもう団塊の世代がありますんで、そういった方が今後動いていくと、かなりまた影響が出てくるかなと思っております。

それと3点目ですけれども、保険給付費の関係です。こちらについては、かなり減しているんですけども、この件数も2万2,000件ほど減しているということで、考えられることなんですけれども、医療機関での受診件数というのが減少していることを考えれば、やはり新型コロナウイルス感染症による受診の回避、受診の控えというような形になるんですかね。それと、マスクとか手洗い、そういった習慣が浸透したことによって、コロナ以外の感染症、あるいは病気というものが抑制されたというか、病気にかかりづらくなった、そういったことが考えられるかなと思っております。

これが今度、今、令和2年度では、保険給付費というのが減していますけれども、今直近の令和3年度の状況を見ますと、今分かっているのは4月、5月なんですけれども、こちらの数値を見ると、やはり件数も、支出する金額も増加している傾向にあります。やはりそういった状況は出てくるのかなと思っていましたけども、そういった状況になります。

○委員長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは税務課のほうから、国民健康保険税の減免の関係をお答えさせていただきます。

まず、減免件数でございます。こちら全体で144件ございました。

そして、この減免の理由でございます。理由でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえまして、前年比で収入が30%以上の減少が見込まれた世帯主につきましては、前年度所得の金額に応じて減免を行ってきたものでございます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、国民健康保険事業、収入が減少した場合には、財源不足は財政調整基金を保有しているから、それを繰り入れていくんだということですので、財政調整基金、直近3か年の推移等が分かるようであれば、お示しいただきたい。

それから、特定健診、これを取り組んで、その対策としてやるんだということですが、その特定健診の受診率を増やした場合に、どのように国民健康保険事業に影響を及ぼすのか、その辺を伺いたいと思います。

それから確認のため、保険証の状況でありますけれども、納付が困難なときに生じるということで、短期被保険者証、それがどういうもので、当年度でどのぐらいの枚数であったのか。

もう一点、資格証明書というのもあります。改めて、どういうもので、当該年度の枚数を伺っておきたいと、お願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 3点ほどご質問がありまして、まず1つ目ですけれども財政調整基金の3か年の推移というか、状況ですね。

まず、平成30年、こちらが約7億8,500万円です。令和元年が約9億9,000万円。令和2年度末になりますけれども約10億7,000万円になっております。

それと特定健診の関係で、国保運営にどういった影響があるかというお話ですけれども、こちらについては、間接的な話には当然なってくると思います。やはり健診というのは、予防ということですので、まず自分の健康管理をしっかりしていただく。それと、健診をすることによって早期発見ということも出てきますので、そうすると、当然ながら……

（発言する人あり）

○保険年金課長（穴澤昭和） 影響は、基本的には影響については、やはりそういった医療費の面で基本的には少しでも寄与してくるかなと思っております。

それと、保険証の関係です。保険証については、基本的に今、委員おっしゃるとおり、6か月証、あと3か月証、資格証明書、それと一般証ということで4種類あります。

一般的に一般証というのが一般の話なんですけれども、短期証の中では3か月と6か月のものがあって、いずれにしても滞納額に応じて3か月証にするか、6か月証にするかというふうになります。それと資格証明書、こちらについては、もう滞納額がかなり大きい方になってくるので、そういった状況のものになります。

今、旭市のほうでは令和2年度末で発行している部分ですけれども、交付世帯数、世帯になりますけれども、短期の6か月証で616世帯に交付しております。資格書についてはゼロです。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） 最後に、本市の見解を聞いておきたいと思いますが、国保税に関して、

全国的にこれ、必ず話題に上がる問題でありますけれども、均等割に関してどうなんだというところであります。やはり子どもに関して無料にしたほうがいいんじゃないのかなというのは全国的に必ずどこの議会でも出てくるんですが、国保税の均等割に関して、本市の見解を求めたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 今ご質問のごさいました均等割、小さな子どもにつきまして、以前から質問等あったと記憶してございます。

こちらにつきましても、大きな問題と考えております。今後、国等の状況を見合わせながら、慎重に考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） それではまた着座にて、議案第4号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

こちらも本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明資料、別冊になりますけれども、こちらのほうでご説明をいたします。

それでは資料の1枚めくっていただきまして、まず上段の表ですけれども、後期高齢者医療の被保険者数であります。令和2年度の平均被保険者数は9,534人、前年度比0.5%の減となりました。令和2年度は減少というふうになりましたが、令和4年度以降については、団塊の世代が順次75歳を迎えるということから、急激な増加が見込まれるものです。

後期高齢者医療制度につきましては、加入は75歳以上というふうになりますが、こちらの上段のほうに、被保険者数の上段のところに、65歳から74歳の記載があります。この合わせると59人については、一定の障害、身障手帳1級、3級等になるんですが、そういう方は制度上、申請によりまして加入された方となります。

次に下段の表です。後期高齢者医療保険料の納付状況になります。特別徴収は、年金から

差し引かれる分でありまして、収入済額は3億4,113万2,000円で、収納率は100%、下の普通徴収の収入済額は1億4,783万9,000円で、収納率は98.4%となりました。

合計の欄をご覧いただいて、滞納繰越分を含めての収入済額は4億9,053万円、不納欠損額は102万2,000円、収入未済額は321万6,000円で、合計収納率は、これは令和元年度と同率になりますが99.1%となりました。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 今、文教福祉常任委員会として、この決算審査の委員に景山委員と片桐委員と共に3人で選出をされて参加をしているんですが、ありがたいことに、そこで千葉県後期高齢者医療広域連合の担当議員にもさせていただいておりますので、その辺も代表して聞かねばならぬなど、そのように思っていたので確認をいたします。

保険料の収納率数は99.1%と、大変いい数字だなと見ながら説明を受けておりましたけれども、その直近の、こちらも3か年の推移を聞いてみたいなのというのと、県ですね、広域連合の平均と比較して本市は一体どうなっているのか、その辺を教えていただきたいと思えます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の質疑に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 収納率についての推移でございますが、直近の3年間で、平成29年が99.3%、平成30年が99%、令和元年が99.1%ということで、直近の3年間でいくと、99%から99.3%の間で推移をしている状況であります。

それと、令和2年度の県、千葉県の後期高齢者医療広域連合の収納率、いわゆる県内の平均になりますけれども、こちらについては98.6%ということで、本市はそれよりも0.5ポイントほど高くなっております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員

○委員（林 晴道） 県の広域連合よりも0.5ポイント高いと、誇らしく、僕も会議に行けるなどというように思っているのと、担当職員の方、税のときにいつも、税収のときに言うんですけれども、大変だと思いますよ。努力していただいて、本当にうれしい限りであります。

しかしながら、いつも言う不納欠損額というのがありまして、ここでは102万2,000円となっておりますので、人数と、主な理由をお聞かせ願いたい。よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 不納欠損額的人数と理由ですけれども、まず人数ですが、令和2年度102万2,000円の実人数となりまして、13人です。

それと主な理由ですけれども、まずは、死亡をして相続人が不明になったりとか、それとあと住んでいるかいないかという状況で職権削除されているものとか、あとは、生保の確認。生保を開始された方とか、そういった形で、一番多いのがやはり督促等から2年が経過しまして、時効という部分に当たるものがあります。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） よく分かりました。後期高齢者の医療制度の今後の安定的な財源の確保と、被保険者負担の公平性の確保のためにも、保険料収納率の向上というのは大変に重要なものであります。職員の方々の努力、それから苦勞もあろうかと思えますけれども、収納の対策というのはどのようなことを行っているのか、感謝とともに、最後に伺いたいと思えます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 委員おっしゃるとおりでございます。こちらの収納率が大変重要なことになるのは当然であります。

収納対策についてですけれども、当然ながら督促状や催告書などの文書による催告、こちらを行うとともに、やはり訪問徴収、電話の催告などを実施しました。令和2年度については、どうしてもコロナの感染防止の観点から、やはり一部、訪問徴収ができなかったという部分が当然あって、予定どおり進まなかった部分はあります。

滞納になるケースなんですけれども、こちら先ほど説明した中で、普通徴収の中で、これは納付書と口座振替の方がいるんですけれども、口座振替でない方、納付書による納付の方が滞納することがちょっと多くありますので、今現在その対策の一つとして、令和4年度に向けて今準備しているんですけれども、コンビニで納付できるような形を今準備をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、議案第5号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

資料は歳入歳出決算に関する説明資料に基づきまして説明させていただきますので、ご用意をお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。

1の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところですので、2の要介護要支援認定者数からご説明いたします。

要介護要支援認定者数の状況でございますが、65歳以上の第1号被保険者では、要支援1と2を合わせた認定者が553人、要介護1から5合わせた認定者が2,384人で、合わせて2,937人となっております。

次に、特定疾病を要件とする40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、要支援認定者が13人、要介護者が74人で合わせて87人となり、全体では、要支援認定者が566人、要介護認定者が2,458人で合計は3,024人という状況であります。

続いて2ページをお願いいたします。

3の介護保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。所得段階は11段階で、第5段階が基準額となります。基準額は年額6万1,200円、月額5,100円となっております。また、令和元年10月の消費税率改正により、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階の保険料が引き下げられております。

続いて4の所得段階別第1号被保険者数ですが、こちらはただいまご説明しました所得段階別の被保険者の数の状況と、その構成割合となっております。

続いて3ページをお願いいたします。

5の保険料納付状況ですが、年金から天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は10億5,179万8,650円となり、還付未済額を差し引いた収納率は100%であります。現年度分普通徴収の収入済額は9,911万4,694円、収納率は前年度より2.5ポイント増の88.7%でありま

す。

次に過年度分ですが、収入済額は605万20円となり、収納率は20.5%であります。不納欠損額は1,108万1,025円で、対象者は248人であります。現年、過年度分を合わせた全体では、収入済額は11億5,696万3,364円となり、還付未済額を差し引いた収納率は、前年度より0.4ポイント増の97%となりました。

続いて6の保険給付費のサービス別支出状況ですが、居宅サービスの保険給付費の計はA欄になりまして、16億7,779万7,354円、対前年度3.1%の減となりました。

次に地域密着型サービスですが、保険給付費の計はB欄になりまして、7億275万8,094円、対前年度3.7%の増となりました。

続いて施設サービスですが、保険給付費の計はC欄になりまして、19億3,805万4,018円、対前年度2.3%の増となりました。

保険給付費の総額は表の一番下の欄になりますが、46億7,452万9,109円となり、対前年度比0.7%の増となりました。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から第5号までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは自席でお待ちください。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時45分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。説明、質疑は着座で結構です。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） それでは、議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計剰余金の

処分及び決算の認定についてのうち、令和2年度の主な工事についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、決算書の13ページをお願いいたします。

(1) 建設工事の概況となります。最初に工事名、水配R02第2号、ニ地区配水管布設工事でございます。

工事の概要でございますが、現状の配水管に対して接続件数が多い地域であるニ地区において、北側100ミリメートル管と南側に250ミリメートル管をつなぐ連絡管を整備し、水量を増強するための工事を実施したものでございます。なお、本工事におきまして当初設計に見込んでいなかった地下水の湧出が発生したため、ウエルポイント工法等の追加工事を実施しております。

続きまして、下の真ん中になります。飯岡配水場高区圧力タンク更新工事でございますが、設置後23年経過しまして、経年劣化等により圧力タンク周辺の配管からの漏水が多く発生するようになったため、劣化している既設圧力タンクを撤去し、配水場内の別の場所へ新設する工事及び、この工事に伴う電気計装設備の更新を併せて実施したものでございます。

次に一番下になります。水配R02第5号イ地区配水管布設工事でございますが、江ヶ崎地区からイ地区におきまして建設課が行っている旭中央病院アクセス道整備事業に伴いまして、将来的な配水エリアの拡大に備えるため配水連絡管布設工事を行ったものでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） この決算を見て、考え方なんでしょうけれども、1点協議をいただきたいなと思う点があつて申し上げますが、今の工事の話でした。布設替えということです。これも非常に大切な事業でありますけれども、旭市の形態、旭市の現状をしっかりと鑑みただ中で、それと同時に、今現在脆弱なところがあるんですよね。やはり本来その管だったら150件しかつなげないところを200件、300件つないでいたり、あと前に、ある議員さんもおっしゃっていましたがけれども、ちょっと弱いよと水圧がというところもあります。

ぜひ、そういうところの改修も、この布設替え、老朽化に伴う布設替えと一緒に考えてやってもらわなければならないのじゃないのかなと思うので、その点軽く質問させていただきます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） お答えいたします。

現在、これから水道課では令和元年度に水道ビジョンを作成いたしました。それに基づきまして、今、旭配水場区域、旭配水エリアが全部、全て動力によるポンプ圧送で水を送っております。将来的にはその旭の動力によるポンプ配水の区域を縮小して、海上、飯岡、干潟の自然流下区域を拡大する予定であります。

取りあえず、今申し上げました建設課の中央病院、3番目ですね、中央病院アクセス道につきましては、これは将来的に海上配水区域の自然流下区域を拡大するための工事でございます。

先ほど林委員からお話がありましたように、今後もそれと併せて、今後老朽化した管路の更新ですね、耐震化を含めて、それと併せて、そういった水量不足が起こっているところにつきましては増強なども考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 前回もちょっとお聞きしたと思うんですが、今まで給水関係で、業者に関しては何らかの許可をしていないと、受け付けていないということがありました。どういう関係で受け付けていないのか。ちょっとお聞きしたい。

○委員長（飯嶋正利） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 恐らく一般家庭、要するに給水、今県の指針に基づきまして、配水管、例えば100ミリであれば何件という目安がございます。それにつきましては一般の家庭用につきましては、それを超えている部分についても受け付けはしております。

しかしながら、それを超えている部分についての一般家庭用以外ですね、営業用とか宅地開発とか、そういったことにつきましては一応お断りをしております。

といいますのは、その加入を認めてしまうと、現在使っている方の水量不足とか、そういったことを起こしかねませんので、そういった一般家庭用以外につきましては、そういった現状でございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 改めて聞きますが、その改良というのはいつ頃になりますか、受け付けるということが出来ますか、今後。これは、ここの地区だけということじゃなくて、旭市内全般的に。旧干潟というか、干潟駅前地区から網戸地区までの間で。ありますか、これは。海上も絡んでますけれども。

結局、不動産業者が宅地造成しますよね。そのときに申請が出ますね。内容分からない。

○委員長（飯嶋正利） 遠藤委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 具体的には、正式な事前協議をしてお答えしたわけではありません。事前協議の前に、業者のほうから、ここの地区については、宅地開発、給水可能かどうかというのは事前に相談があります。その時点で、要するにオーバーしている部分についてはお断りしているということです。よろしいでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 宅造者がそういうあれをしていますよということを、ちょっと困っていますということを聞いたもので、ちょっとその内容までは詳しく聞いていません。

ただ、前は網戸地区のことは聞きました。それは何か事前協議が進んでないということだったもので、それが済んだらできるのかなあということは納得しますけれども、それはそれでいいですか。

○委員長（飯嶋正利） 遠藤委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） ですから、今申し上げましたように、正式に事前協議が上がって、水道課として、水道事業者としてお答えする前に、ここの地区はこれ、要するに宅地開発をしたいとか、営業用事務所を建てたいとか、そういったご相談があった時点でお答えをしているような状況ですので、そういったところで、だいたい計画を断念するというか、見直すというのが一般的だと思います。

○委員長（飯嶋正利） 議長。

○議長（木内欽市） 同じように、水道管が、本管が要するに細くて、ほかにも宅地開発できないようなところが結構あるみたいですよ。

旧海上でもそういうところがあるので私もびっくりしたんですが、そのようなところはだいたい何か所ぐらいあるんでしょうか。宅地開発ができないところ。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 申し訳ございません。そこら辺は把握しておりません。

○委員長（飯嶋正利） 議長。

○議長（木内欽市） 場所を申し上げますが、海上で後草地区も、やはり農家の方が、もう土地があってもしょうがないから売りたいんだと相談を受けたんです。そしてやはり、水道管が細くて、やはり分譲できないんですよね。ですから、そんなようなところが結構市内にあるんで、そういう整備は市がやってくれないと、いくら人口増やせといっても、来たい人はいっぱいいるんですよ。行きたいけれども、家が建たないということであれば、これは人口は増えませんよね。

別に私は不動産業者の肩を持つわけでも何でもないですよ。誤解を恐れないで言えば、人口をどんどん増やしたいと。増やしたいけれども、増やすには不動産業者が開発してくれなければ増やせませんよね。ところが開発しようと思っても、水道が駄目だから開発できないということでは、これは非常に困ると思うんですが、どんなお考えですか。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） お答えいたします。

宅地開発というお話ですが、一応宅地開発の場合は、宅地開発業者が不足する分を、要するに埋設して増径していただければ、こちらは認めてはおります。

○委員長（飯嶋正利） 議長。

○議長（木内欽市） だいたい市は全部業者に持たせるんですよね。例えば道路が狭くても、道路は市に提供しろという形でやりますね。それと同じような形で、消火栓がないという場合には防火水槽を業者自分で造らせるんですよね、当然ね。

そうすると、どうしたって旭、海上地区が人口が増えているということは、土地が安いからなんですよ。銚子市は高いから増えないということで、だからよく銚子市の人がみんな海上の高生辺りに来たのは土地が安いから来るんですよ。それを全部業者持ちにさせちゃうと、当然土地代が跳ね上がりますよね。ということは、やはり今度高い土地は買う人もなくなっちゃうんで、例を挙げると、茨城の土合地区がすごく人口が増えているということは、あれは土地が5万ぐらいなんですよ。銚子市はまだ、いまだに高く20万円以上しちゃうから、みんな土合のほうに行っちゃう、海上に行っちゃうと、そういった今言ったように水道管を業者というと、業者が本管を埋めたら何億円とかかっちゃうでしょう。それはちょっと不可

能に近いんですね。

ですから、そういうのは行政が、インフラ整備はある程度やってやらないと、旭市は優良な宅地になるところが、もう宅地にできないんだから、そういうところはいかがですか。いろいろ行政がやる場合には有利な財源とかいろいろあるでしょうから、そういうのでやったほうがいいなとは思いますが、課長の一存ではできないでしょうけれども。それをちょっと頭に入れて、これからの本管の整備のほうを考えていただかないと、人口が増えて水道が足らなくなるのはもう皆さんの責任じゃないでしょう。何十年も前から分かっていることだから、将来を見据えて少しずつでもいいから、水道管も老朽化しているんで、そういったような考えはありませんか。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 今、議長のほうからお話ございましたように、民間の宅地開発の、要するに水道管の関係も市のほうで負担してしろというお話ですけれども、それを負担するということになれば、一般の方が営利目的のために工事費を負担することになってしまおうと思いますので、あくまでも市としては、今使っている方々を第一に考えまして、それと併せて今後は、先ほど申し上げましたように、配水エリアの見直しなんかもこれから進めていくわけでございますので、その中で、その辺も将来の要するに宅地開発も含めまして、住宅が増えるとか、そこら辺も勘察しながら、更新、耐震化を図っていきたいと思いますので、その辺は申し訳ございません、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） ちょっとわかんない、昔は合併前は海上は海上の水道でもうストップ切っちゃっていたでしょう。ですから末端のほうなんかは、古い水を捨てていたんですね。ですから、ループ化というんですか、もう合併したんで、海上と旭、飯岡は全部、今つないであるんですか、水道管。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道課長（宮負 亨） 現在は接続しておりません。これから今のビジョンの中で、各配水場をつなぐ連絡管を整備する予定であります。

それともう一つ、先ほど申し上げましたようにアクセス道の関係なんですけれども、これのアクセスの北側です、総堀ですか。将来的には、海上配水場から総堀のほうに管を増径し

ながら、この江ヶ崎、旭地区ですか、そこら辺をカバーしようかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） 私はもう合併して結構たつんで、昔は各行政区が違うんで、今言ったようにそこでストップしていましたが、これからはそういうつなぐ方向も考えていただければ、水が片方は余っているところもある。片や、足りないところもあると、そういうことではあれなんで、ぜひそういうのも、私はもう合併して何年もたつんで、それはもう解決したのかと思ったら、まだそのままということでしょう。ぜひそこらは考えていただいて、できるものであれば、これは予算請求して、そういうのを徐々にでもいいですから、やっていただきたいと思います。

財政課長もいるんで、よく聞いておいていただいて、とにかく水道がないところを今どき買う人はいませんから。旭が今人口が増えているのは、不動産業者が分譲してくれたおかげなんです。高生辺りだって、みんなあれができています。そういうのが今度、これ以上増えちゃったでは水道が供給できないということになれば、優良宅地にいくらでもなるものがある、これ以上、人口は増えませんので、ぜひお考えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 議案の審査の途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○委員長（飯嶋正利） 会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

質疑はありますか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 木内議長の水道の送水管に関連しての質問をしたいと思います。旭市の市内の送水管の布設してからの年数は何年ほどおたちでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） ちょうど今年で40年になります。その前にもありますけれども、
だいたい40年です。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） 水道企業団のほうも、それと同時期だと思うんですが、もう耐用年数が
来てフランジが傷んだり、漏水があったり、令和元年から布設替え工事を始めて、やはり実
社会に合わせた工事工法というか、900ミリだった送水管を800ミリにダウンサイジングして、
今布設工事を始めています。ということは市内の送水管も、耐用年数がほぼ来ているのかな
と私は感じています。いかがでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） おっしゃるとおり、ですから、令和元年度に長期水道事業計画、
旭市水道ビジョン、耐震計画などを策定しまして、今年度から取り合えず、基幹管路の基本
設計を予定をしております、来年度が詳細設計、それと合わせて重要給水管路——避難
所とか公共施設、それとあとは漏水が多い箇所を優先的に更新していかなければならないの
かなど。具体的にこれから作業に入っていきます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） そうすると、そういう基幹管路、送水管の布設替えしたり何かしていく
ときに、やはり人口が増えたり、また、うちの町内なんかでも塩ビ管の100ミリの送水管な
んですが、この前も漏水したら、やはり塩ビ管なのでもろくなっているなというような説明
でございました。

それなんで、やはり人口が増えていくようなところは、そういうことも頭に入れて送水管
をこういう設計で持っていけば、そういうところにも配水できるなとか、そういうことをよ
く分析していただいて、取り組んでいただきたいなと私は思います。

今の何か工事のペースなど、将来、市民も旭市の送水管は何か大丈夫かなとか、断水した
ら困っちゃうなど。やはり水がないと、先ほど議長さんが言ったように、生活が本当にどう
しようになっちゃうんで、そういう部分を自分も危惧しての質問でございますんで、そうい
う基幹管路を更新工事していくというような中で、そういう人口が増えて、水を必要とする
部分に対処すべく、それこそ基幹送水管を考えての布設替えをしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 今後、何回も申し上げましたように、優先順位を見ながら、更新、耐震化を併せて図ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 委員の皆様に報告します。

質疑は、ある程度決算に関したことに限らせていただきます。よろしくお願いいたします。
木内議長。

○議長（木内欽市） 大事なことなんで、例えば、要するに水道が入ったのは30年も前ですけども、水道が町営水道がうちのほうに入ったときには、そのときに申し込んだ人の負担金はなくて、全部町がやってくれたんです。今やるといったら、今は自分持ちですよ、当然。そのときに加入しなかった人は自分持ちなんですけど、当時は町が財政負担してやってくれたんですよ。

ですから、今度だって、もうそういう時期なんだから、財政調整基金だっていっぱいたまっているわけですから、お金も。そういう有効なときには、いずれやるのであれば、それは先行投資でもいいから、そういう時期も来ているんじゃないかなと、そんなふうにも感じましたんで、これは決算特別、でも来年度予算編成に入るわけですから、ぜひそれを頭に置いて、昔もそういうこともあったんだから、そういう時期に来ていると、耐用年数も来て。

いつか、あの干潟のほうもあれじゃないですか、断水しちゃって、水道管が破裂して、何日も断水したときもあったでしょう。これからは地震とかが来て、やはりそういう、もう来ているんで、使うべきところには使わなきゃしょうがないと、そんな時期が来ていると思いますので、ちょっと頭に入れておいてください。答弁は結構です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第6号の質疑は終わります。

続いて議案第7号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） それでは、議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定のうち、令和2年度の主な工事につきまして、補足説明を申し上げます。

恐れ入ります決算書、12ページをお願いいたします。

(1) 保存工事の概況でございますが、工事名、旭駅前汚水幹線マンホールポンプ場更新工事でございます。

この工事の概要でございますが、旭駅前汚水幹線マンホールポンプの水位計が故障したことから、老朽化している汚水ポンプ、水位計及び附属設備や機器類を併せて交換し、マンホールポンプ場機能を回復することを目的とした更新工事を実施いたしました。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定についての補足説明につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計の決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、令和2年度私、高齢者医療特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

それでは、議案第6号から議案第8号の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○委員長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、財政課よりお手元に配付してあります財務諸表を説明お願いいたします。

財政課長。

○財政課長(山崎剛成) それでは、財政課から報告事項ということで、追加してお配りしております財政状況に関する資料2つにつきましてご説明いたします。旭市財務書類速報版、こちらの両面コピーになっている2枚です。

まず1つ目としまして令和2年度旭市財務書類速報版と書かれている、その書類について、ご覧いただきたいと思います。

初めに、まず財務諸表の1ページのほうをお願いします。

初めに作成する財務書類についてご説明いたします。下の表、対象とする会計の範囲をご覧ください。

作成書類は、一般会計と病院事業債管理特別会計を合わせた一般会計等財務書類、旭市の全ての会計を対象とした全体財務書類、旭市の全会計に関連する団体等を加えた連結財務書類の3つの財務書類となります。

本日は、このうち旭市の全ての会計を対象とする全体財務書類についてご説明いたします。

なお、一部事務組合などの関連団体間で加えた連結財務書類につきましては、今年度中に対象団体から決算書などの提供を受けまして、年度末をめどに作成、公表する予定でございます。

ます。

続きまして、右の2ページをお願いします。財務4表の種類です。

1つ目は貸借対照表、いわゆるバランスシートになります。

2つ目は行政コスト計算書で、民間企業における損益計算書に相当するものでございます。

3つ目が純資産変動計算書で、自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするものでございます。

4つ目は資金収支計算書で、資金の増減等の流れですね、いわゆるキャッシュフローを表すものでございます。

以上が4つの財務処理でございまして、続きまして3ページをお願いいたします。3ページのほうです。

まず1の貸借対照表（バランスシート）について申し上げます。

まず、上のイメージ図をご覧ください。こちらは貸借対照表の内容を分かりやすく図式化したものでございまして、左側が資産の部、右側が負債の部と純資産となっております。

また、この図の下の表が元となっている数値をまとめた表でございます。

以下、ほかの3つの財務書類につきましても、上に全体のイメージ図、その下に元となる数値の表といったような記載となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、下の表をご覧ください。こちらでご説明いたします。

まず、資産の部の1の固定資産につきましては、令和2年度は1,370億486万4,000円で、右側に行きますが、前年度と比較すると8,091万2,000円の増となっております。これは新庁舎建設などに伴いまして、(1)の有形固定資産が増えたことなどが主な要因です。

次に、2の流動資産は204億8,824万6,000円となりまして、前年度と比較して11億1,513万4,000円の増となりました。

1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計A欄になりますが、こちらにつきましては1,574億9,311万円で、前年度と比較して11億9,604万6,000円の増となっております。

続いて下の負債の部です。

1の固定負債につきましては、令和2年度は607億7,849万1,000円となりまして、前年度と比較して66億1,270万4,000円の増となりました。これは、一般会計において新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設事業などの事業によりまして(1)の地方債が増になったことや、公営企業会計に移行した公共下水道会計及び農業集落排水事業会計において、長期前受金が新たに計上されたことにより、(3)のその他が大幅に増となったことが主な要因となってお

ります。

続いて2の流動負債につきましては60億6,675万9,000円で、前年度と比較して2億6,673万6,000円の増となりました。

1の固定負債と2の流動負債を合わせた負債合計Bは668億4,525万円となりまして、前年度と比較して68億7,944万円の増となっております。資産から負債を差し引きました純資産合計Cは906億4,786万円となり、前年度と比較して56億8,339万4,000円の減となりました。

続きまして右の4ページをお願いいたします。

4ページは、2の行政コスト計算書になります。これは民間企業でいうところの損益計算書でございます。こちらも下の表でご説明いたします。

1の経常費用につきましては、令和2年度534億1,711万1,000円で、前年度と比較して134億3,264万7,000円の増となりました。これは主に(2)移転費用の①補助金等が、特別定額給付金給付事業などの新型コロナウイルス対策事業や広域ごみ処理施設整備に係る負担金などによりまして、大幅な増となったことが主な要因となっております。

続いて2の経常収益は25億5,747万5,000円で、前年度と比較して3億3,443万1,000円の減となりました。

1の経常費用から2の経常収益を差し引いた3の純経常行政コストは508億5,963万6,000円で、前年度と比較して137億6,707万8,000円の大幅な増となりました。

これに4の臨時損失を加え、後の臨時利益を引いたものが6の純行政コストとなりまして、510億1,570万1,000円で、前年度と比較して139億2,599万円の大幅な増となりました。

続きまして5ページをお願いいたします。5ページは3の純資産変動計算書です。

これは旭市の資産から負債を差し引いた純資産の年度中の増減を表すものでございます。下の表でご説明いたします。

1の前年度末純資産残高は963億3,125万4,000円で、そこから2の純行政コスト510億1,570万1,000円を差し引き、3の財源496億8,600万7,000円と、6のその他マイナス43億5,370万円を差し引いた金額が、一番下になりますが、8の本年度末純資産残高で906億4,786万円、前年度と比較しまして56億8,339万4,000円の減となりました。

これは、3の財源が特別定額給付金給付事業に係る補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、対前年度114億4,296万7,000円の増となったものの、2の純行政コストが特別定額給付金などの新型コロナウイルス対策事業によりまして、対前年度139億2,599万円と大幅な減となったことと、6のその他が、公共下水道会計、農業集落排

水事業会計が公営企業会計に移行したことによる負債と純資産の計上方法の変更などによりまして44億6,372万5,000円の減となったことなどが主な要因でございます。

次に6ページをお願いします。4の資金収支計算書、いわゆるキャッシュフローで、市の資金収支の状況を3つの活動に区分してお示したものでございます。

下の表でご説明いたします。

網掛けの行ですが、業務活動収支A、これは行政サービスにおける人件費などの支出や市税などの収入といった毎年度継続的な収入支出となります。令和2年度は20億8,346万9,000円で、前年度と比較して25億3,955万3,000円の減となっております。

これは、2の業務収入が、新型コロナ対策事業等による国・県補助金や広域ごみ処理施設整備に係る特別交付税の増などにより増額となったものの、1、業務支出の(2)の移転費用支出が新型コロナウイルス対策事業や広域ごみ処理施設整備に係る負担金により増額となったため、差引きで減額となったものでございます。

次に、投資活動収支Bです。これは学校や道路などの資産形成、投資貸付金などによる収入支出となりますが、21億743万7,000円のマイナスで、前年度と比較しますと20億2,809万8,000円の増となりました。これは、2の投資活動収入が、新庁舎建設に伴う庁舎整備基金繰入金の増など基金取崩収入が増となったことが主な要因でございます。

次に、財務活動収支Cです。これは、地方債や借入金などの借入れ及び償還の収入支出、支出ですが、9億9,003万1,000円で前年度と比較すると3億4,863万5,000円の増となりました。

そして、A、B、Cの3つの収支を合計した本年度資金収支額Dは9億6,606万3,000円で、そこに前年度末資金残高E 58億4,559万9,000円を加えた合計、本年度末資金残高Fは68億1,166万2,000円となりました。

これに、その下の網掛けになりますが、本年度末歳計外現金Gですけれども、こちらの2億6,348万5,000円を足した本年度末現金預金残高Hは70億7,514万7,000円となります。前年度と比較しますと10億420万3,000円の増となります。

4表の説明は以上でございます。

続いて7ページをお願いします。ここからは、財務4表を用いた指標の分析の説明となります。

まず1、市民1人当たりの指標です。資産合計、負債合計、純行政コストの各金額人口で割った金額で、資産については資産の形成度、負債については財政の健全性を行政コストは

行政の効率性を図ることができます。

まず資産については、令和2年度は243万5,000円で、前年度と比較して4万2,000円の増となりました。

負債については103万3,000円で、前年度と比較して11万5,000円の増となりました。

行政コストについては78万9,000円で、前年度と比較して22万1,000円の増となっております。

続いて、その下の2の歳入額対資産比率です。これはこれまでに形成された資産が、歳入の何年分に相当するかを表すものです。令和2年度の比率は2.3年で、前年度と比較すると0.6ポイントの減となっております。この歳入額対資産比率につきましては、近隣市の比率もおおむね2年から3年となっております。

続いて8ページをお願いいたします。8ページの3の純資産比率です。

総資産のうち、返済義務のない純資産がどのくらいの割合を占めているかを表しています。企業会計における自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言えます。今年度は57.6%で、前年度と比較して4.0ポイントの減となっております。これは先ほど、3の純資産変動計算書でご説明したとおり、令和2年度は純資産合計が減少したことや新庁舎建設事業などにかかります起債の発行によりまして、負債合計が増加したことなどが主な要因です。

続いてその下の4、有形固定資産減価償却率です。これは有形固定資産のうち、建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表します。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいると言えます。今年度は59.8%で、前年度と比較して2.6ポイントの減となっております。

続きまして9ページをお願いいたします。

9ページ、5の基礎的財政収支、プライマリーバランスでございます。支払い利息支出を除いた業務活動収支と投資活動収支を合算したもので、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。プラスですね。黒字であれば、その年の政策に係る経費が借金以外の収入で賄われていることとなりまして、財政が健全であることを示します。令和2年度は7億3,514万円の赤字で、前年度と比較して20億6,848万2,000円の減となりました。これは新型コロナウイルス感染症対策事業や広域ごみ処理施設整備に係る負担金などにより補助金等の支出が大幅に増加したことで、2段目になりますが、業務活動収支が前年度と比較して25億9,550万9,000円と大幅に減少したこと等が主な要因と

なっております。

続いて、6の社会資本形成の世代間負担率、こちら将来世代負担率でございます。

これは社会資本整備の結果を示す固定資産を、市債等の借入れによってどれくらい調達したかを表します。この比率が高いほど将来の世代が負担する割合が高いと言えます。今年度は45.4%で、前年度と比較して0.3ポイントの増となっております。

続いて10ページをお願いいたします。7の受益者負担の割合です。

これは経常収益を経常費用と比較することで、行政サービス提供に対する負担について、どの程度使用料や手数料等の受益者負担で賄われているかを表します。経年や他団体との比較により受益者負担が適正かどうかを図ることができます。今年度は4.8%で、前年度と比較しまして2.4ポイントの減となっております。

以上が、本年度の財務4表の簡単な説明となります。

なお、この内容につきましては、ホームページなどを通じて公表しまして、市民の皆様旭市の財務状況につきまして、できるだけ分かりやすく説明していきたいと考えております。

次に、申し訳ありませんが、もう一つの資料についてご説明させていただきます。

A4、1枚のやつですけれども、令和2年度の決算状況、左上に速報版と書かれたものがございます。こちらのほうは、毎年度、総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の内容をコンパクトにまとめたものがございます。県内の市町村が全て同じ様式で作成するため、他の団体と比較もしやすくなっております。ただし、記入した数値につきましては、決算統計の手法に基づいて共通した計算方法によって作成されておりますので、歳入歳出の総額などが決算書の数値とは異なっていることをご理解いただきたいと思います。

その違いを大まかに申し上げれば、このカードの数値には、一般会計の数値に病院事業債会計の中の独法化以降の起債借入れ分を加えたものとなっております。

それでは部分、決算カードにどんなものが書かれているかというものを簡単にご説明したいと思います。

まず表面でございます。上段には人口等産業構造を示してございます。中段には、中段の左側には決算額の収支と交付税の算定に用いた基準財政需要額などを、また右側につきましては各種の財政指標と健全化判断比率を表示しています。そして下段には各特別会計の決算額を示しております。

続いて裏面をお願いします。裏のほうにはまず、左側の上段には款別の歳入を、またその下には市税の収入状況を表示しております。今度は右側に行きまして、上段は性質別の歳出、

また、その下には目的別の歳出を表示しております。

最後に、一番下の枠でございますが、こちらには現在進めている大規模事業などを表示してございます。

以上で説明のほうは終わりますが、一つ一つの内容につきましては後ほどご覧いただければと思います。

以上で、令和2年度決算に基づきます財務4表と決算カードについてのご説明を終わりにしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） ちょっと速報版の決算カードですか、バランスシートを出していただいて、ちょっと本当に1点、どうしても読み解けない、分からないところがあるんで改めて聞きたいんですけども、財政力指数の中の数字なんですけれども、これは財政力指数0.5ということですよ。

これはたしか1だったら、収支のバランスが取れているよということであろうかと思うんです。それで、たしか覚えているのは近隣の状況だと、神栖市とか成田市は1を大きく上回ったり、大きいところだと2を超える市町村もあったんですよ。それで、何なんだっけかな、たしか村とかでも1を超えて有力なところがあって、本市は近隣と比べて財政が豊か、潤沢であるし、健全財政だよと言われていて、何かこの1を大きく下回るといふか、半分しかなくて、0.5というのが、何でこうなっちゃうのかなと。複雑な出し方があるんでしょうけれども、端的に、ちょっと一言で、何でこれが半分なのか教えてください。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） まず、財政力指数でございますけれども、こちらのほうは各団体の財政力を示す指標でございます。交付税で用います数値でございますけれども、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年分の平均値となっております。先ほどのカードで言いますと、左側の決算の歳入歳出の額の下のほうにあります基準財政需要額、基準財政収入額とありますけれども、そちらの数字を用いて出したものでございまして、いわゆる、要は収入額ですね。一般財源という的なものがやはり多いと1に、自分の市の財源で、一般的な行政需要を賄えるというところに行くと1になりますけれども、それがやはり一般

財源が低いと1を下回って0.5という数字に表れてきます。

(発言する人あり)

○財政課長(山崎剛成) そうですね。

そうすると、やはり旭市は神栖市に比べて、自主財源というか、財政力が弱いと言われるのは、そういう税とか、一般財源の数が少ないと。需要額に対して少ないということが見られるかなという。

○委員長(飯嶋正利) 林委員。

○委員(林 晴道) すみません、半分なんで驚くんですけれども、いつも。全くちょっと認識がないというか、あまり有名じゃない村でもすごく、2に近かったりするんですが、それは行ったことがないだけで大きな産業があって、自主財源がすごいからそうだというようなイメージでいいんですか。

○委員長(飯嶋正利) 林委員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(山崎剛成) 小さな村でも、例えば東京電力の電源開発をされていたりとか、そこに大きな固定資産が入ってましたら、その村の需要額、基準財政需要額を大きく上回る歳入が入れば1を超えて。

○委員長(飯嶋正利) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、財政課長の説明終わります。

○委員長(飯嶋正利) 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 飯 嶋 正 利

建設経済常任委員会

令和3年9月14日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第 12号 旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（5名）

委員長 向 後 悦 世

副委員長 遠 藤 保 明

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 木 内 欽 市

委 員 井 田 孝

欠席委員（1名）

委 員 高 木 寛

委員外出席者（1名）

副議長 宮 内 保

説明のため出席した者（11名）

副 市 長 飯 島 茂

商工観光課長 加 瀬 博 久

農水産課長 多 田 一 徳

建 設 課 長 浪 川 正 彦

都市整備課長 栗 田 茂

上下水道課長 宮 負 亨

農業委員会
農事務局長
その他担当員
4名

事務局職員出席者

事務局長 花澤義広
副主幹 菅 晃

事務局次長 向後哲浩

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

コロナ感染症対策の緊急事態宣言下ではありますが、旭市の発展につながるような慎重な審査をしていただきたいと思います。

なお、高木寛委員におかれましては、入院のため欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解願いたいと思います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、宮内副議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

宮内副議長。

○副議長（宮内 保） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は一般会計補正予算を含む2議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ、慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） 皆さん、おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で2議案でございます。

内訳は、予算関係が1議案で、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、建設経済常任委員会の所管事項。

次に、条例関係が1議案で、議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう進めてまいります。何とぞ2議案とも可決くださいますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。よろしく申し上げます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません。着座で失礼いたします。

議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の農水産課所管事項につきましては、本会議における説明以外ございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、商工観光課所管事項につきましては、本会議での補足説明のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。ご苦労さまです。

委員会で質疑がないというのもちょっとおかしいかな。本会議との説明と重なるかもしれませんが、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

一括かな。最初は農水産課のほうで、農水産業経営支援給付金給付事業、8,026万1,000円、ありますよね、補正で。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員、ちょっとページを言っていただけるとありがたいですが、ページ数。

○委員（佐久間茂樹） ページは、10ページ。これが補正で新たに追加されたわけですけども、ですよ、予算ですね。それで、令和2年度で、何だっけ、ちょっと待ってください。これ、決算書の決算に関する説明資料の54ページ、農水産業経営継続支援金給付事業、名前が似ているんだけど、ちょっと違うんだけどね。

だけど、多分、要するにコロナ対策として新たに追加補正されたものだと思うんですけど、これとの関係で、この54ページには対象者が50%以上、215件、減少率30%のうちの50%で61件、計276件になっていますかね。これと今度の補正との関係、同じ人になるのか、あるいは新たな別の業者なのか、なるんですかね。その説明は、この54ページを中心に説明していただけるとありがたいなと。

これと同じようなものがあればいいんだけどね。同じように商工観光課、商工費のほうで、10ページの中小企業等経営支援給付金給付事業、1億5,101万1,000円だね。これと、令和2年度の説明資料59ページ、飲食店等緊急支援給付金給付事業、307件で3,113万1,000円出ていますね、決算で。

それから次のページ、60ページ。中小企業者等事業継続支援金給付事業、これは何だか相当件数があるんだけど、合計2億1,863万4,000円。決算で、そこがされていますよね。今回の追加補正というか、令和3年度ですけど、11ページの中小企業等経営支援給付金給付事業、1億5,101万1,000円、これとの関係。支援する人が重複するのかなと、全く新たなのかなと。その関係で、特に説明書のほうの資料を中心に説明していただけるとありがたいなと思うんですけど。

いずれにしろ、コロナ対策で困っている中小企業者に対する支援だと思うんですけど、令和2年度で行われたものと令和3年度で今回追加された補正と、どのぐらいの関係なのかなと。重複する人がいるのかな、あるいは全く新規なのかなと。その辺をちょっと説明いただければありがたいなと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 着座で失礼します。

今回の事業につきましては、農水産業経営支援給付金給付事業とさせていただきます。こちらは、説明書の54ページの、昨年度の農水産業経営継続支援金給付事業と、対象とします目標としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、経営に深刻な影響を受けた農水産業者に対しての事業継続、維持のための支援として、事業のほうを載せさせていただきます。目的につきましては、昨年度の事業を継承した中で実施する予定でございます。

対象者につきましても、昨年度の農水産業者と同じということで、対象者のほうも同じ内容とさせていただきます。それから、支援の給付額ですけれども、昨年度につきましては、減少率を30%以上50%未満の方に10万円、売上げが減50%以上の経営者の方には20万円ということでございましたが、新しい支援の給付事業につきましては、20%以上、売上げが減少した事業者に一律10万円ということで、内容のほう、こちらについてはちょっと変更させていただきます。

そのほかの手続きの方法につきましても、原則郵送ということで昨年度の支援事業のほうの内容を引き継いだ中で実施させていただこうと考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、商工観光課が担当します中小企業の関係の給付金の事業でございます。

まず、説明資料の中で59ページの飲食店等緊急支援、こちらは、本年度は補正予算を組んでございません。事業は2年度で終了しております。それで、中小企業のほうは3年度に新たに補正をお願いするわけですが、まず、2年度につきましては、売上げが30%以上等の減少率があったものを対象に行った事業でございます。

これが、この説明資料の60ページでございますと、この中ほどの表でございます。まず、50%以上の件数が843件、30%以上50%未満が111件、月の平均売上げが20万円未満の分に関しましては109件ということで、こちらが中小企業の分になります。追加支援というのは、こちらは飲食店の事業を拡大したものになりますので、全部で1,100件余り中小企業の対象がございました。

それであると、先ほど農水産課のほうからもご説明がありましたが、本年度、補正を組まさせていただきます事業の内容につきましては、まず売上げの減少率が今度、昨年30%以上だったものを20%以上ということで枠を広げさせていただきました。少しでも減少率が低い方を救

ってあげようということで、枠を拡大させていただきました。それで、本年度は1,500件を見込んでございます。一律10万円で1,500件を見込んでおります。

昨年は1,100件余りという、先ほどお話をしましたが、それで拡大分を含めまして、拡大分300件ぐらいを見込みまして、1,500件という数字で積み上げをしたものでございます。

以上です。

それであと、重複というか重複しているというお話でございますが、ほとんどの方が重複してくると思います。もう昨年30%以上で申請をしてもらったんですが、今回は、下の20%以上にしましたので、重複はしてくると思います。プラスで300件を新たに見込んだということで、ご了解をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 結構、査定がすごい大変なんだろうと思います。昨年度もあって、当初の予定件数からだいぶ最終的には減っちゃったような、あるんですけど。大変なんだろうと思うんですけど、今、農水産課のほう、前回、課長だったからよくご存じなんだろうと思いますけど、農水産課のほうで、今の、先にそっちを教えてくださいたいと思います。

確認しますけど、54ページの売上減少率、これは今回一律10万円なんですね、支給金は。それで、54ページで30%以上だったけど、今回、20%以上に枠を広げますと。件数はおおむね1,500件ですという話でしたね。

それで、そうすると、重複があるという話になると、前回、30%以上、50%の人ももらって、これが約276件あるわけでしょう。54ページ、足すと。276件だよ。この人は、二重、重複でまた新たに10万円もらえるっていうんでしょう。そうだよ。今回、20%以上で枠を広げて、件数は1,300件くらい増えるわけだね、1,500件という。そうだよ。そういう話ですよ。

そういった意味で、ちょっと今、これ、大変なんだと思うんだけど、配っていただくのは本当にありがたい話で、ぜひできるだけ多くの人に補助をあげてほしいと思うんだけど、今度、20%以上の人が、今まで、要するに去年、もらっちゃった人、276件の人に対して、若干、不満が出ないかなというような気がするんですけど、その辺はどうなんですかね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません。ちょっと説明不足がありまして、農水産課のほうにつきましては、今回の支援の中では、一応、800件を予定させていただいております。

(発言する人あり)

○農水産課長(多田一徳) はい、そうですね。全体といたしますか、重複はします。同じです。20%以上にさせていただいたというのは、まず、20%以上ということで枠を広げさせていただいたので、今回につきましても、件数のほうが増えるという、ちょっと見込みをいたしています。その中で、一律の10万円ということにさせていただいております。

また、50%以上とかの減少があった方につきましては、現在、国のほうの、月次支援金ですとか県のほうの支援金のほうで、国のほうが50%以上、県のほうが30%以上という支援がございますので、そちらのほうを併せて活用していただければと思っております。

以上です。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 前は国からの支援金ということで、今回は一般財源は市ですね。市独自ですね。

それで、前からちょっと気になっていたんですけども、20%以上という査定のために、全て確定申告書、申告書をベースにして判断しているんだろうと思うんですけど、申告義務のない低所得者というとおかしいけど、ちょっとその辺、よく分からないんですけど、かなり、そういった人は全くいないんですかね。

全くもう要するに、役所に出す書類が整えることができないからということで、最初から諦めている人も結構いるんだろうと思うんですけど、その辺はどのくらいいるんですかね。あるいはいないのか。把握しています。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(多田一徳) 今回対象としております農家さんにつきましては販売農家ということにさせていただいております。こちらは農林業センサスのほうでの販売農家ということで、30アール以上の農地を持っている方、または50万円以上の収入がある方という中で全体数字から対象の方を記載させていただいております。

確定申告につきましては、申告が終えていない方は、申告できるような状態であれば申告していただく、または、収入の分かるものを、出荷伝票ですとか、そういった判明できるような書類がそろえられていただければ、支給といたしますか、給付のほうをしていきたいとは考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもありがとうございます。そういった意味では今回500件ぐらい増えるわけですね、276から800件だから。そういった意味ではかなり広い範囲で救えるということだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

併せて、後で結構ですから、この54ページと比較できるような、分かるような書類があればいただきたいと思います。別にすみませんけど。

それで、あと商工観光課の商工費のほうなんですけど、確認しますけど、59ページの飲食店緊急支援給付金はもう終了しましたという話ですね。それから60ページの、これが1,100件って言っていたかな。これもやっぱりあれですか、件数、さっき1,100件って言ったけど、これ、足すと1,100件になるね。これはパーセンテージは一緒ですか。20%以上になるのかな。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、ご質問にお答えします。まず、委員、すみません、理解をしていただきたいんですが、昨年度の事業は一旦廃止をしてございます。それで、新たに今回、新規で事業を興しましたので、その辺、ご理解をお願いしたいと思います。

それで減少率の関係ですが、今年分、今回の分は20%以上の売上げの減ということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 事業名も若干名前が違うし、終わったのは分かっているんですよ。ただ、内容はその追加、今年度、令和3年度版ということなんだろうと思うんですけど、ただ、そういった意味で農水産課と一緒に、要するに昨年度もらっちゃった人も、今回はまた対象になるわけでしょう。そうですね、重ねてもらえるわけだね。

ただ、逆に今回は枠が広がって、20%になったという話ですね。件数が1,100件で同じくらい。昨年が1,100件だから、かなり広がりますよね。今年は。で、幾らだ、金額が幾らだ、1億5,000万円。2億1,000万円か。金額が20万円から10万円に下がったのね、まずね。昨年度が1,100件だから、今回は何件って言っていました。さっき言いましたっけ。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） 1,500か、これが1,500か。はい、分かりました。そうすると500件くらい増えると。

(発言する人あり)

○委員(佐久間茂樹) 300件増える。

これには飲食店なんかは入るんですか。

○委員長(向後悦世) 商工観光課長。

○商工観光課長(加瀬博久) 飲食店等が入っておりません。あくまでも中小企業ということ
でお願いします。

○委員長(向後悦世) 佐久間委員。

○委員(佐久間茂樹) 農業関係も当然、外れますよね。そうですね、はい。分かりました、
はい。じゃ、そうすると、例えば小売店とか飲食店が外れるわけだから、ちょっと待ってね。
飲食店が300件か。追加で500件くらいだもの。残り1,000件くらいは、ほかの中小企業者、
中小企業会社。例えば、魚屋さんなんかはどっちへ入るんですか。

○委員長(向後悦世) 商工観光課長。

○商工観光課長(加瀬博久) まず、飲食店は県の持続化給付金等をいただいているので、そ
こら辺はちょっと外させていただいております。魚屋さんですか。一応、小売等に入ろうか
と思います。

以上です。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 少し分かってきました。それで、すみませんけど、農水産課と同じよ
うに、これも60ページと同じように、例えば中小企業といっても飲食店が外れる、魚屋は入
るって言ったんだよね。その辺のところをちょっと分かりやすく、ちょっと件数等まとめて
いただけるとありがたいなと思います。

○委員長(向後悦世) 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(加瀬博久) 今、手元にすみません、件数がないものですから、後ほどとい
うことでもよろしいですか。

○委員長(向後悦世) 後で資料を出すということでいいですか。

○委員(佐久間茂樹) 後で結構ですから、ぜひよろしくをお願いします。

○委員長(向後悦世) じゃ、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本議会で補足説明申し上げた以外ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

井田孝委員。

○委員（井田 孝） それでは、条例の一部を改正する条例の中の3の委員ですか、（2）の学識経験者4名と、（4）の関係団体から推薦された者、これはどういう方を想定しているのか教えていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 井田孝委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） まず、学識経験者でございます。学識経験者につきましては、これは空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針というものがございまして、その中に挙げられている業種職種の方でございます。

学識経験者につきましては、弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、宅地建物取引業者等というところから4名ということになっております。

次に、（4）関係団体からというところでもございまして、関係団体は、現在、社会福祉協議会、民生委員等の福祉関係の団体から1名というふうを考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） 委員のほうは了解いたしました。あと、もともとの条例の中で、特定空家等というのを決めて、その特定空家が危険な状態の場合は、市でもって解体等を行って、その費用は所有者に請求するというふうになっているんですが、例えば、危険な状態で、市が解体して更地にした場合、その所有者に請求がいくと思うんですが、その所有者が未払いにおいてその更地を転売するとか、そういうことを規制することはできているのでしょうか。

○委員長（向後悦世） 井田孝委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 今、ご質問のとおり、手順については、そのように市のほうで代執行を行った場合に、危険な住宅の所有者に対して費用について請求をするという制度になっております。

井田委員、危惧されているようなケースを、まだ実際に想定して実施しておりませんので、そこまでの想定がちょっとできておりません。対策計画をつくるときにそこまでの想定ができるように検討していきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） 転売とかされて、またその所有者が利益を得てしまうので、そういうのができれば規制できるような条例を加えておいていただければと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありますか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 同じような質問なんですけども、ちょっと聴き取りがダブっていたらごめんさいね。これは決算委員会でも、私、申し上げたんですが、これから人口を増やすためにも、例えば、都会にいた方が、移住する方にもこの空家は使っていただくというのは非常にいいことだと思うんです。それとあと、外国人の方々も住むところに困ってる人もいるので、この1番目の（1）の委員、地域住民というのは、これは大ざっぱでいいですが、どのような方か、ちょっと最初からどのような人たちを人選するのか、というのは、いろんな協議会に出ますが、ほとんど発言がないんですよ、聞いているとね。

ですから、例えば区長会の会長あたりとかがやった場合に、区長なんていうのは1年ぐらいで変わっちゃうので、そういった意味で聞きたいんです。どのような方を選ぶのか、簡単に結構です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 現在予定しております地域住民の代表の方は、区長会からの推

薦をいただきたいというふうに、今、考えております。

(発言する人あり)

○都市整備課長(栗田 茂) 失礼しました。次が、学識経験者でございまして、弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、宅地建物取引業者等から4名、関係団体から推薦された者は、社会福祉協議会、民生児童委員等の福祉関係者から1名、関係行政機関の職員につきましては、海匠土木事務所、旭警察署、旭市消防本部等の区市職員3名、そして、市議会議員様につきましては1名を想定しております。

以上でございます。

○委員長(向後悦世) 木内欽市委員。

○委員(木内欽市) これはどこかであったのをそのまま当てはめていると思うんですけど、さっきも言ったように、何だろうな、学識経験者、弁護士とか、何で弁護士がここに入るのかちょっと分からないんですけどもね、とにかく、旭は独自の考えで、さっきも言いましたように、ほとんど委員会、発言ないんですよ。委員長と一緒に私も出ている委員会もありますが、ほとんど発言がない。それで日当6,000円を払うわけでしょう。

ですから、やはり発言を、活発な発言を出してもらって、この中にはありませんが、特に、うちのほうの農村部へ行くと空家ばかりなんです。ですから、そういった本当に困っている、空家で困っているようなところの地域も入れたほうがいいんじゃないのかなと。私はいつも議会とかで言いますが、一番過疎なんです。3軒に1軒、空家ですから。ということ、右か左、どちらか空家なんです。非常に困っているんですね。

それで、空き巣が入ったり、治安上も非常に悪いので、ぜひそういったところもちょっと考えていただければなど。それは6番目の、市長が必要と認めるものでも入ると思うので、一応、そういった面も考慮にいただければなど、そういうふうに思います。

回答は結構です。よろしく申し上げます。

○委員長(向後悦世)

ほかに質疑はありませんか。

遠藤保明委員。

○委員(遠藤保明) 先ほど、井田委員、木内委員も発言された中と重複すると思うんですが、この委員会を立ち上げた中で、このメンバーで新しくこの制度に加えるものってあります。

○委員長(向後悦世) 遠藤保明委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 新しく加えるものでございますか。新しく加えるというのは、今回の条例の中では、6条と7条の空家対策計画を加えるということと、空家対策協議会を設置するというところのこの2つの条文が入ってきまして、新しくなるのは計画を作成するというところが、新しく加わる場所かなというふうにとちょっと考えます。

○委員長（向後悦世） 遠藤保明委員。

○委員（遠藤保明） じゃ、この協議会が主だったこの事業に関して、ある程度権限を持つような形で進めていくのかな。

○委員長（向後悦世） 遠藤保明委員の質疑に対し答弁を求めます。
都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 今回協議会を設置しまして対策計画を策定することになります。対策計画では、行政としての基本姿勢を市民に対して示しつつ、空家の管理の促進、空家等及び空家等の跡地の活用方策や、放置することが不適切なもの、特措法による場所の特定空家等に対する措置について明記することとなる予定でございます。

市といたしましては対策計画に沿った形で、空家等の適切管理の促進等を進めるため、所有者への助言または指導等を実施していく予定でございます。

○委員長（向後悦世） いいですか。
ほかに質疑はありませんか。
商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 申し訳ございません。先ほど佐久間委員からのご質問の中で、飲食店等が県から給付していただいている事業名が、ちょっと私、間違えて発言をしてしまいました。正式名称としましては、千葉県感染拡大防止対策協力金という事業を飲食店等がいただいております。

よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） いいですか。

じゃ、特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で2議案についての質疑は終わりました。

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、農水産課から1件ご報告させていただきます。

農水産課から、株式会社千葉県食肉公社の第26期事業報告書及び第27期事業計画書につきまして報告をさせていただきます。

資料につきましては右上に農水産課と書かれた資料になりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

初めに、報告の件につきましてご説明申し上げます。株式会社千葉県食肉公社は市が出資

している法人で、日本政策金融公庫からの借入金に対する損失補償を市が行っていたため、地方自治法の規定に基づき、平成27年度までは毎年9月の定例議会で経営状況を報告していましたが、借入金の返済が進み、市が損失補償する額が公社の資本金7億2,000万円の2分の1未満となり、平成28年度より議会への報告義務がなくなりましたが、本委員会において経営状況の報告を申し上げているところであります。なお、この借入金は平成30年度に返済が完了しております。

それでは、お手元の資料の1ページをご覧ください。1の事業報告になります。令和2年度の屠畜頭数は、大動物の牛が1万4,729頭で、前年とほぼ同数になっております。小動物の豚は44万3,498頭で、前年より1万5,769頭増加し、前年比103.7%になっております。

次の枝肉販売実績は、牛と豚、それぞれ記載のとおりの実績となっております。

次に、2の貸借対照表は説明を省略させていただきまして、収支につきまして、3の損益計算書によりご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

収入となります。売上金の合計は、右側の上段、109億3,784万8,000円で、これから売上原価を差し引きますと、中段にありますように、売上総利益は3億2,140万7,000円となります。これから販売費と一般管理費を差し引いた営業利益は5,967万8,000円で、一番下にあります税引き後の当期純利益は2,807万7,000円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。4の第27期令和3年度の事業計画になります。(1)の屠畜頭数計画でございますが、牛は1万4,400頭、豚が43万5,000頭を今年度計画しております。

次に、(2)の販売頭数計画につきましては記載のとおり計画しております。

4ページをご覧ください。(3)収支計画になります。本年度も事業の効率化による事業管理費やエネルギーコストの削減に取り組むことといたしまして、表の一番下にありますように、当期純利益を828万4,000円と見込んでおります。

以上で株式会社千葉県食肉公社の第26期事業報告書及び第27期事業計画書についての報告を終わります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課より、銚子連絡道路及び谷丁場遊正線の都市計画決定の告示について報告させていただきます。このことについては、本定例会開会日の市長政務報告につきまして、銚子連絡道路については千葉県が、また銚子連絡道路に接続するため

の谷丁場遊正線の延伸区間につきましては市が、それぞれ都市計画決定の告示に向けた準備を行っているところであると報告を申し上げたところでございます。

その後、銚子連絡道路につきましては、千葉県の都市計画決定の告示が8月31日付で行われましたので報告させていただきます。また、谷丁場遊正線につきましても、銚子連絡道路と同日の8月31日付で市において都市計画決定告示を行いましたので、併せてご報告いたします。

今回、都市計画決定告示が行われたことにより、都市計画決定に係る一連の手続きが完了したこととなります。今後は早期の事業化に向けて、県への働きかけに取り組んでまいります。

以上で都市整備課からの報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の報告は終わりました。

ここで、私より委員各位に連絡があります。ただいま、報告のありました千葉県食肉公社第26期事業報告及び第27期事業報告については、議会への報告義務はございません。しかしながら、担当課長から所管の委員会ですので、説明させていただきたいという申出がありましたので、報告させていただきます。そのため、質問はなしということでお願いいたします。

それ以外のただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世

文教福祉常任委員会

令和3年9月15日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第 13号 工事請負契約の締結について
(旭市サッカー場整備工事)

出席委員（7名）

委員長	林 晴 道	副委員長	片 桐 文 夫
委員	景 山 岩三郎	委員	伊 藤 房 代
委員	宮 内 保	委員	永 井 孝 佳
委員	崎 山 華 英		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	木 内 欽 市	議員	井 田 孝
----	---------	----	-------

説明のため出席した者（15名）

教 育 長	諸 持 耕太郎	財 政 課 長	山 崎 剛 成
環 境 課 長	高 根 浩 司	保 険 年 金 課 長	穴 澤 昭 和
健康管理課長	齊 藤 孝 一	社 会 福 祉 課 長	椎 名 隆
子育て支援課長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
教育総務課長	杉 本 芳 正	生 涯 学 習 課 長	伊 藤 弘 行
体育振興課長	柴 栄 男		
その他担当員	4名		

事務局職員出席者

事務局長 花澤義広

事務局次長 向後哲浩

副主幹 菅 晃

開会 午前10時 0分

○委員長（林 晴道） おはようございます。

これより令和3年度旭市議会第3回定例会文教福祉常任委員会を開会いたします。

皆さん、お元気ですか。元気ふるさとの旗振り役、旭市議会文教福祉常任委員会委員長の林晴道でございます。コロナ禍で何かとお忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。旭の未来をつくっていくこの議会で、市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて、皆さんの貴重なお時間をいただき、ここに委員会を行います。

初めに、7月の旭市市議会議員補欠選挙において、永井孝佳委員、崎山華英委員がご当選されました。改めてお祝い申し上げます。おめでとうございました。どうか初心を忘れることなく、市民の代弁者として市民目線に立って、旭の発展、全市民の幸せのために、努力されることをお願い申し上げます。

それでは、委員会を始めますが、なお、井田孝議員より本委員会を傍聴したい旨の申出がありました。それを許可いたしましたので、よろしく願いいたします。

本日、木内欽市議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、執行部の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいま委員長のご挨拶にもございましたが、新型コロナウイルスの最中ではございますが、この文教委員会、新人議員2名を加えて、勢ぞろいの委員会であります。どうか活発な議論を展開していただきたいと、そのようによろしく願いいたします。

本日は一般会計補正予算を含む2議案でございます。慎重なるご審議をお願いいたします。

それと、文教は、皆さんはこのコロナに対しては非常に関心が高いかと思われま。先ほど委員長ともお話をしていたんですが、議会の閉会日、終わり全協で執行部の説明をいただくように申入れをしたところでございます。この委員会でもその他でまたいろいろ発言されても結構でございますが、どうかその節はよろしく願いをいたします。

それでは、林委員長、よろしく願いをいたします。

○委員長（林 晴道） 木内議長、ありがとうございました。

議案等説明のために教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して旭市教育長、諸持耕太郎さんよりご挨拶をお願いいたします。
諸持教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。日頃より委員の皆様には多方面にわたり、ご指導、ご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で2議案でございます。

その内訳でございますが、まず、予算関係で1議案、第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項。また、契約関係で1議案、議案第13号、工事請負契約の締結についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案承認くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 諸持教育長、ありがとうございました。

議案の説明、質疑

ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月2日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和3年度、旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第13号、工事請負契約の締結について、この2議案であります。

初めに、議案第9号の中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 議案第9号につきましては、本会議でご説明をしたとおりでございますので、本委員会での補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） おはようございます。崎山華英です。

給食費の件ということで、現在の給食費の滞納の状況などをお伺いできたらと思います。

あと、今後のコロナの状況により、この給食費の6か月免除は延長等の対応をされる予定があるのかということもちょっとお伺いしたいなと思います。お願いいたします。

○委員長（林 晴道） 皆さんに申し上げます。

説明、質疑については、着座で結構でありますので、そのように、対応いただきたいと願います。

それでは、崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） すみません。今、給食費の滞納の状況ということですが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど答えさせていただきたいと思います。

あとコロナに対してまたこういう免除等のことを行うのかということですが、これについては、今のところ一時的な経済対策という形で行うような形になります。また今後、コロナ禍、また継続的なことが必要であれば、また協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

教育総務課長に申し上げます。

ただいまの質問に対する返答ができるようであれば、直ちにその場で挙手をしてお願いしたいと、そのように思います。

ほかに質疑ございませんか。

特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案第13号、工事請負契約の締結について旭市サッカー場整備事業につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありまして、加えてのご説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮内保委員。

○委員（宮内 保） ご苦労さまでございます。それでは、サッカー場の入札についてちょっとお伺いします。

今回、予定価格よりだいぶ低く74%ですか、予定価格より低いということで、非常に、先ほどちょっと専門家の井田議員とちょっとお話ししている中で、それこそ原価に近い金額ではないかということで、相当ちょっと我々も心配しているんですけども、その辺、工事のほうはどうなのかなど。大丈夫なのかなどということなんですけれども、その辺をお伺いいたします。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、工事のほうが金額的に安くて大丈夫かということでございますけれども、今回、その契約のほう、低入札ということで調査のほうをしております。鈴木建設さんからいろいろ書類のほうの調査をした結果、内容につきましては、市の提示しました入札に当たっての仕様等を全てクリアしているということと、あと、さらにもうちょっと細かいことをいいますと、下請業者からの見積り等、その辺も全部調査しておりますが、その辺が、やや安くできていると。提出されたものが結構安かったということでございましたけれども、内容的に精査した結果、当然、履行をするのに当たって不可能ということではないということが調査結果として出ましたので、安くても工事のほう、できるということを確認いたしました。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） それでは、人工芝のメーカーというのはどういうメーカーを使うんですか。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） そちらの人工芝のほうのものでございますけれども、ただいま、まだ仮契約ということでその商品とかの詳細につきましては、今後、契約後に担当課のほうと業者が詰めるということになっております。

以上です。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） じゃ、人工芝のメーカーはまだ決まっていないということで、これから詰めていくということで、じゃ、人工芝の例えば耐用年数というのはどのぐらいなものなのか、いろんなメーカーがあるんでしょうけれども。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 人工芝のほうですが、おおむね10年というのが普通に見られております。

以上です。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） 例えば、耐用年数が一応10年、それは、いろんなメーカーによって違うと思うんですよ。また、使う頻度によってもまた違うし、例えば、10年使うところを例えば5年でもう使えなくなっちゃったと、使う頻度にもよりますけれども。そうすると、入札で安くやっても、実際10年もつところを5年で終わっちゃったら、何か結局、高いものについてちゃうということで、そういうのをすごく心配するんですよ。

その辺どうでしょうか。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それではお答えいたします。人工芝のほうのことでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり仮契約中ということでありまして、物が決まっていないということでございますけれども、いわゆるメーカー保証というものも必ずついておりますので、その保証につきましても、やはり品物、商品というか物が決まっておられませんので何とも言えませんが、一般的にはだいたいその保証というのは3年から5年あるというふうに言われておりまして、その辺も注意しながら今後、人工芝のほうを決めていきたいということだと思います。

○委員（宮内 保） ありがとうございます。私はもうこれであれですから、まだ、永井委員なんかも質問したいようですから、私はこれぐらいで。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありますか。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） 財政課長、2番札とどのどのくらいの差があったでしょうか。分かれば教えてください。

○委員長（林 晴道） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩をいたします。

委員の皆さんは自席でお待ちください。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○委員長（林 晴道） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、今の景山委員のご質問にお答えしますが、2番目の入札価格との差でございますけれども、1,870万円でございます。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 体育振興課長、お尋ねします。このサッカー場は立派なサッカー場だと思いますよ。それで、市内にどんどん、どんどん、旭市にこういうサッカー場がありますということをごんごん宣伝、PRしてもらいたいんです。官民一体となって市長が掲げるオール旭という感じで、ひとつ普及に努めてもらいたいんです。民宿とも連携しながら、よろしくどうぞ。旭にこういうものがありますよということを周知してPRをお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 景山委員の質問に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） ただいま景山委員からサッカー場、立派なやつができるので、ぜひPRをというお話でした。当然、うちのほうもこれだけ立派な施設ができます、造っただけでは当然、終わらせてはいけないものですから、市内外、多くの人に使ってもらって初めて施設は生きてくると思いますので、宿泊合宿なども含めまして、広く市内外のほうにPRしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員（景山岩三郎） よろしくをお願いいたします。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

片桐副委員長。

○副委員長（片桐文夫） すみません。何度もあれなんですけれども、宮内委員とちょっとダブるところなんですけれども、先ほどの答弁ですと人工芝のメーカー、品物もまだ決まっていないうお話で、本会議場でたしか令和4年3月18日までには完成予定というような話があったかと思えます。それに向けて、現在、場所を見ますと全然まだやっている状態もなく、なっているんですけれども、素朴な意見なんですけれども、それまでに必ず終わるもの

なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、片桐委員のご質問にお答えいたします。

現場のほうはまだ全然ということですが、取りあえず、まだ仮契約ということになったばかりでございますので、今後本契約に入りまして、それから実際的に、実質的に本
当に開始するということでございます。工期のほうも当然、年度内までの工期ということ
で当然、入札のほうをしておりますので、年度内に完成する見込みでございます。

以上です。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○副委員長（片桐文夫） すみません。分かります。それは分かったんですけども、あと本
会議場で人工芝はたしか2年か3年というような答弁があったかと思うんですよ。私、ちょ
っとメモ忘れがあったかも分からないんですけども、人工芝。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、今、片桐委員から2年という年数のお話でございました
けれども、たしかその2年以内というお話をさせていただいた件に関しましては、工事に対
する契約不適合責任という瑕疵担保責任の期間が、今、普通、引渡しを受けた日から2年以
内ということでお答えさせていただいたと思います。その2年。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） 人工芝、これは人工芝以外のものですね。要は、履行不備などの請
求ができる期間ということです。そういう契約上の契約不適合責任という期間を設けてござ
います。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○副委員長（片桐文夫） すみません。そうしますと私の、この記入ミスで、私のメモに書い
てあったのは人工芝は2年か3年というのが、私、書いてあったんですよ。ですから、先ほ
どの答弁とちょっと違うなと思って今、質問したんですけども、契約全体のことを指して
いるということですね。分かりました。ありがとうございました。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありますか。

永井孝佳委員。

○委員（永井孝佳） 契約の締結については少しずれてしまうんですけども、施設の概要について少し伺いたします。まず、照明の有無。あと、トイレの数。あと、自動販売機などがあるか、ないか。あと、駐車場の規模など、もし分かることがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、サッカー場の概要についてということでお話でした。今回、整備しますサッカー場ですけども、まず基本、大きなコートが1面、これが68メートルの105メートル、国際基準となっております。一般質問でもお答えしましたけれども、その中に、子供用のが2面、あとフットサルコートが4面取れます。

照明ですが、照明につきましては今年度の工事には入っておりません。ただ、利用者のことを考えると、今後、やっぱり整備はしていけないといけないのかなというふうに考えておりますので、今後検討していきたいと思っております。

あと、トイレですけども、トイレは、すみません、管理棟、旧部室棟を今年改修をして、その中にトイレはできます。

あと、自動販売機なんですけど、こちらは今のところ設置の予定はないんですけども、施設が当然完成すれば、そういったことも検討していかなきゃいけないだろうなというふうには考えております。

以上です。

すみません。あと駐車場ですけども、サッカー場と管理棟の間に少しスペースが取れるので、そこに少し止められるのかなというのと、あと市道を挟んで、東側、旧校舎が建っていたほうの土地がありますけれども、今年度、そこへ100台程度止められるような碎石を敷く工事を考えております。

以上です。

○委員長（林 晴道） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 分かりました。あと、使用料などについても、もし決まっていたら教えてください。予約方法と使用料についてお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） まず、使用料ですけども、これは全体、かかる経費、使用料

については基本的な考え方がございます。かかる経費を勘案して使用料を求めていくんですけども、こちらについてはまだ現在、金額が決まっておりません。決まった段階で条例で、議会のほうに提出するような形になります。

あと、予約ですけども、予約、こちらはまだ正式に決まっていなんですけども、基本、システム、インターネットで予約と電話で予約が可能になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（林 晴道） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 若い方が利用される場合が多いと思いますので、ぜひネット予約も対応していただけるとありがたいと思います。あとは使用料も受益者負担ということで、ある程度取ってもいいんじゃないかなと私としては思っております。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○副委員長（片桐文夫） すみません。体育振興課のほうにちょっと質問なんですけれども、先ほどの永井委員のほうからの質問の中で駐車場の絡みがあって、前の東、元の校舎の跡ですか、そこを100台程度、碎石を入れて駐車場とするという話なんですけれども、それは前にも、何年か前に私、話をしたことがあると思うんですけども、旧校舎があったときには、東側、細い道路なんですけれども、抜けられる道があるんですよ。もしそこを碎石を敷いて駐車場として、これからも先、使っていくということであれば、段差がついちゃっているところ、前は段差がなくそっちからも車が抜けられたと思うんですよ。

そういったものは考えていないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質問に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 駐車場ですけども、旧校舎が建っていた本土地なんですけども、基本整備するのは市道に近いほうの部分に碎石を敷こうかなと思っております。ですので、基本、出入口は以前、校門があったところ、基本、校門があったところからの出入りになるかと思っております。

（発言する人あり）

○体育振興課長（柴 栄男） 正門、つまり市道にくっつかっているほうから車の出入りをするように考えております。よろしいでしょうか。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○副委員長（片桐文夫） まだ碎石を敷いて、その市道側についているところを駐車場とすることなんですけれども、確かに一番それがいいのかなと思うんですけれども、外構というか、南側と東側にちょっと段差がついちゃっているかと思います。それも、もし東側の先ほど言った、昔、長治郎屋建設があったほうが抜ける道があるんですけれども、そこを段差を変えてやれば、直してやれば、もっと駐車場としての利用度が高くなるんじゃないかなと思うんですけれども、使い勝手もよくなって、なるかと思うんですけれども、この先、そういった考えもしてもらいたいと思うんですけれども、どうでしょう。

○委員長（林 晴道） 執行部に申し上げます。

できるだけ、標準語に近いご答弁でお願いしたいと思います。

片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 失礼いたしました。

今、片桐委員のほうから駐車場の東側の細い道路を活用してはというお話がございました。現在、敷地ですけれども、土が入っていてかなり高さが出ております。東側のほうですと、1メートル以上は多分段差がついているんじゃないかと思います。そこを道路を利用すると、だいぶ手を加えなければいけなくなろうかと思います。だいぶ費用がかかってきますので、取りあえずは、今、使っている東側の出入口、それと旧道のほうについている出入口、そちらのほうの活用をしながらというのを考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） すみません。先ほどの崎山委員からの給食費の滞納状況ということでございますが、5月末現在で、収入未済額が495万9,365円です。滞納人数としては164人となっております。

遅くなって申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 晴道） それでは議案第9号について、何か質疑があるようでしたらお願ひいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。これはコロナ禍でちょっと増えたりとかするよ

うな傾向になったのか、ちょっとそういうデータがあれば教えていただきたいんですけども。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 滞納状況がコロナ禍で増えているかどうかということですが、現状、通常どおりのような形となって、昨年も一応半年、免除もやっておりますので、あまり変わらない状況だと考えております。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。6か月免除になるということは、本当に保護者にとっても大変助かることだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長（林 晴道） 議案第9号及び議案第13号について、特にないようですので質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 晴道） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 晴道） ご異議ないようでございますので、委員長報告は林晴道委員長一任と

させていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 晴道） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） その他の報告事項といたしまして、いいおか保育所の漏水について子育て支援課からご報告いたします。

いいおか保育所におきまして令和3年3月末にエレベーターが故障いたしまして、すぐに設置業者に原因の調査を依頼いたしました。また、同年6月にエレベーターのゴンドラを上げたところ、エレベーター下部のピット内が冠水しておりまして、モーター類が水没していることが確認されました。

冠水の原因として漏水が考えられたことから、その箇所を特定する調査を実施いたしまして、7月末に場所の特定を終え、当該箇所の修復をいたしました。現在、園舎1階の保育室及び遊戯室等の一部に扉の開閉に支障が出たり、カビの染みが散見されるようになっておりまして、1階部分の漏水による影響範囲を早急に調査する必要性が生じております。

そのため、昨日からいいおか保育所の0、1歳児を1階にある2歳児保育室を二つに区切りながら一時的に合同保育を実施しております。園児への影響を考慮し、1日も早く、それぞれ本来の保育室で元どおりに保育できるよう施設を修繕してまいりたいと考えておりますので、ご報告を申し上げます。

以上です。

○委員長（林 晴道） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、体育振興課からはイベントの中止について報告いたします。本年12月12日日曜日に開催を予定しておりました第17回旭市民駅伝大会と、令和4年2月6日日曜日に開催を予定していました第33回旭市飯岡しおさいマラソン大会は新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮しまして中止となりました。

体育振興課からは以上です。

○委員長（林 晴道） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(林 晴道) 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

ほかに何かございませんか。

景山委員。

○委員(景山岩三郎) 今日は教育長、総務課長が来ていますので、ちょっとお尋ねいたします。

今年の育英資金状況なんですけれども、4月28日に審議会が行われ、12名の方を多く取っていただきました。そして、このコロナの関係で来年また応募者数が増えると思込まれると思うんですよね。そこで、今年同様、何人か多くの枠を取っていただけることができるかどうか。

それが1点と、もう1点、高校生が9,900円、1か月ね。大学生が1万4,400円。これへもうちょっと上乗せできることはないでしょうかね。基金があると聞いておりますので、もうちょっと上乗せできれば助かるかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長(林 晴道) 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(杉本芳正) 景山委員の言うとおりコロナの影響により、経済的な理由により、来年度のこの育英資金の申込み予定の定員につきましては、採用基準に鑑みまして採用枠について考慮していきたいと考えております。

あと、金額の上乗せですが、こちらのほうもある程度の算定基準でこの金額だということをやっていると思いますので、それでまたちょっと見直してできるかどうかというのは検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長(林 晴道) 景山委員。

○委員(景山岩三郎) よろしくどうぞお願いいたします。コロナが、大変、本当に困っている人が多いと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長(林 晴道) 教育長。

○教育長(諸持耕太郎) ただいまの件ですけれども、旭の特色ある経済支援に長く貢献していると思いますので、そういう趣旨も含めて、そしてまたコロナ禍であるから、なおさら各ご家庭でお困りのところも多いというふうには拝察しますので、しっかり検討していきたいと

いうふうに思います。

以上でございます。

○委員長（林 晴道） ありがとうございます。

ほかに所管の課の事項で聞きたいこととかありませんでしょうか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 教育の情報化推進事業についてというところは聞いていいんですか。

○委員長（林 晴道） どうぞ。

○委員（永井孝佳） では、いわゆるタブレットを入れたと思うんですけども、そちらは具体的にどのように使うかというのは、もう事細かに決まっているのでしょうか。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） タブレットのほうですが、一応、今年の4月より配布をいたしまして、7月までに全生徒がログインとか、電源の入れ方とか、そういうことは全部終了しています。今後9月の中旬より自宅のほうに持ち帰ってできるドリルとかそういうものができるかというのは、調査を進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○委員長（林 晴道） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 小学生と中学生に4,700台ぐらい配られたということなんですけれども、こちらは何年ぐらい使って、卒業したらどうなるのかとか、そういう点について教えてください。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） タブレットにつきましては、一応、卒業まで貸与という形で取っております。小学校から中学校へ行ったら、中学校の卒業生のものをまた1年生が新たに使うというような形です。小学校も6年生が使ったものを1年生がまた使うというような形になっています。で、中学校を卒業してからということでしょうか。それにつきましては、ちょっと高校ごとにやっていると思いますので、こちらのほうではちょっと把握はしていない状態です。

よろしく願いいたします。

○委員長（林 晴道） 永井委員。

○委員（永井孝佳）　ということは、回収するっていう感じなんですかね。分かりました。

ただ、タブレットってそんなに何年も、例えば5年ぐらいの耐用年数だと思うんですけど、そうしたらまた買換えが必要になると思いますので、そのときはまた予算が必要になるのかなと感じております。

あとは、先日東京の町田市で配布のタブレットのチャット機能を使って、ウザいとか、キモいとか、そういう悪口の書き込みがあって自殺の原因になったという事件があったそうです。便利な反面、陰湿ないじめにつながるようなこともあると思いますので、そういう対策なども考えておられるでしょうか。

○委員長（林 晴道）　永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　現在、セキュリティ面等、そういう面については履歴等を残すような形で教員等、目を光らせてやっているような状況です。

町田のケースというのが先進的な学校でやられたということなので、まだうちのほうとしてもそういうチャットでというあれは、機能とか使い方というのはまだ全体的には進んではないと思います。今後、でも、こういう事件がございましたので、引き続きそういう操作については考慮してやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 晴道）　永井委員。

○委員（永井孝佳）　情報技術というのは便利な反面、そういう加害者や被害者になってしまうという負の部分もございますので、そういったメディアリテラシー教育なども含めて、ぜひご指導をよろしく願いいたします。

答弁は結構です。

○委員長（林 晴道）　この際、ほかに何かございせんか。締めちゃいますよ。ないですか。

崎山委員。

○委員（崎山華英）　すみません。八街市の事故、通学路にトラックが突っ込んでしまった死亡事故を受けて、県で通学路の危険箇所というのを洗い出しの作業をされたと思うんですけども、旭市のほうで94か所、危険箇所が出たということで、それがどこなのかという、そういう情報というのはこちらにいただくこととかできるのでしょうか。

○委員長（林 晴道）　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　まず、通学安全プログラムというのを毎年5校ずつやっております。

ます。それにつきましてはホームページのほうで開示しておるところです。今回の県の発表については、今後、ホームページのほうでまた公開するような形を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。答弁は大丈夫です。

○委員長（林 晴道） 国保や高齢者や課長がいらっしゃいますけれども、何かありませんか。
永井委員。

○委員（永井孝佳） では、福祉関係ですか、体が不自由な方についてお伺いいたします。
体が不自由な方というのは市が把握しているものなのでしょうか。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 体が不自由な方、社会福祉課のほうでは障害者、障害を持っている方ということで受け持っておりますが、その方々の状況ということで手帳とかを所持されている方の数とか、そういったのは把握しております。また、その中で障害福祉サービスを受けられている方、こういったところでこういったサービスを受けられているか、そういった方々の状況というのも給付の状況で分かります。

あと、ほかの手当等ねたきりの関係の重度障害の方々の手当等の対象者を見れば、こういった方々が在宅で、こういった状況かというのは情報で分かります。

一応、そういう形で状況というか、障害を持った方々の状況というのは把握しているというような状況でございます。

○委員長（林 晴道） 永井委員。

○委員（永井孝佳） ちょっと担当課が分からないんですけれども、そういった方々が大規模災害時にどう対応するかとかは、ひもづけとかはされていたりするのでしょうか。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課のほうでは障害を持った方々ということで、先ほど、いらっしゃるんですけれども、災害とかあった場合には、要援護が必要な方という方々の情報というのは得ております。

その中でこういう方がサービスを受けられているので、こういったところで守られているよ、こういう方はサービスを受けていないので、例えば、お一人で生活しているのとか、家

族がいる世帯なのか、そういった状況は把握しておりますので、その方々によって対応というのは変わってくるのかなと思います。

例えば、サービスを受けられている方などは、常日頃、障害福祉サービスの方々がケアをしております。そういった方々への情報、災害とかあったときに、対応をお願いするような形になろうかと。

あと、サービスを受けられていない方の中でお一人で生活している、または家族がいる、そういった方々でも対応が変わってくるかと思えます。家族がいる方であれば、その方はご家族の方が見守りをできますので、そちらのほうで対応していただく。お一人とかそういった方については、こちらでも名簿等は把握しておりますので、こちらのほうでそういう状況のときは、見守り、もしくは把握という形を取れる体制は一応取っております。障害者のほうに対してはということで、ということになっております。

○委員長（林 晴道） 執行部に申し上げます。

委員会終了後に研修会を計画しております。その研修会の際に、ただいまのご答弁、高齢者福祉課長にもお願いしたい、そのように思います。

ほかに何かございませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） すみません。担当の管轄が分からないんですけれども、7月から電話リレーサービスという公共システムが始まったと思うんですけれども、これは聴覚障害の方に向けた声を発するのができないという方に向けて、代わりにオペレーターが外部に電話をしてくれたりとかも、逆に受け取るほうもやってくれるっていうサービスで、これちょっと周知がまだまだできていないということで、旭市のほうでも何か周知の取組をされるのかちょっとお聞きしたいと思いました。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 今、ちょっと手元に詳しいのがあれなんですけれども、聴覚障害の方で手話とかを活用されている方が、例えばスマホとかそういったもので手話の代わりになるというようなサービスというのが確かに始まりました。

今、聴覚者協会、市のほうでその団体が海匠のほうであるんですけれども、そういった方々にはその周知のほうをさせていただいております。また、市のほうでもそれについて広報等を今後はしていきたいなというふうに考えております。

今、そういった該当する方にはご案内のほうをさせていただいているというような状況です。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。該当する方には一応、周知はされているということで、これは受け取る側にも周知をしてもらわないと、やっぱりいたずら電話だと思っちゃって切っちゃうケースとかまだまだあるそうで、今、7月から1回線につき1円ずつ皆さんお支払いしているんですよね、リレーサービス料というのを。なので、皆さん関係していることなので、ちゃんと広く周知できるように、旭市でもやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（林 晴道） 答弁ございますか。

○社会福祉課長（椎名 隆） 一応、先日、広報あさひのほうには掲載して周知をさせていただいております。また、ほかの方々、市民の方々にもこういったサービスがあるよというのを知っていただくというのにも、また努めていきたいと思っております。

○委員長（林 晴道） 保険年金課長や健康づくり課長もいらっしゃいますけれども、ほかに何かございませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） すみません。健康づくり課のほうにお聞きしたいんですけれども、先日、妊婦のコロナワクチンの申込みが、たしか90何人って答弁、一般質問でいただいて、それから申込みが増えたのかとか、たしか300人ぐらい該当者がこの市内の妊婦さん、いらっしゃるといったことだったと思うんですけれども、残りちょっと接種されていない方に再度お知らせとか行くのかとか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 最新の数字は現在、ちょっと手元にはないんですけれども、少々お待ちください。

すみません。最新の申込み状況はちょっと手元にはないんですけれども、9月6日時点での接種人数、妊婦は67名、パートナーのほうは41名、接種を完了しております。受けなかった人の再度通知なんですけれども、現在のところちょっと今検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上になります。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 妊婦がコロナに感染した場合のリスクが本当に危険なことは、先日、新生児が亡くなったケースからでも分かっておりますので、ぜひ周知徹底をお願いしたいと、再度、お知らせ等をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（林 晴道） ほかに何かございませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 国民年金だけじゃないんですけれども、市の支払う、支払証とかあるじゃないですか。あれを電子決済化する案とか、そういう予定ってございますでしょうか。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 国保の関係と国民年金等ということで所管していますけれども、あと後期高齢者もそうですね、そういった形で保険料の部分については、基本的に国保の場合ですと口座振替、それとあとは、これからちょっと国保のほうはコンビニ納付とかってそういうのも税の中ではやっています。あとクレジットの関係もやっていますので、だんだんスマホの決済ができるようになるのかどうか、ちょっと国保の段階ではそういった状況で今、取り組んでいるところです。

○委員長（林 晴道） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 支払い関係は電子決済でやってほしいという意見もありますので、お伝えしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（林 晴道） ほかに何かございましたら、発言を許可しますが、締め切りますよ。

○委員長（林 晴道） 以上をもちまして、本委員会を閉会します。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時58分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 晴 道

総務常任委員会

令和3年9月16日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第10号 旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	平山清海
委員	島田和雄	委員	伊藤保
委員	飯嶋正利	委員	島田恒

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	木内欽市	議員	井田孝
----	------	----	-----

説明のため出席した者（16名）

副市長	飯島茂	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	大八木利武	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成
税務課長	伊藤義一	市民生活課長	八木幹夫
会計管理者	向後稔	消防長	伊東秀貴
監査委員局長 その他担当員	高野久 5名		

事務局職員出席者

事務局長 花澤義広
副主幹 菅 晃

事務局次長 向後哲浩

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

今日は総務常任委員会開催に当たりましてお集まりいただきまして、大変ご苦労さまです。慎重なる審議をお願いしたいと思います。

大変なコロナのこの問題に対して、市役所職員の皆さんが各課で大変な努力をされて、一丸となって対策に臨んでいる努力に対して、開会に当たりまして改めて総務委員会一同、感謝をしたいと思います。本当にありがとうございます。

今年は大変うれしいといいましょうか、非常にいいことがありまして、1つご報告させていただきたいと思いますが、これもまた職員のことなんですが、今年オリンピック、非常に懸念されましたけれども、コロナ禍の中で観客なしでということで開催されました。

旭市でも、早くからドイツ国と卓球をつないで、ぜひ事前キャンプ地を誘致したいと、そういうことがいち早く動き出したということで、県がオリパラ推進課というのを設置してオリンピックに向けていろいろ活動し出したんですけれども、初めてのことで全く情報がない。そんな中で旭市がいち早く取り組んだということで、県のほうが旭市の体育振興課の職員に、どうやってやったんですか、どういうふうなことがあったんですかということでノウハウをいろいろと教えてもらった、いろいろ情報をいただいたと大変な感謝をしている中で、実は困ったことが起きたと。

それは、ザンビアという国がもう契約のところまでいったんだけど、寸前になって、その決まっていた市の市長さんが、弱いチーム、国ではないか。メダルの取れないような国はうちでは断れと。これには担当職員も困ったと思います。県のほうにその報告をしたら、県のほうも、そんな非常識なことがあるんだろうか。それで、旭市は職員が一生懸命やっているんで、では、旭市にお願いしようということでザンビアという国を受け入れることになったんですね、事前キャンプで。これには、その市の市長が断ったんですけれども、やはり担当職員はずっと一生懸命温めてきたことだったと思います。そういったことを断ったところがあれば、それをまた拾ったところがあるといいましょうか、旭市が面倒を見たということで、ザンビアという国に大変な感謝をされるとともに、断ったところの市の職員も、旭市の職員の皆様方に本当に頭を下げていると思います。それと、また県の職員も非常に感謝している。そういったことがあったザンビアでした。残念ながら、コロナということで感染の

防止ということでお断りした件もありましたけれども、非常にこうやってすばらしいことがあるということをぜひ皆さんに知っていただきたいなと思ひまして、ちょっとお話をさせていただきます。

それでは、ちょっと余談になりましたけれども、総務常任委員会ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、井田孝議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日、木内議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願ひいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。委員の皆さん、職員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。また、井田議員におかれましては、連日傍聴、大変ご苦労さまでございます。熱意が感じられて非常にいいと思ひます。

3つある委員会、いよいよ最後の総務委員会でございます。今までの委員会でも活発な審議が行われました。どうか今回も補正予算を含む3議案についての審査をしていただくわけでございますが、総務委員会は所管する課が一番多うございます。本日、大勢の職員も出席していただいております。どうかその他でも結構ですので、何なりと聞きたいことがあったら聞いていただきたいと、このように思ひます。

慎重なるご審議をお願ひいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

それでは宮澤委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議長、ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願ひいたします。

○副市長（飯島 茂） それでは、改めておはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願ひいたします議案は、全部で3議案でございます。

内訳は、まず予算関係が1議案で、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に、条例関係が2議案で、議案第10号、旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、それから議案第11号、旭市使

用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願いいたしまして、簡単ではありますがご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

なお、補足説明あるいは質疑、全てこれからは着座のまま行いたいと思いますので、その場で着座のままお願いいたします。

それでは、よろしくお願いします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、まず議案第9号につきましては、本会議において補足説明を申し上げさせていただいたとおりでございますので、加えての説明はございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

平山委員。

○委員（平山清海） 7ページですか、学校給食費。今、子どもたち、小学校も中学校も同じ値段でしょうか。そして、どのぐらい子どもたちは……

○委員長（宮澤芳雄） 平山委員、すみません、これ文教だそうです。学校給食費ですので、文教の担当だそうです。何かもう一つ違うところを。

そのほかどうですか。皆さん、ありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 2ページの歳入です。

繰越金が今回の補正で13億円余り補正をされまして、合計で19億8,100万円になりました。令和2年度の繰越金の総額をほぼ使い切ったということになるわけでありましてけれども、例年と比較しまして、去年、おとしあたりの財政運営を見ますと、繰越金については3月最終の補正まで残っていたのかなというふうに、そういう状況だったと思います。そういった中で、補正財源としてみんな使い切ってしまいましたが、その辺、今後の補正財源をどのようにされるのかお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ただいまの島田委員のご質問、今後の補正財源についてということでお答えしたいと思います。

確かに、今回の補正によりまして、最終的な今の現計予算が19億8,119万9,000円となりまして、令和2年度の剰余金から差し引きまして、剰余金に関しては、現在1,800万円ぐらい。今後の補正財源となるものについては1,800万円ぐらいですけれども、こちらに加えて、今年度、普通交付税のほうの算定、取りあえず概算出しましたので、普通交付税のほうが当初予算に比べて少し上振れがあったということで、そちらのほうの分が約2億6,400万円ほどの留保ということで、こちらも今後の補正財源のほうへ回せるかなということで、足しまして、今現在そちらの留保を合計しますと2億8,200万円ほどの留保がありまして、こちらを今後の補正財源として使えるということで、3億円近くはあるということをご了解いただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第10号につきましては、本会議で補足説明させていただいたとおりでございます。加えての補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） この旭市ふるさと応援基金条例ということで、これは私、企業版だということをしてたしか聞いたんですが、今まであるふるさと応援基金と一番大きな違いというのを、もうちょっと分かりやすくお伝えいただければありがたいなというふうに考えています。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） こちら、企業版ふるさと納税、一般のふるさと納税とは違う部分ですけれども、まず、返礼品はございません。

企業版ふるさと納税とは、国が認定しました地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額を控除されるという仕組みになっております。

それで今般、令和2年度に、地方創生のさらなる充実強化に向けて制度の大幅な改正が行われまして、これ、ふるさと納税ということではなく、一般の寄附でも寄附金の約3割が損金算入されておりました。令和2年度までは、それプラス30%ということで6割が軽減されていたんですけれども、令和2年度の改正によりまして、最大で寄附金の約9割までが税額控除され、実質的な企業負担が約1割に圧縮されるなど、より活用しやすい制度となりましたので、今般、地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、市のほうで地域再生計画というものを政府に提出しました。これが内閣府で認められましたので、今回の条例改正に至ったということになります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 1年の企業というか国内の税収というのは、もちろん決算でほとんど決まるわけですが、地方交付税をいただいているところから出た場合には、これは交付税措置されるわけですね。足りなくなった場合、少なくなった場合は。税収が少なくなった場合は交付税措置されるわけですね。これ、大きいところからで、その逆があった場合には補填というのがあるんですか、その大きいところへ。例えば東京都から来た分に関してなんかはあるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 企業版のふるさと納税で出たところへの措置ということですが、この企業版ふるさと納税というのは、その地方公共団体の外に本社があるところから寄附があった場合だけを想定しております。旭市内の企業からの寄附は想定になっておりません。

それで、どういうことかといいますと、市外に企業の本社があるということで、実はこれ三大都市圏、例えば東京、大阪、名古屋、その辺のところをターゲットにしております。ご案内のとおり、例えば東京なんかはそもそもが交付税の不交付団体ですので、措置というものはないかと思えます。それ以外のところであれば、当然に一般のふるさと納税と同じように交付税措置がされるものと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ございませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） まず、課長が今おっしゃいました旭市の地方創生プロジェクトというのは、どのようなものかお伺いしたいんですが。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

国に認められた地域再生計画に載っているものがプロジェクトとなります。それで、事業の名称としましては、旭市まち・ひと・しごと創生推進事業ということとしておりますが、これが私どもの総合戦略の4つの重点戦略、魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり、結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり、3点目として、ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり、4点目、最後ですが、将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり事業ということにしております。

平たく言いますと、総合戦略に記載してある事業については、全て活用できるような形を取っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 総合戦略に記載されている事業全てだということは、旭市が行っているほとんどの事業ということになるかと思えますけれども、そういうことに対しての企業が

らの寄附ということ想定しているということだと思います。

これに対して、返礼品はこれまでの個人がしていたふるさと納税ですか、その場合は返礼品、かなりの市が負担をしてやっていたわけですが、これが一切ないということですよ。ということは、寄附金額が全て市の収入になるということではないですか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 基本的には、こちら仲介業者も通しませんし、市が直接ということで。おっしゃるように、返礼品もございません。ですから、1,000万円寄附されれば、1,000万円が市の財源になるということでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） そういった中で、今後期待されると思うんですけども、この収入について、国から交付税措置というのが基準財政収入額、基準財政需要額ですか、そういった中で足りない分を国が交付税措置されてくれるわけなんですけど、その辺についてのこの収入がどう影響してくるのかお伺いしたいんですけど。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ただいまの寄附金のほうですね、こちらが普通交付税、交付税の基準財政収入額に関係するかというお話でございますけれども、こちらはあくまでも歳入で寄附金という科目になりますので、普通交付税の基準財政需要額のほうへは算入はされませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） それに基準財政収入額には算入されないという答弁でありましたけれども、市が一生懸命努力して税収をアップした場合には、それはそれなりに多少算入されてしまうんですよ。ですので、今回のこの寄附ですか、寄附ということで算入されないということで、市の収入にとってはすごくプラスになる制度だなというふうに感じたんですが、この制度といいますか、この申請を内閣府にして認められたということで、今後恐らくこういった制度にどの自治体も魅力を感じて、競争が激しくなるというふうなことが想定されると思いますけれども、旭市としてどのように寄附を集めるのか、ある程度戦略といいますか、そういったものがあるのかどうかお伺いしたいんですけど。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

確かに地方間の競争というのは激しくなると思います。先ほども言ったように、満額、市の歳入として取り扱えるということになりますので。

それで、どのような形で寄附を集めるかということですが、これ企業としましては、例えば魅力あるまちづくりを行っているところに寄附を投下してその手助けをしているとか、そういったことに尽きると思います。ですので、旭市としましては、これからも移住、定住等を含めた魅力あるまちづくりということを進めていく中で、実際にそういったまちづくりを進めていく中で、せんだってデンマークのノボノルディスクファーマさんから、日本で唯一のプロジェクトとして旭市が選ばれたりもしております。いろんな意味で今旭市は注目を集めてきているものと考えております。これらをさらに推し進めまして寄附を集められるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） じゃあ、ぜひ頑張って、この企業版のふるさと納税、大金を集めてください。お願いします。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いいたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） 議案第11号につきましては、本会議での補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは、行政改革推進課からは、第4次旭市行政改革アクションプランの令和2年度の進捗状況についてご報告させていただきます。

お配りしてあります資料、第4次旭市行政改革アクションプラン令和2年度の進捗状況をご用意お願いいたします。こちら、A4判の冊子となっております。

令和2年3月に策定しました第4次旭市行政改革アクションプランにつきまして、初年度となります令和2年度の取組状況の概要についてご報告いたします。

それでは、2ページをお開きください。

こちらは令和2年度の評価結果の取りまとめたものになります。

評価項目数としては、表の下から2行目の合計欄にあるように、59項目となります。評価としましては、その右側になりますが、「順調」が43、「概ね順調」が15、「停滞」が1となり、7割以上が順調という結果となりました。

判定基準につきましては、隣の3ページに記載しておりますが、所管課にて設定した年次計画に対して、「順調」、「概ね順調」、「停滞」、「実施困難」の4段階で評価を行っております。

本計画は、数値目標を設定することが難しい項目が多くありますので、数値目標を設定できない項目につきましては、目標達成に向けて計画どおりに進行している、一部に遅れが見られるなど、進み具合によって所管課で判定を行っております。

「概ね順調」、「停滞」とした項目につきましては、取組内容や計画の見直しを行い、目標達成に向け推進を図ってまいります。

なお、7月8日に開催した行政改革推進委員会において委員の皆様から、このコロナ禍において「順調」が7割以上という結果はどうか等の意見をいただきました。いただいた意見につきましては、行政改革本部会議において報告し、検証を行いました。

アクションプランにおいて、コロナの影響を受けた項目は4項目ほどありました。その中で、体育施設等施設の利用促進などの取組については、コロナの影響により当初の計画を修正しながら、コロナ対策を徹底した上で市民サービス向上に対する取組を推進することができたことから、「順調」と判断しております。引き続き、コロナ禍における社会情勢の変化に対応した取組を推進するとともに、いただいた意見を参考に市民の視点に立った評価方法についても、今後検討を加えながら進捗管理を行ってまいりたいと思います。

続きまして、4ページ、5ページをご覧ください。

こちらは、各項目の進捗状況を示した一覧になります。

本計画は、第3次アクションプランの取組を多く引き継いでおりますので、判定基準に若干の違いはありますが、第3次アクションプラン最終年度であります令和元年度の進捗状況も併せて載せております。

令和2年度で目標を達成し、取組を完了したという項目は4ページのNo.3、上下水道利用者窓口の統合、その下のNo.4、保健センターの統合、4ページ中段になります。15番の支所組織の見直し、隣5ページの中段になります。No.30、コミュニティバスの運賃の見直しの4項目となりました。

それぞれの取組内容につきましては、6ページからの各取組項目の概要において内容等を記載しております。本日は時間の関係もございますので、主な項目について説明させていただきます。

それでは、6ページをご覧くださいと思います。

6ページから13ページまでは、人と組織の育成戦略に対する取組になります。

ここでは、質の高い公共サービスの実現に向けた組織力、職員力の強化を図ることを目的としております。

少し飛びますが、12ページをお願いいたします。

19番、職員の人材確保と育成についてであります。

新型コロナウイルスの影響や公務員志望者が減少傾向にある中でも、例年と同規模の受験者数を確保することができましたが、最終合格通知後に内定辞退者が出たことから、予定人員を確保することができませんでした。

また、職員研修につきましては、新型コロナウイルスの影響による中止や延期が相次ぎ、計画どおり実施できなかったとして、「概ね順調」としております。

令和2年度の結果を踏まえ、今後は受験資格の見直しやインターネット等を活用した積極的な情報発信について検討するとともに、採用試験合格者に対するフォローアップに努めていく予定です。

また職員研修につきましては、オンライン形式の研修など新たな手法での実施について検討していくとしております。

続いて、14ページをご覧くださいと思います。次のページになります。

14ページから23ページまでは、自立のための財政戦略に対する取組になります。

14ページの24番から17ページの25-11につきましては、徴収対策室で債権管理をしております13債権の徴収対策の取組状況となります。財源確保と公平性の観点から、収納率の向上と収入未済額の減少を図るための取組を進め、効果を上げております。

18ページ、19ページをご覧ください。

推進期間中の徴収対策の目標数値と、令和2年度の実績をまとめた表となっています。

現年分は、収納率、滞納繰越分は収入未済額で達成度を図り、対目標差がプラスの場合に目標達成としております。

13債権中、令和2年度の目標を達成した債権は、18ページの一番上にあります市税、その下の国民健康保険税、中段にあります保育料、その下の介護保険料、その下の下水道受益者負担金、19ページに移りまして、中段の土地貸付料、一番下の水道使用料の7債権となりました。

続いて、飛びますが24ページをお願いいたします。

24ページから27ページまでは、資産マネジメント戦略に対する取組となります。

ここでは、長期的な視点に立った公共資産の活用を推進いたします。

25ページの40番、保育所の再編、41番、学校の再編について説明いたします。

まず、保育所の再編につきましては、公立保育所個別施設計画案への民意反映のため、旭市立保育所再編計画策定懇談会を設置、民間の意見を取り入れながら計画を作成するという今後の方向性が定められました。計画策定完了には至らなかったということで、「概ね順調」としております。

続いて、41番の学校の再編につきましては、本年3月に旭市学校再編計画策定委員会からの報告を受け、学校再編に向けた方針が策定完了となったことから「順調」としております。

続きまして42番、施設台帳の電子化についてです。これまでシステム化に向けたデータの精査・整備を進めながら、導入するシステムの選定について検討してきましたが、導入までにはまだ時間を要するとして「停滞」としております。

続きまして、最後のページ、28ページをお開きください。

こちらは、令和2年度の歳入確保及び経費節減の効果額とその内訳となっております。令和2年度の効果額としては、2億2,948万円と算出いたしました。内訳につきましては表のとおりとなりますが、主なものとしまして、表の上段、①安定した歳入の確保では、市債権の収入未済額の縮減により1億3,524万円、その下の表②経費の節減・合理化では、施設廃止などによる維持管理の削減により2,537万円となりました。

以上、項目を絞って説明させていただきましたが、今後も市の将来を見据えた効果的な行政改革を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で行政改革推進課からの報告を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の報告は終わりました。

ただいまの報告で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

議長。

○議長（木内欽市） 大変皆さん努力して経費の節減を図って素晴らしいことだと思いますけれども、この経費の節減と市民サービスは、やっぱり相反するものがあると思うんですよ。これをあまり進めると、市民サービスが悪くなるということが考えられます。

1つお聞きしたいんですが、コミュニティバスの運賃の見直し、これ料金100円から200円に上げましたよね。上げましたけれども、逆に、上げたがために利用者が減って収入が減っているんじゃないかと私思うんです。料金を倍に上げたから倍に増える、今度、上げたがために利用者が減ってしまった。

それと、あと前にも1回言ったんですが、今まで東庄町の近くまで走っていたバスが、その1キロ以上手前で行かなくなっちゃいましたね。それでバス停もなくなっちゃったんですよ。私なんかはいつも利用していたんですが、家の近くのバス停がなくなっちゃったということもあります。

それと、利用者からありました。飯岡駅はバスが行かなくなっちゃった。学生はどうするんだということなんですが、こういう改革をあまり進めちゃうと、そういった不便が出てきちゃうと思うんですよ。もともと地区懇談会でも意見が出ましたが、利益が出るのであれば民間がやります、千葉交通なり千葉観光がやります。利益が出ないから市がやるんであって、利益を求めるためのコミュニティバスじゃなかったわけですよ。そういった点をやはりこれから配慮していただかないと、何でも経費節減、経費節減とやっちゃうと、そういったしわ寄せがたくさんまいります。

それと、たまたま消防長もおいでですが、昨日も申し上げたんですよ。全部施設の統廃合、統廃合とやっちゃいますが、今度、飯岡地区の飯岡支所が解体になります。飯岡の人に言わせてみたら、飯岡がみんななくなっちゃうというんですよ。支所がなくなっちゃう、今度分署もなくなっちゃう。一分一秒を争うときに、小学校の再編はだいたい理解できますけれども、消防まで再編する必要が逆にあるのかなと、そういった面も全部再編をやればいいのかというわけじゃないので、旭市の財政、そんなに今現在は悪くないですから、将来的には交付税

とかどンドン人口減で減りますね。合併算定替がありますから減りますけれども、今そこまで逼迫していないので、何でもかんでもこれ全部やっちゃうと、かえってサービス低下になると、このように思いますが、副市長いらっしゃる。担当課は上からの指示だから、自分で答えられないんでしょうが、この辺は副市長、ちょっと考える必要があるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 木内議長の質疑に対して答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯嶋 茂） ご意見ありがとうございます。

まさしく、議長さん今おっしゃられましたように、現在、市の財政、非常に潤っているといえますか良好な状況でございます。5年、10年先ですぐ転ぶような状況ではございません。ただ、やはり従来から申し上げておりますように、今後、昭和50年代ですかね、これは旭市に限らず日本全国全部そうですが、公共施設等の老朽化による更新といえますか維持管理等、相当事業費が高騰するというようなことも踏まえた中で、現在いろいろと行政改革といえますか進めているところでございます。ただ、やはり議長さんおっしゃっていただきましたように、現在の市民、正しく貴重な税金を納めていただいている中で、やはり今しっかりとした住民サービスを受けて、これも当然今の市民の声であります。ですから、そこら辺のバランス、将来を見据えた中で、じゃあどこまで将来に向かってその事業等も縮小していくのか、やめていくのかとか。また、当然やめていくだけじゃなくて、当然代替の新たな事業のほうも展開しているところでございます。

先ほどコミュバスの話がありました。それについては利用者がどれだけいるかどうか分かりませんが、でも、デマンド交通とかいろんな時代時代に合った政策という方向性もあろうかと思えます。そこら辺もしっかり見据えた中で考えていきたいなと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 昨年、令和2年度から運賃改定を行って、100円から200円ということを行っております。令和元年度の運賃収入ですけれども、令和元年度におきましては588万7,945円ということになっております。令和2年度、運賃改定してからの金額ですが、723万1,345円ということになっております。したがって、2倍とはなっておりませんので、確かに乗客数は減っているという現状はございます。ただ、これと同時にデマンド交通を始めましたので、それによりましてそちらへ流れた数もあるかと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 木内議長。

○議長（木内欽市） どうもありがとうございました。

運賃収入は増えたということですね。私は個人的に何回か使っていたんですが、私はこの運賃値上げになってから一度も利用していないんですよ。今言ったように、バス停がなくなっちゃったんですから、非常に遠くなっちゃったもので利用していないので、私の場合は100%減なんですけど、増えたということであれば理解いたしました。ありがとうございました。

それと、私は何でも削減じゃないんだよ。ですから、何度も言う、前も言っているんですが、分かりやすく言えば、太陽光ありますね。これを始めたときにも、飯岡の保育所にも太陽光を乗せるという話だったんですが、そのときに香取市の太陽光幾らでやっているといったら、キロ当たり30万円ちょっとというすごい採算が取れるんですよ。だったら、保育所にやる場合にはその何倍ものやつだったから、それはおかしいだろうと言って、今保育所には乗っていないんですよ、飯岡の保育所には。道の駅にも乗っていないんですよ。道の駅にも最初乗せようと思ったでしょう。それは、私は高過ぎると言って、乗ってなくてよくなったと思ったら、この庁舎にはそれは副市長に当時見事に切り返されて、高くてもしょうがないんですよ。再生紙は高いでしょうと、私もぎゃふんと言わされたんですが、後で計算してみたら、1万枚で何円という高さでしょう。高い分にはならないですよ。それは分かります。分かりますけれども、そういったところ、例えば太陽光の場合は国の方針でやれと言われればやるのかもしれませんが、採算が取れるまで40年も50年もかかるような施設を整備するならば、そういったところを改革したほうがいいんじゃないのかなと、そういった意味での質問をさせていただきました。

あと、コミュニティバスは料金が増えたということであれば結構です。ありがとうございました。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、所管事項の報告は終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

○委員長（宮澤芳雄） これにて本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時46分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮澤芳雄